

附 属 資 料

第1章	証券監視委の組織・事務概要	1
1	組織及び事務概要	2
2	証券監視委の機能強化	29
3	証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移	31
4	組織・事務に係る法令の概要	33
第2章	証券監視委の基本指針等	49
1	証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）	50
2	証券モニタリングに関する基本指針等	58
3	取引調査に関する基本指針	91
4	開示検査に関する基本指針	95
第3章	証券監視委の活動実績等	103
1	証券監視委の活動状況	104
2	市場分析審査実施状況	106
3	証券検査実施状況	110
4	勧告等実施状況	113
5	勧告等事案の概要一覧表	118
6	裁判所への申立て実施状況	145
7	犯則事件の調査・告発等	162
8	建議実施状況等	215
9	海外当局との連携	225
10	講演会等の開催状況	229
11	各種広報媒体への寄稿	231
第4章	情報の受付について	237

第1章

証券監視委の 組織・事務概要

1-1 組織及び事務概要

1. 組織及び事務概要

(1) 証券監視委設置の経緯

平成3年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年7月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会(以下「行革審」という。)に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年9月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第8条に基づく委員会(八条委員会)を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成4年2月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年5月29日に成立し、同年6月5日に法律第73号として公布、同年7月20日に施行され、同日、国家行政組織法第8条及び大蔵省設置法第7条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関(八条委員会)として証券監視委が発足した。

(2) 金融庁(金融監督庁・金融再生委員会)への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年6月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融監督庁設置法第7条に基づき設置された合議制の機関(八条委員会))のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制(国家行

政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年7月1日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制(国家行政組織法第8条及び金融再生委員会設置法第21条に基づき設置された合議制の機関)のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年1月6日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第54条及び金融庁設置法第6条に基づき設置された合議制の機関(いわゆる八条委員会((注)国家行政組織法第8条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。)としての位置づけ)として、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための5つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券モニタリング、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の5つに分かれる。

イ. 市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ. 証券モニタリング

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ. 取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

二. 開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ. 犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

② 勧告

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

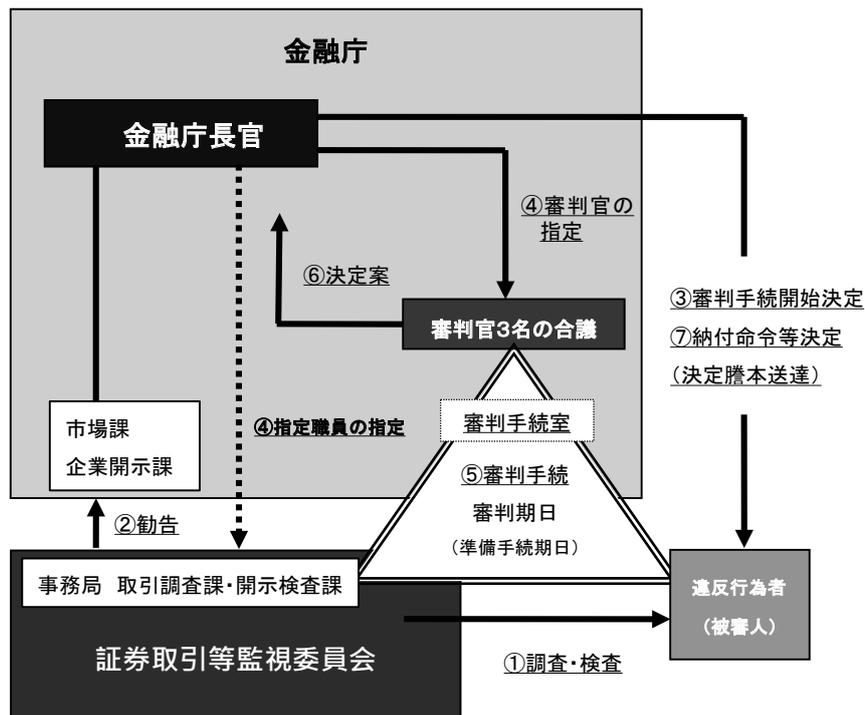
③課徴金制度

課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置である。

対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等であり、証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告する。

勧告を受け、金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経て作成された決定案に基づき、課徴金の納付を命ずるか否かを決定する。

<課徴金制度概念図>



④ 建議

証券監視委は、証券モニタリング、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

⑤ 告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

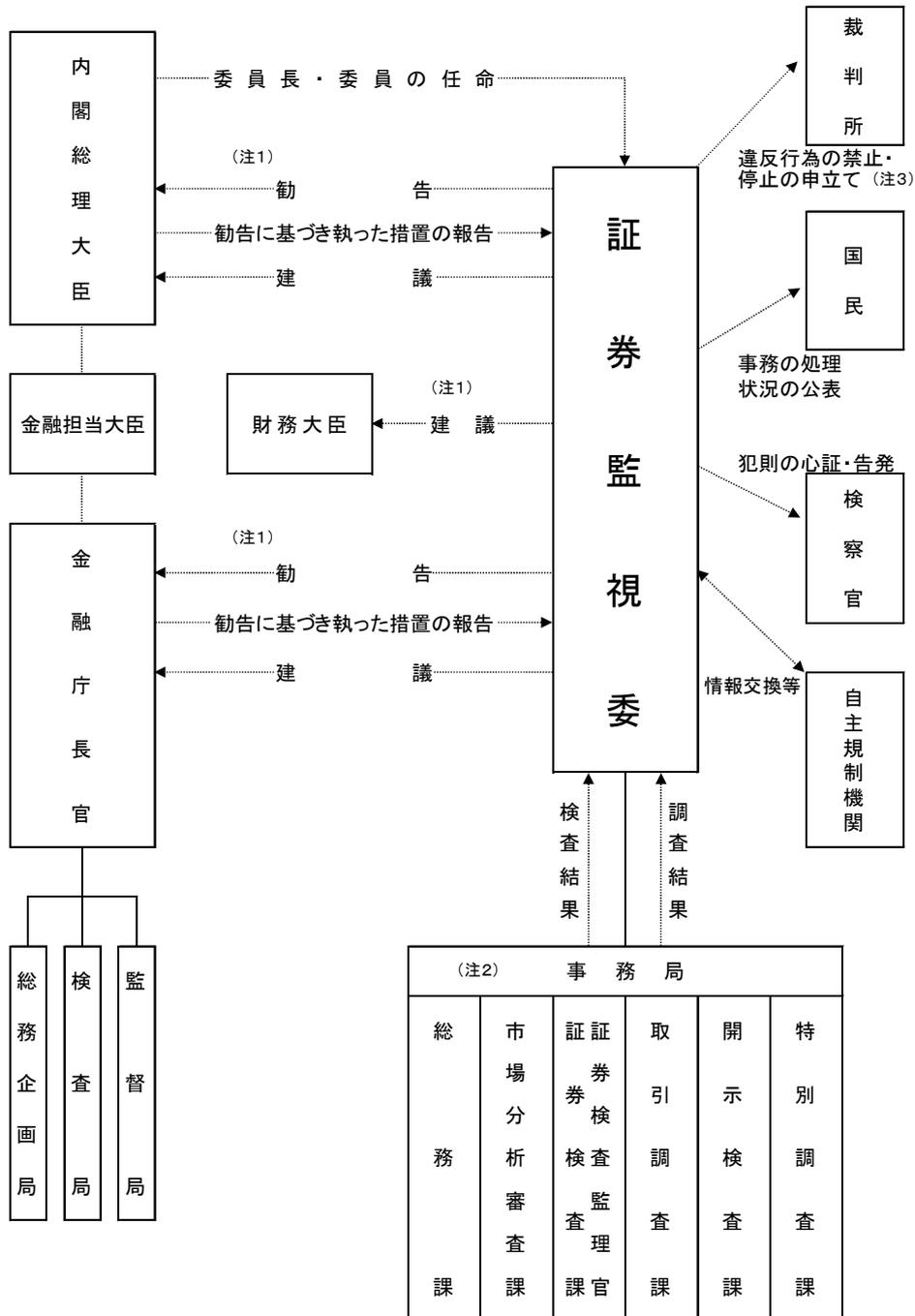
⑥ 裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第 187 条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑦ 事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

監視体制の概念図



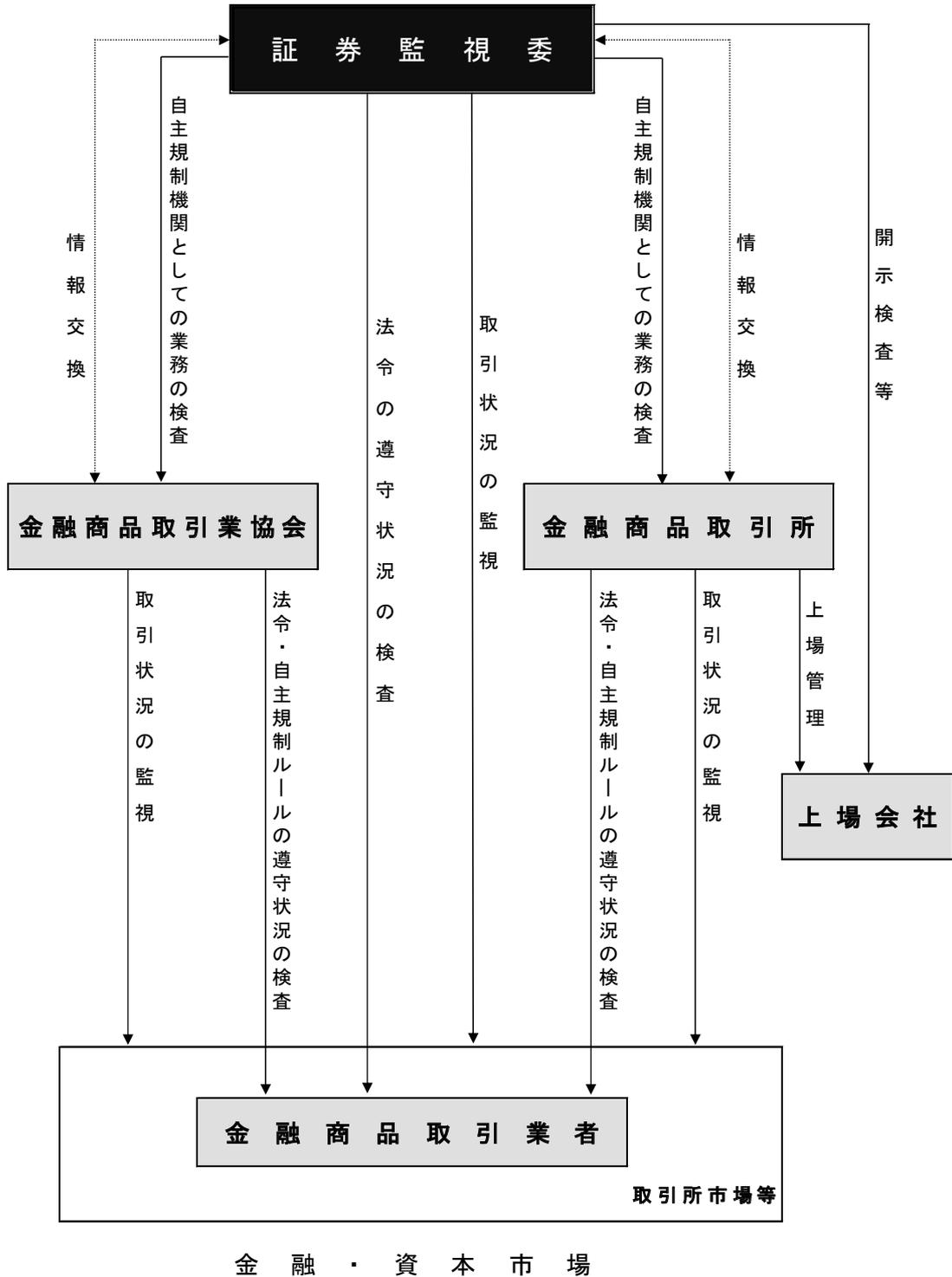
(注1) 勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる(設置法第20条、第21条)。

(注2) 平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

(注3) 金商法改正(平成20年12月施行)により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

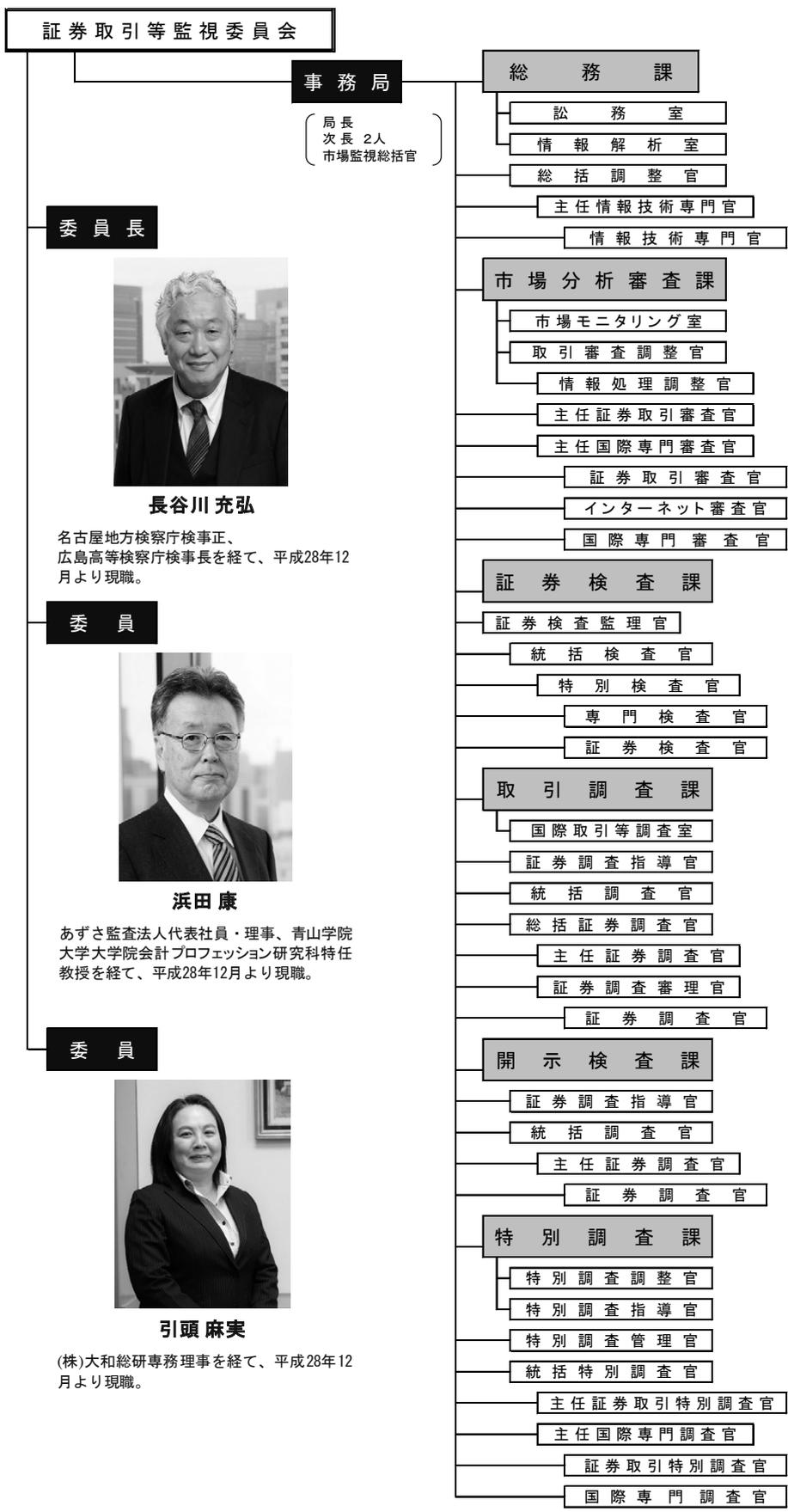
⑧ 自主規制機関との協働

自主規制機関(自主規制法人、金融商品取引業協会)は、日常的な市場監視活動を行っており、証券監視委は、これら自主規制機関と緊密な連携を図っている。



証券監視委の機構図

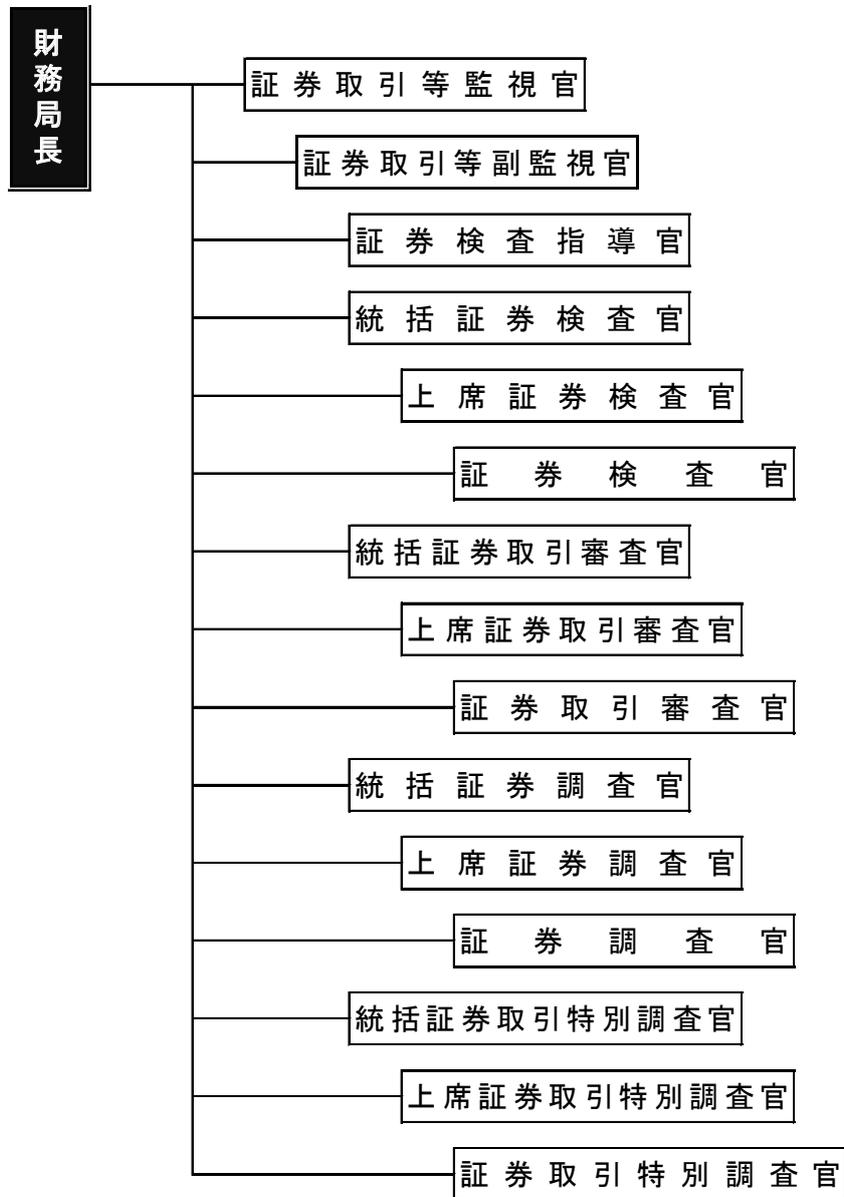
1-1
第2節
第3節
第4節



(注)平成 18 年7月に5課体制に再編。さらに、平成 23 年7月に6課体制に再編。

(注)平成 18 年7月に5課体制に再編。さらに、平成 23 年7月に6課体制に再編。

財務局の機構図



2. 市場分析審査

(1) 取引審査について

1) 取引審査に係る重点的取組み

取引審査の目的は、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて、不公正取引の疑いのある取引等の端緒を適時・適切に把握することである。審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになるため、的確かつ迅速な審査を行う必要がある。

2) 法令上の根拠

取引審査等においては、金融商品取引等の公正を確保し、投資者の保護を図るため必要かつ適当であると認める場合は、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料の徴取を行っている。これらの報告・資料徴取の権限は、金商法等において規定されている(附属資料1-4参照)。

3) 審査事例

取引審査においては、まず、日常の市場動向の監視や各種情報に基づいて以下のような銘柄を抽出し、金融商品取引業者等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取している。

- ① 株価が急騰・急落するなど不自然な動きが見られた銘柄
- ② 投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす「重要事実」が公表された銘柄
- ③ 新聞、雑誌及びインターネットの掲示板等で話題になっている銘柄
- ④ 一般から寄せられた情報において取り上げられている銘柄

次に、これらの報告・資料に基づいて、市場の公正性を害する相場操縦や内部者取引、偽計等の疑いのある取引について審査を行っている。併せて、こうした取引に関与していた金融商品取引業者に行為規制違反等の問題のある行為がなかったかについても審査を行っている。

審査の結果、問題が把握された取引については、証券監視委内の担当部門において一層の実態解明を行うことになる。

取引審査における一般的な事例は、以下のとおりである。

① 内部者取引に関して審査を行った事例

イ. A社が、B社株式をTOB(株式公開買付け)する旨を公表したところ、B社の株価が大きく上昇したことから、B社株式の公表前の取引について審査を行った。

ロ. C社が、業績予想の下方修正を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ハ. D社が、第三者割当による株式の発行を公表したところ、その株価が大きく下落したことから、公表前の取引について審査を行った。

ニ. 証券会社から、E社の株式について、内部者取引によって利益を得た可能性がある委託者がいる旨の情報提供があったことから、審査を行った。

ホ. F社の株式について、F社の会社関係者が内部者取引を行った可能性があるとの情報提供があったことから、審査を行った。

② 価格形成に関して審査を行った事例

イ. G社の株価が、特段の株価上昇要因が無い中、出来高を伴い急騰したことから、審査を行った。

ロ. 金融商品取引所から、H社株の価格形成について審査を行った結果、特定の委託者が見せ玉手法による相場操縦を行っている疑いがある旨の報告があったことから、審査を行った。

ハ. 証券会社から、I社株の売買に関して、特定の者が相場操縦を行っている旨の情報が寄せられたことから、審査を行った。

ニ. J社株の売買に関して、一般投資家から、買い上がり買付けによって株価を引き上げた人物が、インターネット上の掲示板において、当該株式の買付けを推奨する書込みを多数投稿しているとの情報が寄せられたことから、審査を行った。

③ その他の観点から審査を行った事例

イ. K社は新製品の開発に関する公表を行っており、公表後のK社の株価は急騰しているが、公表内容に不明な点が認められたことから、風説の流布等の観点から審査を行った。

ロ. L社は経営成績の悪化が続いている状況のなかファイナンスを実施しているが、L社の役員が当該ファイナンスを公表することによって株価を上昇させ、保有していたL社株式の売却を図ったとの情報が寄せられたことから、偽計等の観点から審査を行った。

ハ. M社がファイナンスを行った後、ファイナンス資金の不正な流出の可能性が認められたため、偽計等の観点から審査を行った。

二、インターネット上のホームページにおいて、複数の銘柄につき、株価の急騰をほのめかす書き込みが行われ、その後に株価が急騰している状況が認められたため、風説の流布等の観点から、審査を行った。

なお、証券監視委では、不公正取引に関連して行われるインターネット掲示板やSNS等インターネット上の書き込みに対する監視のため、インターネット巡回監視システムを導入し、過去の(削除された)書き込みも含めて情報収集を行っている。

4)クロスボーダー取引への対応

我が国の株式市場においては、海外投資家による委託取引の売買金額が過半を占めるなど、クロスボーダー取引が常態化している。このため、証券監視委は、取引審査の段階においても、必要に応じ、クロスボーダー取引について金融商品取引業者等から情報を収集するとともに、M MoUの活用により海外当局の協力も得つつ、市場監視の空白が生じないように努めている。

(2)市場モニタリングについて

経済情勢や経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視を行い、また、発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握して市場における課題を抽出し、調査担当課や自主規制機関等の関係先へ共有することを目的とした、市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置した。

市場モニタリング室では、インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事を始め、市場関係者や個別企業といった、幅広い先から情報を収集し分析を行っている。

(3)情報提供に関する各種窓口について

一般投資家や市場関係者等からの情報は、市場における様々な出来事について、投資家等が発する生の声であり、証券監視委による証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等の権限を行使する際の端緒となる場合があるなど、重要性・有用性の高いものが含まれていることから、証券監視委では、できるだけ多くの方から多数の情報が寄せられることが重要であると考えている。

そこで、以下のとおり各種窓口を設置し、幅広い情報提供を呼びかけている。なお、各種窓口の連絡先は「附属資料4」を参照。

1) 情報提供窓口

市場において不正が疑われる情報や、投資者保護上問題があると思われる幅広い情報を電話、来訪、郵送、インターネット等の多様な方法により受け付けている。

2) 年金運用ホットライン

年金運用に関する有用性の高い情報を収集するため、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けている。

年金運用ホットラインに寄せられた情報については、証券監視委の職員である年金運用の専門家による積極的かつ質の高い分析を行い、投資一任業者に対する効率的・効果的な検査の実施に役立てている。

〔情報提供に当たっての留意事項〕

- ・ 有用性の高い情報を得る観点から、「実名」の方を対象。
- ・ 特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応。

3) 公益通報窓口

公益通報及び公益通報に準ずる通報の受付のほか、電話による相談対応も行っている。その際、通報に関する秘密保持について、特に留意して対応することとしている。

公益通報者保護法(平成 18 年4月施行)により、公益通報をした労働者は、公益通報したことを理由とした解雇等の不利益な取扱いから保護されるとともに、公益通報を受けた行政機関には、必要な調査や適切な措置をとる義務が課されている。

(注)証券監視委では、平成 29 年7月1日付で公益通報対応関連規則を改正し、役員又は退職若しくは退任後5年以内の労働者若しくは役員からの通報といった「公益通報に準ずる通報」についても受け付けることとした。これらの者は公益通報者保護法の適用対象ではないが、証券監視委では、公益通報と同様に必要な調査や適切な措置をとることとしている。

証券監視委に寄せられたこれらの情報は、内容を精査した上で速やかに関係部署へ回付され、当該部署において内容を検討し、その重要性・有用性を勘案し、証券監視委の行う取引審査、証券モニタリング、取引調査、国際取引等調査、開示検査及び犯則事件の調査等に活用されている。

また、各金融商品取引所の「上場審査」及び「上場管理」に有用と思われる情報については、積極的に各取引所に対して情報を提供し、関係機関と連携した情報の活用を行っている。

(4) 関係機関との連携について

1) 財務局等との連携

日常的な市場監視は、財務局等の証券取引等監視官部門でも行われており、証券監視委は財務局等との間で恒常的な連携を図っている。包括的で機動的な市場監視の実効性を高めるためには、証券監視委及び各財務局等における市場監視のレベル感、特に取引審査の質と量とその迅速性を統一する必要がある。

このため、証券監視委と財務局等との間で、常時、情報の共有や意見交換を行い、日常の市場監視に活かすとともに、定期的な会議や合同での研修を開催することにより、市場監視に関する問題意識や市場動向等の情報の共有を図っている。

2) 自主規制機関との緊密な連携

日常的な市場監視活動は、自主規制機関である金融商品取引所や金融商品取引業協会でも行われており、証券監視委は、これまでもこれら自主規制機関との間で緊密な連携を図ってきたところである。具体的には、金融商品取引所においては、流通市場における株価動向や投資家による発注状況等について、リアルタイムで監視を行っているほか、法令違反等が疑われる注文・取引に対し、事後的な売買審査を行っている。こうした売買審査の結果は、随時、証券監視委に対して報告が行われ、意見交換を実施している。特に不公正取引の可能性が高い異常な取引が認められた場合には、速やかに証券監視委と金融商品取引所(売買審査部門)の間で情報の共有化が図られる体制となっている。

金融商品取引業協会である日本証券業協会においては、同協会の会員に対して、顧客の取引が内部者取引のおそれがあると認識した場合には、証券監視委及び同協会へ報告することを定めており、証券監視委では、同協会の協会員から寄せられる売買審査結果報告書を、内部者

取引に係る取引審査の端緒情報や参考情報として活用している。また、同協会は、店頭取扱有価証券に関する売買審査を行っており、その結果を証券監視委に報告している。

3. 証券モニタリング

(1) 証券検査の権限

- 1) 証券監視委は、平成4年の発足以降、証券会社等に対し取引の公正を確保するための検査を行ってきたが、平成17年7月、市場監視機能の強化を図る観点から整備された改正証券法等が施行され、それまで金融庁検査局が行ってきた証券会社や金融先物取引業者等の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託会社等の検査対象先に対する検査の権限が、証券監視委に委任された。併せて、改正金融先物取引法が施行され、外国為替証拠金(FX)取引を取り扱う業者が金融先物取引業者として規制の対象となり、証券監視委の検査対象となった。

平成19年9月には、金商法が全面施行され、集団投資スキーム(ファンド)持分の販売・勧誘行為や集団投資スキーム形態で主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資運用(自己運用)を行う者などが新たに検査の対象となり、また、金融商品取引業者、金融商品取引業協会、金融商品取引所等から業務の委託を受けた者についても検査対象となった。更に、平成22年4月からは信用格付業者及び指定紛争解決機関等、平成24年11月からは取引情報蓄積機関、平成27年5月からは特定金融指標算出者、平成30年4月からは高速取引行為者が検査対象となり、近年、証券監視委による検査の範囲は拡大している。

また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者等 (金商法第56条の2第1項、第194条の7第2項第1号及び第3項)
- なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第63条の3第2項において準用する第63条の6、第194条の7第2

- 項第2号の2及び第3項を含む)
- ② 金融商品取引業者の主要株主等 (金商法第 56 条の2第2項から第4項まで、第 194 条の7第2項第1号及び第3項)
 - ③ 特別金融商品取引業者の子会社等 (金商法第 57 条の 10 第1項、第 194 条の7第3項)
 - ④ 指定親会社 (金商法第 57 条の 23、第 194 条の7第3項)
 - ⑤ 指定親会社の主要株主 (金商法第 57 条の 26 第2項、第 194 条の7第3項)
 - ⑥ 取引所取引許可業者 (金商法第 60 条の 11、第 194 条の7第2項第2号及び第3項)
 - ⑦ 電子店頭デリバティブ取引等許可業者 (金商法第 60 条の 14 第2項において準用する第 60 条の 11、第 194 条の7第2項第2号及び第3項)
 - ⑧ 特例業務届出者 (金商法第 63 条の6、第 194 条の7第2項第2号の2及び第3項)
 - ⑨ 金融商品仲介業者 (金商法第 66 条の 22、第 194 条の7第2項第3号及び第3項)
 - ⑩ 信用格付業者 (金商法第 66 条の 45 第1項、第 194 条の7第2項第3号の2及び第3項)
 - ⑪ 高速取引行為者 (金商法第 66 条の 67、第 194 条の7第2項第3号の3及び第3項)
 - ⑫ 認可金融商品取引業協会 (金商法第 75 条、第 194 条の7第2項第4号及び第3項)
 - ⑬ 認定金融商品取引業協会 (金商法第 79 条の4、第 194 条の7第2項第5号及び第3項)
 - ⑭ 投資者保護基金 (金商法第 79 条の 77、第 194 条の7第3項)
 - ⑮ 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第 103 条の4、第 194 条の7第3項)
 - ⑯ 株式会社金融商品取引所の主要株主等 (金商法第 106 条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
 - ⑰ 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第 106 条の 16、第 194 条の7第3項)
 - ⑱ 金融商品取引所持株会社の主要株主等 (金商法第 106 条の 20 第1項(同条第2項において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)

- ⑲ 金融商品取引所持株会社等 (金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用する場合を含む)、第 194 条の7第3項)
- ⑳ 金融商品取引所 (金商法第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
- ㉑ 自主規制法人 (金商法第 153 条の4において準用する第 151 条、第 194 条の7第2項第6号及び第3項)
- ㉒ 外国金融商品取引所 (金商法第 155 条の9、第 194 条の7第2項第7号及び第3項)
- ㉓ 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者 (金商法第 156 条の5の4、第 194 条の7第3項)
- ㉔ 金融商品取引清算機関の主要株主 (金商法第 156 条の5の8、第 194 条の7第3項)
- ㉕ 金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 15、第 194 条の7第3項)
- ㉖ 外国金融商品取引清算機関 (金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第3項)
- ㉗ 証券金融会社 (金商法第 156 条の 34、第 194 条の7第3項)
- ㉘ 指定紛争解決機関 (金商法第 156 条の 58、第 194 条の7第3項)
- ㉙ 取引情報蓄積機関等 (金商法第 156 条の 80、第 194 条の7第3項)
- ㉚ 特定金融指標算出者等 (金商法第 156 条の 89、第 194 条の7第3項)
- ㉛ 投資信託委託会社等 (投信法第 22 条第1項、第 225 条第3項)
- ㉜ 設立中の投資法人の設立企画人等 (投信法第 213 条第1項、第 225 条第2項及び第3項)
- ㉝ 投資法人 (投信法第 213 条第2項、第 225 条第3項)
- ㉞ 投資法人の資産保管会社等 (投信法第 213 条第3項、第 225 条第3項)
- ㉟ 投資法人の執行役員等 (投信法第 213 条第4項、第 225 条第3項)
- ㊱ 特定譲渡人 (SPC法第 209 条第2項において準用する第 217 条第1項、第 290 条第2項第1号及び第3項)
- ㊲ 特定目的会社 (SPC法第 217 条第1項、第 290 条第3項)
- ㊳ 特定目的信託の原委託者 (SPC法第 286 条第1項において準用する第 209 条第2項において準用する第 217 条第1項、第 290 条第2項第2号及び第3項)
- ㊴ 振替機関 (社債等振替法第 20 条第1項、第 286 条第2項)
- ㊵ その他、上記①から㊴までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

- 2) 証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、(1)の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

- ① 金融商品取引業者、特例業務届出者 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第6項第1号)
- ② 登録金融機関 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第6項第2号)
- ③ 証券金融会社、振替機関、口座管理機関 (犯収法第 16 条第1項、第 22 条第7項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記1)及び2)の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している(ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる)。

- 3) 証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告したときは、内閣総理大臣から外務員登録に関する事務を委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

(2) 証券モニタリング基本方針

証券監視委は、平成 28 年事務年度(7月～翌6月)から、金融庁が公表する「金融行政方針」を踏まえ、金融商品取引業者等に対する証券モニタリングの具体的な取組み方針を「証券モニタリング基本方針」として公表している(平成 29 事務年度は、平成 29 年 11 月 14 日に公表)。

平成 29 事務年度は、昨事務年度においてビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証を行った知見を基礎として、各社のビジネスモデルの変化に、より注視したオフサイト・モニタリングを実施し、想定される問題を検証テーマとして絞り込む等の十分なリスクアセスメントを行い、とりわけ以下のような状況が把握され、更に詳細実態をする必要がある場合には、機動的にオンサイト・モニタリングを実施していくことを同基本方針で示している。

- ① 個別の法令違反事項や業務運営上内部管理態勢の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

引き続き、証券監視委では、金融行政方針を踏まえつつ、経済環境やモニタリング対象事業者の動向を適時適切に把握して、効果的・効率的な証券モニタリングを実践するため、適宜同基本方針の見直しを検討していく(附属資料2-2-2「平成 29 事務年度 証券モニタリング基本方針」参照)。

4. 取引調査、国際取引等調査

(1) 取引調査の権限

取引調査の権限は、金商法第 177 条で定められており、

- 1) 事件関係人若しくは参考人に出頭を求め、質問をし、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること
- 2) 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと
- 3) 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること
- 4) 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること

ができることとされている。

(2) 課徴金の対象となる行為及び課徴金額

課徴金制度導入以降、金商法等の累次の改正により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金水準を引き上げる見直しが行われている。

不公正取引に係る対象行為と課徴金額は以下のとおりである。

1) 風説の流布・偽計(金商法第 173 条)

課徴金額: 違反行為(風説の流布・偽計)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

(注) 金融商品取引業者等が顧客等の計算において不公正取引を行った場合、それがファンドの運用として行われた場合には運用の対価の額を3倍した額を、その他の場合には、手数料、報酬その他の対価の額を課徴金額として賦課。(以下同じ。)

2) 仮装・馴合売買(金商法第 174 条)

課徴金額: 違反行為(仮装・馴合売買)終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額等

3) 現実売買による相場操縦(金商法第 174 条の2、旧金商法 174 条)

課徴金額: 違反行為(現実売買による相場操縦)期間中に自己の計算において確定した損益と、違反行為終了時点で自己の計算において生じている売り(買い)ポジションについて、当該ポジションに係る売付け等(買付け等)の価額と当該ポジションを違反行為後1月間の最安値(最高値)で評価した価額との差額との合計額等

4) 違法な安定操作取引(金商法第 174 条の3)

課徴金額：違反行為（違法な安定操作取引）に係る損益と、違反行為開始時点で自己の計算において生じているポジションについて、違反行為後1月間の平均価格と違反行為期間中の平均価格の差額に当該ポジションの数量を乗じた額との合計額等

5) 内部者取引（金商法第175条）

課徴金額：違反行為（内部者取引）に係る売付け等（買付け等）（重要事実の公表前6月以内に行われたものに限る。）の価額と、重要事実公表後2週間の最安値（最高値）に当該売付け等（買付け等）の数量を乗じた額との差額等

6) 情報伝達・取引推奨行為（金商法第175条の2）

課徴金額：違反行為（情報伝達・取引推奨行為）により、情報受領者が行った売買等によって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額等

（注）金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）により新たに課徴金の対象となったもので、平成26年4月1日以降の違反行為について適用。

（注1）違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は1.5倍となる。

（注2）上場会社等による自己株取得に係る内部者取引について、違反者が当局による調査前に申告を行った場合には、課徴金の額は半額となる。

5. 開示検査

（1）開示検査の権限

わが国金融・資本市場においては、金商法の規定に基づき、約3,600社の上場会社を始めとする有価証券報告書の提出義務を負う発行者等から開示書類が提出されている。これらの開示書類に対する開示検査の具体的な権限は以下のとおりである。

- 1) 有価証券届出書、発行登録書、有価証券報告書、内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書若しくは親会社等状況報告書等を提出した

者若しくは提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 26 条（同法第 27 条において準用する場合を含む。））

2) 公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第1項（同法第 27 条の 22 の2第2項において準用する場合を含む。））

3) 意見表明報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 22 第2項）

4) 大量保有報告書を提出した者若しくは提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者、その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 30 第1項）

5) 大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社若しくは参考人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限（金商法第 27 条の 30 第2項）

6) 特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者若しくは参考人に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限（金商法第 27 条の 35）

7) 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為」という。）をした者に対する課徴金に係る事件について事件関係人等に出頭を求め、質問をし、若しくは意見若しくは報告を徴し、又は事件関係人の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する権限（金商法第 177 条）

8) 監査証明を行った公認会計士又は監査法人に対して報告又は資料の提出を命ずる権限
(金商法第 193 条の2第6項)

(注1)以下の権限については、証券監視委に委任されていない(課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。)

- ・ 有価証券届出書の効力発生前に行われる届出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の2第1項第1号)
- ・ 発行登録書の効力発生前に行われる発行登録書の提出者に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の2第1項第2号)
- ・ 公開買付期間中における公開買付者等及び意見表明報告書の提出者等に対して報告若しくは資料の提出を命じ、又は帳簿書類その他の物件の検査を行う権限(金商法施行令第 38 条の2第1項第3号)

(注2)以下の権限については、金融庁長官が自ら行うことを妨げないこととなっている。

- ・ 上記1)～6)及び8)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法施行令第 38 条の2第1項ただし書)
- ・ 上記7)のうち、報告又は資料の提出を命ずる権限(金商法第 194 条の7第2項ただし書)

(2) 開示検査結果に基づく勧告

1) 課徴金納付命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。課徴金納付命令の発出を求める勧告が行われた場合には、内閣総理大臣より委任された金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、審判官が審判手続を経た上で審判事件についての決定案を作成し、決定案に基づき課徴金の納付を命ずるか否かの決定を行うことになる。

課徴金制度導入以降、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成 17 年法律第 76 号)、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成 20 年法律第 65 号)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成

24 年法律第 86 号)により、課徴金の対象範囲の拡大や課徴金の水準を引き上げる見直しが行われている。

課徴金の対象となる行為及び課徴金額は以下のとおりである。

- ① 有価証券届出書を提出しない等のため必要な届出が受理されていないのに募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条)

課徴金額: 募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

- ② 虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出し等の発行開示)等に基づく募集・売出し等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の2)

課徴金額: 募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

- ③ 有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出しない行為(金商法第 172 条の3)

課徴金額: 前事業年度の監査報酬額(前事業年度の監査がない場合等は 400 万円)

(四半期報告書・半期報告書の場合はその2分の1)

- ④ 虚偽記載のある有価証券報告書(事業年度ごとの継続開示)等を提出する行為(金商法第 172 条の4)

課徴金額: 600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額

(四半期報告書・半期報告書・臨時報告書等の場合はその2分の1)

- ⑤ 公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をする行為(金商法第 172 条の5)

課徴金額: 買付総額の 100 分の 25

- ⑥ 虚偽表示のある公開買付開始公告を行い、又は虚偽記載のある公開買付届出書等を提出する行為(金商法第 172 条の6)

課徴金額: 買付株券等の時価合計額の 100 分の 25

- ⑦ 大量保有報告書・変更報告書を提出しない行為(金商法第 172 条の7)

課徴金額: 対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の1

- ⑧ 虚偽記載のある大量保有報告書・変更報告書等を提出する行為(金商法第 172 条の8)

課徴金額: 対象株券等の発行者の時価総額の 10 万分の1

- ⑨ 特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の9)

課徴金額: 募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

- ⑩ 虚偽のある特定証券等情報を提供又は公表して特定勧誘等を行い、有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(金商法第 172 条の 10)

課徴金額:

イ. 当該特定証券等情報が公表されている場合

募集・売出総額の 100 分の 4.5(株券等以外は 100 分の 2.25)

ロ. 当該特定証券等情報が公表されていない場合

イ. の額に、

当該特定証券等情報の提供を受けた者の数

当該特定勧誘等の相手方の数

を乗じて得た額

- ⑪ 虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為(金商法第 172 条の 11)

課徴金額:

イ. 当該発行者等情報が公表されている場合

600 万円又は発行者の時価総額の 10 万分の6のいずれか大きい額

ロ. 当該発行者等情報が公表されていない場合

イ. の額に、

当該発行者等情報の提供を受けた者の数

発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数

を乗じて得た額

⑫ 特定関与行為(金商法第 172 条の 12)

課徴金額:

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

(注)平成 24 年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成 25 年9月6日以後に開始する違反行為について適用。

なお、上記②、④、⑦、⑩、⑪及び⑫の違反行為について、違反者が当局による調査前に違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が半額となる(金商法第 185 条の7第 14 項)。他方、違反者が過去5年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合には、課徴金の額は 1.5 倍となる(金商法第 185 条の7第 15 項)。

2) 訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告

開示検査の結果、開示書類の重要な事項について虚偽記載等が認められるにもかかわらず、当該開示書類の訂正報告書等が提出されない場合には、必要に応じて内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令の発出を求める勧告を行う(設置法第 20 条)。

6. 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査に係る権限として、金商法において、任意調査権限(金商法第 210 条)と強制調査権限(金商法第 211 条等)が規定されている。任意調査として、犯則疑者又は参考人(以下「犯則疑者等」という。)に対する質問、犯則疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置をすることができ、強制調査として、裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索及び差押えをすることができる。

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令(金商法施行令第 45 条)で規定されている。主なものとしては、発行会社を対象とする虚偽有価証券報告書等提出のほか、会社関係者等を対象とする内部者取引、何人をも対象とする風説の流布、偽計、相場操縦等がある(附属資料1-4参照)。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合において、顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件の調査対象と規定されている(犯収法第 32 条)。

証券監視委職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査結果を証券監視委に報告する(金商法第 223 条、犯収法第 32 条)。証券監視委は、その調査によって犯則の心証を得たときは、検察官に告発し、領置・差押物件があるときは、領置・差押目録とともに引き継ぐ(金商法第 226 条、犯収法第 32 条)。

1-2 証券監視委の機能強化



※ 証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法(SPC法)、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法、預金保険法に基づき、権限を行使。

(注1) 「①」部分が「証券取引法等の一部を改正する法律(平成 16 年改正)」の施行(平成 17 年 4 月 1 日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注2) 「②」部分が「金融商品取引法」の施行(平成 19 年 9 月 30 日 他)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注3) 「③」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 20 年改正)」の施行(平成 20 年 12 月 12 日)に伴い検査・調査等の対象となった部分。

(注 4) 開示検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報。

課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。

- ・ 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
- ・ 発行開示書類・継続開示書類の不提出。(平成 20 年 12 月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。)
- ・ 特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

(注5) 「④」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 21 年改正)」の施行(平成 22 年 4 月 1 日)に伴い検査の対象となった部分。

(注6) 「⑤」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 22 年改正)」の施行(平成 23 年 4 月 1 日)に伴い検査の対象となった部分。

(注7) 「⑥」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 22 年改正)」の施行(平成 24 年 11 月 1 日)に伴い検査の対象となった部分。

(注8) 「⑦」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 24 年改正)」の施行(平成 25 年 9 月 6 日)に伴い検査・調査の対象となった部分。

(注9) 「⑧」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 25 年改正)」の施行(平成 26 年 4 月 1 日)に伴い調査の対象となった部分。

(注 10) 「⑨」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年改正)」の施行(平成 27 年 5 月 29 日)に伴い検査の対象となった部分。

(注 11) 「⑩」部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 29 年改正)」の施行(平成 30 年 4 月 1 日)に伴い検査の対象となった部分。

1-3 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年 度	予 算 定 員		
	証券監視委	財務局等	合 計
4 年 度	84人	118人	202人
5 年 度	84人	118人	202人
6 年 度	86人	118人	204人
7 年 度	88人	118人	206人
8 年 度	89人	118人	207人
9 年 度	91人	118人	209人
1 0 年 度	98人	126人	224人
1 1 年 度	106人	133人	239人
1 2 年 度	112人	139人	251人
1 3 年 度	122人	144人	266人
1 4 年 度	182人	183人	365人
1 5 年 度	217人	199人	416人
1 6 年 度	237人	204人	441人
1 7 年 度	307人	245人	552人
1 8 年 度	318人	246人	564人
1 9 年 度	341人	268人	609人
2 0 年 度	358人	282人	640人
2 1 年 度	374人	300人	674人
2 2 年 度	384人	313人	697人
2 3 年 度	392人	312人	704人
2 4 年 度	392人	322人	714人

第1節

第2節

1-3

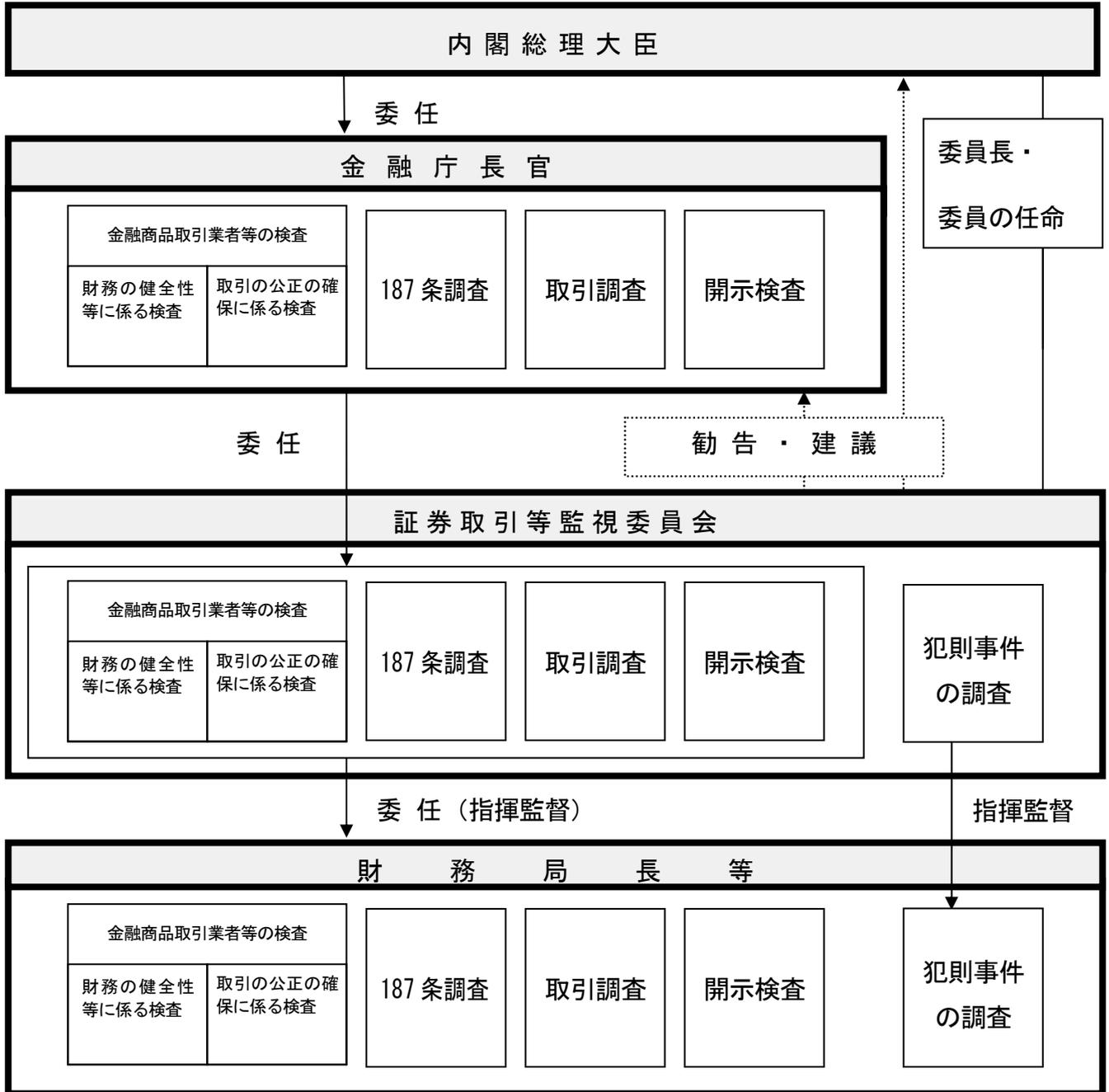
第4節

2 5 年 度	400人	339人	739人
2 6 年 度	409人	354人	763人
2 7 年 度	410人	354人	764人
2 8 年 度	411人	352人	763人
2 9 年 度	406人	342人	748人
3 0 年 度	402人	338人	740人

(注) 財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

1-4 組織・事務に係る法令の概要

1. 証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図



(注1) 証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第8項等）。

(注2) 犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。

(注3) 証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。

- ・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

2. 証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条 項	規 定 の 概 要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

3. 権限及び範囲に係る規定

(1) 証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第56条の2第1項(第65条の3第3項において準用する場合を含む。)から第4項まで	第194条の7第2項第1号及び第3項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等(登録金融機関を除く。)がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第57条の10第1項	第194条の7第3項	特別金融商品取引業者の子会社等
第57条の23	第194条の7第3項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第57条の26第2項	第194条の7第3項	指定親会社の主要株主
第60条の11(第60条の12第3項において準用する場合を含む。)	第194条の7第2項第2号及び第3項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第60条の14第2項において準用する第60条の11	第194条の7第2項第2号及び第3項	電子店頭デリバティブ取引等許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者と取引を行う者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者から業務の委託を受けた者
第63条の6	第194条の7第2項第2号の2及び第3項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		受けた者
第 63 条の3第2項において準用する第 63 条の6	第194条の7第2項第2号の2及び第3項	特例業務に係る届出をした金融商品取引業者等、当該金融商品取引業者等と取引を行う者、当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の7第2項第3号及び第3項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第1項	第194条の7第2項第3号の2及び第3項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 66 条の 67	第194条の7第2項第3号の3及び第3項	高速取引行為者
第 75 条	第194条の7第2項第4号及び第3項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の4	第 194 条の7第2項第5号及び第3項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の7第3項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の4	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)
第 106 条の6第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	第 194 条の7第3項	株式会社金融商品取引所の主要株主、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所、株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所持株会社
第 106 条の 16	第 194 条の7第3項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者)

第1節
第2節
第3節

1-4

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第106条の20第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社の主要株主、金融商品取引所持株会社の保有基準割合以上の数の対象議決権を保有する商品取引所
第106条の27	第194条の7第3項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第109条において準用する第106条の27	第194条の7第3項	親商品取引所等、金融商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所
第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所の商品取引参加者、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第153条の4において準用する第151条	第194条の7第2項第6号及び第3項	自主規制法人
第155条の9	第194条の7第2項第7号及び第3項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第156条の5の4	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第156条の5の8	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関の主要株主
第156条の15	第194条の7第3項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の20の12	第194条の7第3項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第156条の34	第194条の7第3項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 58	第 194 条の7第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引関係業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 80	第 194 条の7第3項	取引情報蓄積機関、取引情報蓄積機関と取引情報収集契約を締結した者、取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者(委託を受けた者から委託を受けた者を含む。)
第 156 条の 89	第 194 条の7第3項	特定金融指標算出者、特定金融指標算出者から特定金融指標算出業務の委託を受けた者、特定金融指標算出者に対して算出基礎情報を提供した情報提供者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[投信法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第1項	第 225 条第3項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第1項から第5項まで	第 225 条第2項及び第3項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[SPC法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第209条第2項において準用する第217条第1項	第290条第2項第1号及び第3項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人
第217条第1項	第290条第3項	特定目的会社
第286条第1項において準用する第209条第2項において準用する第217条第1項	第290条第2項第2号及び第3項	特定目的信託の原委託者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない(取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。)

[社債等振替法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第1項(第43条第3項において準用する場合を含む。)	第286条第2項	振替機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

[犯収法]

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第15条及び第16条第1項	第22条第6項及び第7項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔預金保険法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 136 条第1項及び第2項並びに第 137 条第1項及び第2項	第 139 条第2項	金融商品取引業者等(金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者のうち有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、証券金融会社)、金融商品仲介業者、登録金融機関、金融商品取引業者等の子会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者

※ 報告又は資料の提出を命ずる権限並びに預金保険法の円滑な実施を確保するため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔不当景品類及び不当表示防止法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 29 条第1項	第 33 条第6項	金融商品取引業者、金融商品仲介業者、登録金融機関

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

〔個人情報保護に関する法律〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 40 条第1項	第 44 条第5項	金融庁長官が所管する個人情報取扱事業者等

※ 金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

第1節
第2節
第3節
1-4

(2) 取引調査の権限及び課徴金の対象範囲

① 取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度(課徴金制度)が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。(注)

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所 その他必要な場所

(注)報告を徴する権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装・馴合売買をした者
第174条の2	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の3	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者
第175条の2	未公表の重要事実の伝達等の禁止に違反した者

(3) 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えと考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

[金商法]

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条 (第27条において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	有価証券届出書・有価証券報告書等の縦覧書類(注1)を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第1項 (第27条の22の2第2項において準用する場合を含む。)	第194条の7第3項	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第2項	第194条の7第3項	意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第1項	第194条の7第3項	大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第2項 (報告・資料の徴取のみ)	第194条の7第3項	大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35	第194条の7第3項	特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第177条	第194条の7第2項第8号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

報告・資料の徴取、 検査の権限規定	証券監視委への 権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の2第6項 (報告・資料の徴取 のみ)	第194条の7第3項	監査証明を行った公認会計士又は監査法人

第
1
節

第
2
節

第
3
節

1-4

- (注1) 開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第1項に掲げられている、
- ・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
 - ・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
 - ・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
 - ・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
 - ・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
 - ・臨時報告書及びその訂正報告書
 - ・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
 - ・親会社等状況報告書及びその訂正報告書
- である。
- (注2) 有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

② 課徴金の対象範囲

課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条 項	規定の概要
第172条	有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の2	虚偽記載のある有価証券届出書(募集・売出しの発行開示)等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の3	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の4	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の5	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の6	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の7	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の8	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の9	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者
第172条の12	虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者

第1節

第2節

第3節

1-4

(4) 犯則事件の調査の権限及び範囲

① 犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第 210 条 犯収法第 32 条	犯則嫌疑者等に対する出頭の求め、質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の2 犯収法第 32 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、搜索又は差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第 45 条及び犯収法第 32 条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

[金商法]

条 項	行為者	規定の概要
第5条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第 15 条等	発行者、売出しをする者、引受人、金融商品取引業者等	有価証券届出書の効力発生前の募集、売出し又は売付けの禁止等
第 23 条の3等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の3等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の2等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件

条 項	行為者	規 定 の 概 要
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の3	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の4	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の5	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条等	金融商品取引業者等	契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為の禁止
第 38 条の2	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等
第 39 条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第 40 条の4	金融商品取引業者等	特定投資家向け有価証券の一般投資家を相手方とする売買等
第 41 条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第 42 条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第 42 条の7	金融商品取引業者等	運用報告書の交付
第 157 条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第 158 条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第 159 条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第 161 条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過大な数量の売買取引等の制限
第 163 条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等

第1節

第2節

第3節

1-4

条 項	行為者	規定の概要
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の2	会社関係者等	未公表の重要事実の伝達等の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

[犯収法]

条 項	行為者	規定の概要
第4条第6項	顧客等代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

第2章

証券監視委の 基本指針等



証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）

～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～

平成 29 年 1 月 20 日
証券取引等監視委員会

証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

～全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場～
＜主な構成要素＞

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

証券監視委における価値観

1. 公正性（公正・中立な視点）
2. 説明責任（全体像・根本原因の把握及びその対外的発信）
3. 将来を見据えたフォワード・ルッキングな視点（不正行為の予兆を早期に発見）
4. 実効性及び効率性（資源の効果的な活用）
5. 協働（自主規制機関、海外・国内当局等との緊密な連携）
6. 最高水準の追求（監視のプロとして最高水準を目指す）

証券監視委を取り巻く現在の環境

証券監視委は、取引の公正を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することを目的として平成4年に設置され、今年（平成29年）で25年目を迎えます。この間、重大・悪質な事案に対する告発等で着実に成果を上げただけでなく、課徴金制度の導入を踏まえた検査・調査手法の開発、証券市場・取引の複雑化に対する人材及びITの高度化、内外関係機関等との連携による市場規律の強化などの施策を地道に積み重ね、市場の信頼性確保に努めてきました。

このような中、証券監視委を取り巻く環境は以下のとおり大きく変化しています。

まず、世界的な市場を取り巻く環境について見ると、昨年の英国の欧州連合離脱（Brexit）の動きをはじめ、グローバル経済の先行きを巡る不確実性は増大しています。

また、日本企業の海外展開の積極化、国内機関投資家等による海外投資の増加、市場における海外投資家比率の高まりなどクロスボーダー取引の拡大や市場の更なるグローバル化の進展に伴い、我が国市場は海外のマクロ経済動向や特定のイベントに強く影響を受ける状況となっており、市場のボラティリティは増大しています。

さらに、IT技術の進展に伴い市場構造は大きく変化しており、アルゴリズムを用いた高速取引の急速な拡大や、近年は、FinTech¹に代表される金融・IT融合の世界規模での進展が、市場を更に大きく変革させる可能性が指摘されており、同時に、サイバー攻撃による金融システム全体に対する脅威も高まっています。

このような市場環境の中、我が国においては、金融庁を中心に「国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換」を推進するための取組みを行っており、証券監視委としても、投資家が安心して投資できる市場の構築等を通じ、国民の安定的な資産形成や投資の裾野拡大に貢献していく必要があります。

第9期を迎えた証券監視委は、このような内外環境の大きな変化の中で、その使命を果たしていくために、目指すべき目標を以下のとおり掲げ、これまで蓄積した市場監視のノウハウ・人材を効果的・効率的に活用しながら、市場からの信頼に応えるべく、尚一層の努力を行ってまいります。

¹ 金融（Finance）と技術（Technology）を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す。

3つの戦略目標

1. 網羅的な市場監視（広く）

(1) 新たな商品・取引等への対応

新しい商品・取引等に係るリスクを的確に把握・分析

(2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視

取引所現物市場に限らず、PTS（私設取引システム）、ダークプール²、デリバティブ、株式・社債の発行市場等あらゆる取引・市場を網羅的に監視

(3) 全体像の把握（部分から全体へ）

事案の全体像を把握した上での、実態解明及び根本原因の追究

2. 機動的な市場監視（早く）

(1) 問題の早期発見・着手

市場における問題の端緒の速やかな把握及びタイムリーな検査・調査等の実施

(2) 早期の対応による未然予防の実現

市場における問題に対する早期の対応を通じた未然予防の実現及び問題の拡大の防止

(3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

検査・調査実施時における事案の迅速な実態解明及び処理

3. 深度ある市場監視（深く）

(1) 問題の根本原因の追究

法令違反等の問題が認められた場合、事案の実質面に着眼してその根本的な原因を究明・指摘し、業者・企業等自身による改善及び再発防止に向けた取組みを促進

(2) 横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握

個別の問題事象の分析にとどまらず、他の同様の事案まで含めた横断的な広がりのある視点と、それによる深度ある分析を行うことを通じた、市場の構造的な問題の把握及び制度整備等への貢献

² 証券会社が自社のコンピュータ・システムを用いて、顧客の売り注文と買い注文を対当させた上で、取引所の立会外市場に取次ぐ仕組みの通称。

目標達成のための5つの施策

1. 内外環境を踏まえた情報力の強化

(1) 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視

- 市場構造が急速に変化する中で、市場における問題の未然防止・早期発見につなげるため、従来の事後チェック型の市場監視にとどまらず、市場環境のマクロ的な視点に基づく分析を行うなど、フォワード・ルッキングな市場監視を行っていきます。
- 具体的には、マクロ経済環境の変化に伴う上場企業等の業績や株価への影響が不公正取引等のリスクとなり得ることから、国内外の経済情勢等の影響を受けやすい業種・企業に係る情報収集・分析を行い、その結果について証券監視委内で情報を共有し、検査・調査に活用していきます。

(2) 海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用

- 海外当局との円滑な連携を継続的に実施していくため、当局間の信頼関係の醸成に努め、当該信頼関係に基づき、情報交換、検査・調査及び法執行面での連携を更に強化するとともに、そこから得られた海外法執行状況や法制度等の有益な情報について、市場監視に活用していきます。

(3) 市場監視の空白を作らないための取組み

- 市場で起こっていることを常に注意深く把握し、新しい商品・取引や、監視の目の行き届きにくい商品・取引への的確に対応し、市場監視の空白を作らない取組みを行っていきます。

2. 迅速かつ効率的な検査・調査の実施

(1) 不公正取引等に対する課徴金制度の積極的活用

- 国内外の不公正取引等の個別事案がより大型化・複雑化している中で、課徴金制度を積極的に活用し、不公正取引等に対する検査・調査を迅速かつ効率的に行っていきます。

(2) クロスボーダー事案への積極的な取組み

- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、当局間の情報交換枠組み等を活用しながら、実態解明を行い、適切な法執行を行っていきます。

(3) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計や虚偽記載等の違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応していきます。その際、事案の内容に応じ、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行っていきます。

(4) リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立

- 全ての金融商品取引業者等に対してオンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを行い、金融商品取引業者等の業態、規模その他の特性等を踏まえつつ、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施していきます。
- オフサイト・モニタリングの結果を踏まえて、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定し、オンサイト・モニタリングにおいては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本的な原因を究明していきます。

3. 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み

(1) 根本原因の追究

- 検査・調査において、法令違反等が認められた場合、行政処分勧告等を行うだけでなく、問題の全体像を把握した上で、根本的な原因を究明・指摘し、再発防止につなげていきます。

(2) 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用

- 個別事案の検査・調査では、行政処分や刑事告発等の一定の「出口」に限定されずに、そこで得られたインテリジェンス情報³を適切に集約・分析し、市場監視業務全般に多面的・複線的に活用していきます。

(3) 情報発信の充実

- 個別勧告事案等の公表のほか、課徴金事例集や証券検査における主な指摘事項の公表等において、市場規律強化の観点から、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報の発信を行っていきます。

³ 特定の個別事案にとどまらず、他の事案の処理においても有用と考えられる情報。

(4) 市場環境整備への積極的な貢献

- 横断的な広がりのある視点に基づく検査・調査を通じて、市場の構造的な問題を把握し、より良い市場環境の整備に向け、積極的な貢献を行っていきます。

(5) 国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献

- 監視活動を通じて認識された国際的な連携に関連する課題について、二国間及び証券監督者国際機構（IOSCO）等の多国間の枠組みでの問題提起及び共有を強化し、グローバルな市場監視に貢献していきます。

4. ITの活用及び人材の育成

(1) 市場監視におけるIT技術の更なる活用（RegTech）

- 証券市場におけるITやAI（人工知能）技術の進展を含めた市場の構造的変化に対応するため、国内外の金融技術の動向や国内外の規制当局・法執行機関におけるIT技術の導入状況等を踏まえ、取引監視システム等、現行の市場監視システムにおけるIT技術の更なる活用（RegTech⁴）について検討していきます。

(2) FinTech等のIT技術の進展を踏まえた市場監視の変化への対応

- FinTech等のIT技術の進展等に伴って生じる新たな取引形態・商品等に対して、網羅的に監視が行えるよう機動的に検討・対応していきます。
- 近年のITの高度化及びデータの大容量化に対応するため、検査・調査におけるデジタルフォレンジック⁵技術の一層の向上及びシステム環境の高度化を推進していきます。

(3) 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の計画的な育成

- IT技術の進展等を背景に、金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中で、証券監視委の使命を適切に果たしていくため、市場監視に係る高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の育成に取り組んでいきます。

5. 国内外の自主規制機関等との連携

(1) 自主規制機関との更なる連携強化による効率的・効果的な市場監視

- 市場を取り巻く内外環境の大きな変化の中で、その役割がますます重

⁴ ここでは「規制当局・法執行機関に関する情報技術革新」の意味で使用。

⁵ 電磁的データの証拠保全・解析手法等の技術。

要となる自主規制機関が、その機動性及び柔軟性を活かしながら主体的な役割を果たすことに資するよう、これまで以上に証券監視委の持つ情報や問題意識をタイムリーに共有するなどして、監視態勢の更なる強化や市場規律の働いた市場環境の整備を行っていきます。

- 海外からのアルゴリズムを用いた高速取引注文の増加等に対応するため、自主規制機関とも連携し、取引審査の充実・強化を図るとともに、市場のゲートキーパーである証券会社の売買審査態勢について実態把握を行った上で、売買審査態勢の一層の高度化に向けた検討を行っていきます。
- 金融商品取引業者等に対するオン・オフ一体モニタリングへの移行に伴い、効果的・効率的な検査実施の観点から、自主規制機関による監査・検査との連携のあり方についても検討を行っていきます。

(2) 多様な市場関係者（ステークホルダー）と連携した市場規律の強化

- これまでの自主規制機関、海外当局、関係機関・団体等との間での連携を強化していくことに加え、市場の公正性・透明性確保に関連する関係機関・団体等の市場関係者（ステークホルダー）との連携の拡大を図っていくことを通じて、全体としての市場監視機能を強化していきます。

最後に

証券監視委は、本年で25年目の節目を迎え、本活動方針に掲げる「網羅的な市場監視（広く）」・「機動的な市場監視（早く）」・「深度ある市場監視（深く）」の実施を通じて、全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場の構築を目指していきます。

なお、本活動方針は、現下の経済金融情勢等を踏まえて作成したのですが、市場を取り巻く環境が急激に変化する状況のなか、証券監視委自身のPDCAサイクル⁶によって、的確に自らの課題を洗い出し、適切な対応を行うことが重要です。そのために、外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを行いながら、その使命を果たしていきます。

⁶ Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を促す手法。

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)

～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～



証券監視委の使命

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場

＜主な構成要素＞

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

証券監視委における価値観

公正性 (公正・中立な視点)	説明責任 (全体像・根本原因の把握及びその対外的発信)	将来を見据えたフォワード・ルッキングな視点 (不正行為の予兆を早期に発見)	実効性及び効率性 (資源の効果的な活用)	協働 (自主規制機関、海外・国内当局等との緊密な連携)	最高水準の追求 (監視のプロとして最高水準を目指す)
-------------------	--------------------------------	--	-------------------------	--------------------------------	-------------------------------

環境分析	グローバル経済の不透明化	市場のグローバル化の進展	ITの進展	国民の安定的な資産形成や投資の裾野拡大に向けた取組み
------	--------------	--------------	-------	----------------------------

戦略目標	1. 網羅的な市場監視(広く)	2. 機動的な市場監視(早く)	3. 深度ある市場監視(深く)
	①新たな商品・取引等への対応 ②あらゆる取引・市場を網羅的に監視 ③全体像の把握(部分から全体へ)	①問題の早期発見・着手 ②早期の対応による未然防止の実現 ③迅速な実態説明・処理による問題の早期是正	①問題の根本原因の追究 ②横断的な視点による深度ある分析を通じた構造的な問題の把握

施策	(1)内外環境を踏まえた情報力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視 ➢ 海外当局との信頼関係醸成による情報収集の強化及び市場監視への活用 ➢ 市場監視の空白を作らないための取組み 	(3)深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 根本原因の追究 ➢ 検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用 ➢ 情報発信の充実 ➢ 市場環境整備への積極的な貢献 ➢ 国際連携上の課題の問題提起を通じたグローバルな市場監視への貢献
	(2)迅速かつ効率的な検査・調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 不正取引等に対する課徴金制度の積極的活用 ➢ クロスボーダー事案への積極的な取組み ➢ 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応 ➢ リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立 	(4)ITの活用及び人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市場監視におけるITの更なる活用(RegTech) ➢ FinTech等のITの進展を踏まえた市場監視の変化への対応 ➢ 高度な専門性及び幅広い視点を持った人材の計画的な育成
			(5)国内外の自主規制機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自主規制機関との更なる連携強化による効率的・効果的な市場監視 ➢ 多様な市場関係者(ステークホルダー)と連携した市場規律の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

証券モニタリングに関する基本指針

平成 29 年 4 月

証券取引等監視委員会

証券モニタリングに関する基本指針

I 証券モニタリングの基本的な考え方

1. 証券モニタリングの目的

証券モニタリングは、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理、業務運営の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)が、内閣総理大臣(金融庁長官)に対して、適切な措置若しくは施策を求めること、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。)に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを通じて、金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目的としている。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現、資本市場の健全な発展への貢献、国民経済の持続的な成長への貢献を果たしていく。

(注) 証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査(以下、本指針では「検査」と表記する。)を指し、オフサイト・モニタリングは、検査以外で証券監視委、監督部局、検査部局、財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)が連携し、あるいは必要に応じて直接に、金融商品取引業者等に対する報告徴取、ヒアリング、関係先(証券監視委、金融庁の関係部署等及び必要に応じて、自主規制機関等)との意見交換等を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

2. 検査官の心構え

検査官は、上記証券モニタリングの目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

(1) 綱紀・品位・秘密の保持

検査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、証券モニタリングの遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 適正な手続の遵守

検査官は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)等の規定の趣旨を十分に理解した上で、証券モニタリングが私企業又は個人に対するものであることを自覚し、常に適正な手続に基づいて実施しなければならない。

(3) 効率的・効果的な証券モニタリングによる実態の把握と根本原因の究明

検査官は、証券モニタリング対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取しなければならない。また、検査官は、不断に証券モニタリングに必要な情報の収集・分析に努めるとともに、フォワードルッキングな観点を持ち、様々な情報を幅広い視点で検証することに努めるものとする。さらに、検査官は、創意工夫を通じて、効率的・効果的な証券モニタリングを行うことで、証券モニタリング対象先のビジネスモデル(業務の実態、取扱商品、収益構造等を指す。以下同じ。)や業務等の正確な実態を把握するとともに、問題点を把握したときは、その根本原因(例えば、企業文化、経営方針、ガバナンス(経営管理態勢を指す。以下同じ。)等)の究明に努めなければならない。

(4) 自己研さんと能力の発揮

検査官は、金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融商品市場等の動向に広く目を向けるなど、常に自己研さんに努めなければならない。また、全ての検査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

3. 関係部局との連携等

(1) 財務局等(証券取引等監視官部門)

証券監視委は、証券モニタリングの手法や情報の共有化、検査先の

選定や検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に証券モニタリングに取り組むものとする。

また、検査の実施に際しては、証券監視委と財務局等との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的・効果的な検査の実施に努めるものとする。

(2) 監督部局等

金融庁及び財務局等の監督部局との間では、証券モニタリングを通じて把握された情報をタイムリーに交換すること等によって情報を共有し、相互の問題意識を共有するなど、連携を図るものとする。また、オンサイトとオフサイトのモニタリングの一体化など、監督部局と切れ目のない連携を図るものとする。

金融庁検査局との間では、問題意識等を共有し、金融グループ内の証券モニタリング対象先に対するモニタリングを連携して実施するほか、検証項目の設定や検査の時期・方法等に関し、連携を一層強化するものとする。

4. 自主規制機関等との連携等

(1) 自主規制機関

自主規制機関(金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人をいう。以下同じ。)が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委が実施する証券モニタリングとの連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

こうした観点から、自主規制機関の間では、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて、自主規制機関に対して検査を実施するなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

(2) 他省庁

証券モニタリングの実施に当たっては、関係する他省庁の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

(3) 捜査当局等

悪質性の高い業者による詐欺的な営業や無登録業者によるファンド

の販売等に対応するため、捜査当局等との連携を強化するものとする。

(4) 海外証券規制当局等

海外証券規制当局等との間では、海外・クロスボーダー業務の拡大等に対応するため、証券規制当局間の多国間情報交換枠組み(MMOU)等を活用した情報交換や検査の実施における協力などを通じて、連携を強化するものとする。

(5) その他

日本銀行では、業務の相手方となる金融機関等(金融商品取引業者等を含む。)に対する考査を実施していることから、日本銀行の検査部局等との情報交換等を行うなど連携の強化に努めるものとする。

Ⅱ 証券モニタリングの全体像

1. 証券モニタリング基本方針の策定

証券監視委は、毎証券検査年度(7月1日～翌年6月30日)における、「証券モニタリング基本方針」を策定し、公表するものとする。「証券モニタリング基本方針」の策定及び公表に当たっては、効率的・効果的なモニタリングを実施するとの観点から、金融行政方針や金融商品市場を巡る環境の変化等に十分配慮するものとする。

2. オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの実施等

証券監視委及び財務局等は、「証券モニタリング基本方針」を踏まえ、金融商品取引業者等の業態・規模その他特性を勘案しつつ、3つの防衛線の考え方に基づき、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施する。

また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合等には、共通の課題のある検査対象先に対して、横断的なモニタリングを行うことも検討するなど、臨機応変にモニタリングを実施するものとする。

3. 検査の実施

証券監視委及び財務局等は、検査の実施に当たり、モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースでその対象先を選定する。

検査においては、金融商品取引業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を行い、問題が認められた場合には、法令等違反行為等の指摘にとどめることなく、その問題の根本原因を究明するように努めるものとする。

なお、検査実施の検討に当たっては、次の事項に留意するものとする。

① 検査対象先

検査対象先は、業態、規模、その他の特性、その時々市場環境等に応じて、ビジネスモデルの把握、それを支えるガバナンスなど、検査対象先に関する様々な情報を収集・分析し、個別業者の市場における位置付け、抱えている問題点、監督部局からの検査要望の内容等を総合的に勘案して、リスク・ベースで選定する。

- ② 検査日数
検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容等を考慮して決定する。
- ③ 臨店検査官数
臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。
- ④ 臨店検査先店舗
検査対象先が本店を含め複数の店舗を営業している場合、臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の情報、各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

4. 検査後のフィードバック等

証券監視委及び財務局等は検査の結果について、今後のオフサイト・モニタリング等に適切に反映させるとともに、証券モニタリングで検証した事項の内容及び問題点が的確に伝わるよう、毎年公表する金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集の内容を充実させるなど、証券モニタリングの結果をフィードバックしていくことで、証券モニタリングのPDCAサイクルを有効に機能させるよう努めるものとする。

5. 検査の種類

(1) 検査の種類は、次のとおりとする。

- ① 一般検査
検査対象先に係る業務運営等の全般について、業態等の特性を踏まえつつ、ガバナンスやリスク管理態勢等に着目したリスクアセスメント、ビジネスモデルの分析結果等を総合的に勘案した上で、リスク・ベースで対象先を選定して行う検査をいう。
- ② 特別検査
検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(2) 一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

- ① 合同検査
証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査

のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

② 支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③ グループ等一体型検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の親子法人や契約先など、グループ等に対して一体的に行う検査をいう。

④ 同時検査

効率的・効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

6. 検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、オフサイト・モニタリングで把握した課題について、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

7. 検査予告

(1) 臨店検査については、原則、無予告検査とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案し、必要に応じて、予告検査とする。

(2) 検査予告は臨店検査着手日のおおむね1週間から2週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(Ⅱ10.(1)参照)。

主任検査官は、検査予告を行ったときには、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

8. 検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)

(注) 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

9. 検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式1)は、証券監視委においては委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあつては「財務局長」、財務支局にあつては「財務支局長」、沖縄総合事務局にあつては「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

10. 検査実施の留意事項

(1) 検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障が生じない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)
- ② 検査への協力依頼
- ③ 検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)
- ④ 検査関係情報(Ⅱ10.(2)①参照)の第三者への開示制限の概要
- ⑤ 検査モニターの概要(Ⅱ12.「検査モニター」参照)
- ⑥ 意見申出制度の概要(Ⅱ14.「意見申出制度」参照)
- ⑦ 必要な提出資料の提示(Ⅳ2.「提出資料一覧」参照)
- ⑧ その他必要な事項

予告検査の場合には、検査予告時に、i. 上記①及び②の項目の説明、ii. 臨店検査着手日の伝達並びにiii. これ以降の資料保存等の要請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに提示及び説明をするものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

(2) 検査関係情報の第三者への開示制限

① 臨店検査着手時の説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報(検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。)の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。

- ・ 検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。
- ・ 適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。
- ・ 上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書(以下「第三者非開示承諾書」という。(別紙様式2))に記名押印すること。

② 第三者非開示承諾書の提出

検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

- イ. 主任検査官は、臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先の責任者に対して、検査終了通知書交付前であれば主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を説明し、第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。
- ロ. なお、検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、第三者に該当しないものとする。
- ハ. 検査対象先が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上相談する場合については、主任検査官への事前の報告を求めた

上で、主任検査官が検査の実効性の確保に支障がないと判断した場合は、当該報告で足り、下記③イ. の開示承諾申請は必要ないものとする。

③ 検査関係情報開示承諾申請書の提出

イ. 主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、検査対象先から第三者への開示の申出があつた場合には、当該検査対象先から書面による申請(以下「開示承諾申請」という。(別紙様式3))を求めるものとする。

検査対象先から開示承諾申請があつた場合、主任検査官(検査終了通知書交付後であれば証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官))は、i. 開示の必要性、ii. 開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、iii. 検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。

なお、検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合、その確認を求めるために必要な限度内の開示については、検査対象先からの開示承諾申請を要しないこととする。

ロ. 検査対象先から開示承諾申請が行われることが想定される事例としては、以下のとおり。

- ・ 検査対象先の経営管理会社その他の親法人等への開示
- ・ 検査対象先又は検査対象先の経営管理会社の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- ・ 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- ・ 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

ハ. 検査対象先が、過去の検査において、検査対象先の経営管理会社に対する開示承諾を受けている場合は、当該経営管理会社を変更している場合等を除きその都度申請の必要はないものとする。

(3) 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役

職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

- ② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。
 - イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
 - ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

(4) 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的・効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、主任検査官は、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的・効果的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 主任検査官による臨店検査先店舗の巡回

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③ 法令等違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項等について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査指導官(以下「証券検査指導官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあつては、指導・審査担当係等経由。)、問題点等を早期に取りまとめるものとする。証券検査指導官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当係(以下「審査係」という。)と連携を図りながら、速やかに処理するよう努めるものとする。

イ. 事案の事実の的確な把握

ロ. 検査対象先における問題の重要性

ハ. 根拠法令等

ニ. 根本原因及び責任の所在の解明

ホ. 検査対象先の認識及び対応

④ 巡回指導

証券検査指導官(財務局等にあつては、証券取引等監視官。なお、証券検査指導官に相当する職員が設置されている財務局等にあつては、当該職員)は、各検査の臨店検査終了前に検査対象先を巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、審査係(財務局等にあつては、審査担当係等)と連携しつつ、どの事項を整理票(Ⅱ10.(12)①参照)やモニタリング確認票(Ⅱ10.(12)③参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に個別の問題点や留意すべき事項(Ⅱ10.(12)③参照)の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(5) 検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように以下の点に留意するものとする。

- ① 小規模な検査対象先に対する臨店検査に当たっては、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。
- ② 臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとするときは、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。
- ③ ヒアリングの実施に当たっては、原則1日8時間(休憩時間を除く)までとし、やむを得ない事情がない限り、深夜(午後10時以降)に及ぶ聴取は避けるものとする。

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的・効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

- ② 臨店検査期間中は、検査対象先との双方向の対話を重視し、検査対象先のビジネスモデル、ガバナンス、内部管理態勢等のほか、個別の問題点等について、深度ある議論に努める。

また、主任検査官と検査対象先との間で認識の相違する事実が認められた場合は、双方向の対話を通じ、深度ある議論を行った上で、問題点・相違点等の認識の共有を図るよう努める。

- ③ 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

臨店検査終了時の意見交換においては、原則、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が、検査の結果、問題点や課題と考えられる事項として認識した事実関係について、検査対象先へ口頭で伝えるものとする。また、臨店検査は終了するものの、検査については、これをもって終了するものではない旨を伝えるものとする。

- ④ 主任検査官は上記以外にも、必要に応じて、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等について経営陣と意見交換を行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合は、意見交換によりその業務内容や特性等の把握に努めるものとする。

(7) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査期間中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べる事又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、これは事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向けた取組みを聴取することを妨げるものではない。

(8) 証券モニタリング基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券モニタリング基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

る。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(9) ヒアリングの実施

検査官は、役職員に対するヒアリングの際、検査対象先から他の役職員の同席を依頼された場合は、臨店検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合は、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(10) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査指導官と対応について協議を行った上、証券検査課長へ報告(財務局等にあっては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、必要な指示を受けるものとする。

(11) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(12) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式4)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、

整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式5)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めため、必要に応じて、質問票を作成する。

③ モニタリング確認票(別紙様式6)

ビジネスモデルの変化等に応じ、フォワードルッキングな観点からガバナンスや内部管理態勢上の課題と考えられる事項を把握・認識共有するために、検査対象先と認識共有ができた事項(以下「留意すべき事項」という。)について、必要に応じて、モニタリング確認票を作成する。

なお、主任検査官は、モニタリング確認票で確認した内容については、検査対象先との間で課題として認識共有ができたものに限ることから、検査対象先に意見申出の対象とはならないこと、検査終了通知書には記載されることを前提としていることを伝えるとともに、深度ある議論に努める。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題及び課題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の根本原因を追究するものとする。更に、ビジネスモデルや業務運営状況、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票及びモニタリング確認票を作成するものとする。

(14) 反面調査の留意事項

主任検査官は、顧客等から検査対象先との取引状況等の確認(反面調査)を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)し、指示を受けて反面調査を行うものとする。

(15) 主要株主等に対する検査が必要な場合の対応

主任検査官は、主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社等への検査を行う必要があると判断した場合には、証券検査指導官と協

議した上、証券検査課長へ報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告)する。当該検査については、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)がこれらの者に対して検査を行う必要があると認めた場合に、必要な手続を経て、これを実施するものとする。

(16) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になったときは、検査対象先に対して受検等の説得に努めるとともに、検査拒否等の経緯、理由、検査対象先の言動その他の事実関係を詳細に記録し、直ちに証券検査指導官へ連絡するものとする。証券検査指導官は、速やかに主任検査官とその対応策を協議し、証券検査課長へ報告を行い、指示を受け、これを主任検査官へ連絡するものとする(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ協議ないし報告し、指示を受けるものとする。)

この際、主任検査官は、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(17) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票及びモニタリング確認票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点等について認識の相違がある場合等には、証券検査指導官と相談を行った上、証券検査指導官が証券検査課長へその旨報告(財務局等にあつては、財務局等の定めるところにより、証券取引等監視官へ相談ないし報告)し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、上記と同様の方法で証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)に報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

(18) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直

ちに証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続、中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、同様の取扱いとする。

(19) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たっては、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような根本原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて、審査係(財務局等にあつては、審査担当係等を経由。)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

11. 検査資料の徴求

(1) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として、検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(2) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則と

して、内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。

(3) 資料の借用

検査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合には、検査対象先より、資料等の現物を借り受けるものとする。

その際、主任検査官は、原則として、検査対象先に対して借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

(4) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

12. 検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニターの概要

検査モニターは、「意見受付(アンケート方式)」の方法により実施することとし、必要に応じて、「意見聴取」の方法を併せて実施する。

なお、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見受付(アンケート方式)

イ. 意見提出方法

証券監視委ウェブサイトに掲載された所定のアンケート用紙(別紙様式7)に記入し、電子メール又は郵送により送付する。

ロ. 提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長宛てとする。財務局等の検査においては証券取引等監視官宛てを原則とするが、証券検査課長宛てに提出することもできる。

ハ. 受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後 10 日目(行政機関の休日を除く。)までを目安とする。

② 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局長、次長(証券検査課担当)、総務課長又は証券検査課長とする。

財務局等においては、原則として、証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ、証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について検査対象先の責任者から意見聴取を行う。

(注) 実施者は、検査の実効性をモニターする観点から、実施前に(必要があれば実施後も)検査チームとの面談を行うものとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

13. 講評等

- (1) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項や留意すべき事項を整理し、(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

① 検査で認められた法令等違反行為等及び留意すべき事項を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

② 上記①のうち法令等違反行為等については、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(2) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(3) 講評の際の出席者

① 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。当該責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(4) 講評方法

講評は、主任検査官が、検査対象先の責任者に対して、原則として、口頭により伝達(指摘事項がない場合のほか、証券検査課長(財務局等)にあつては、証券取引等監視官)が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達)する。なお、講評(留意すべき事項を除く)は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

14. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式8)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長宛てとして、証券監視委に直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、検査で認められた法令等違反行為等の事実関係に関する意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から3日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、検査対象先から上記期間内に提出期間延長の要請があった場合、上記期間から、更に2日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間を延長することができる。意見申出書を郵送により提出する場合、消印が提出期間内(提出期間を延長した場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない場合は、提出期間内に意見申出書のみを提出すれば足り、後日、説明資料を提出することができる。その場合、申請者は、速やかに説明資料を提出するものとする。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式9)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ. 審理結果については、検査終了通知書(案)に反映させる。

③ 審理結果の回答方法

申出者(検査対象先)に対する審理結果の回答については、検査終了通知書に別添として添付する形で行う。

15. 検査終了の通知

検査終了通知書は、証券監視委の議決後(財務局等にあつては、財務局長等説明等の後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあつては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して交付するものとする(別紙様式10)。

なお、検査終了通知書の交付に当たっては、検査対象先の責任者に対して、証券検査課長(財務局等にあつては、証券取引等監視官)の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないことを伝えるものとする。

また、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査終了通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

検査終了通知書の交付は、臨店検査終了後、3か月以内を目途に行うよう努めるものとする。

16. 勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

17. 検査結果の公表等

(1) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

- ① 勧告に至った事案については、検査終了後、速やかに公表する。
この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等を公表する。
- ② 勧告に至らない事案については、必要と認められる場合に、適宜、公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公

表は控えるものとする。

- ③ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査においては、当面の間、平成27年金商法改正以前の法令等違反行為等について、行為の重大性・悪質性に鑑み、証券監視委が投資者保護上広く周知することが適当であると認める事案については、上記①に準じて、検査対象先の名称又は商号等について公表する。
- ④ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、1年分ごとに取りまとめて公表する。

なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずるものとする。

(2) 証券監視委ウェブサイト等における情報収集

金融商品取引業者等の業務の運営又は財産の状況に関し、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、ガバナンス、法令等遵守態勢、システムリスク等を検証する上で端緒となるべき情報を恒常的に証券監視委のウェブサイト等で募集を行うものとする。

18. その他留意事項

(1) 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

(2) 合同検査及び同時検査の実施

合同検査の実施に当たっては、合同して行う証券監視委、財務局等の間で、十分調整の上行うものとする。また、同時検査の実施に当たっては、金融庁検査局との間で、十分調整の上行うものとする。

なお、講評は、本店担当主任検査官が検査対象先の責任者に対して行うことから、支店担当主任検査官は行わないものとする。

(3) 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

Ⅲ 施行日

本指針は、平成 17 年 7 月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)

本指針は、平成 18 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 19 年 9 月 30 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 20 年 8 月 11 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 21 年 6 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 7 月 29 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 23 年 7 月 4 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 25 年 8 月 8 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 27 年 4 月 3 日から適用する。

(改正)

本指針は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

IV 参考

1. 検査のイメージ図
2. 提出資料一覧

(別紙)

- ・ 様式 1 検査命令書
- ・ 様式 2 第三者非開示承諾書
- ・ 様式 3-1 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社用)
- ・ 様式 3-2 検査関係情報 開示承諾申請書(経営管理会社以外用)
- ・ 様式 4 整理票
- ・ 様式 5 質問票
- ・ 様式 6 モニタリング確認票
- ・ 様式 7 オフサイト検査モニター用紙
- ・ 様式 8 意見申出書
- ・ 様式 9 意見申出取下書
- ・ 様式 10 検査終了通知書

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・ 検査対象先

- (1) 金融商品取引業者等(金商法第 56 条の 2 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項。なお、適格機関投資家等特例業務に係る届出をしている場合には、金商法第 63 条の 3 第 2 項において準用する第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項を含む。)
- (2) 金融商品取引業者の主要株主等(金商法第 56 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 194 条の 7 第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (3) 特別金融商品取引業者の子会社等(金商法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (4) 指定親会社(金商法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)
- (5) 指定親会社の主要株主(金商法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)
- (6) 取引所取引許可業者(金商法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (7) 電子店頭デリバティブ取引等許可業者(金商法第 60 条の 14 第 2 項において準用する第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び第 3 項)

- (8) 特例業務届出者(金商法第 63 条の 6、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号の 2 及び第 3 項)
- (9) 金融商品仲介業者(金商法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び第 3 項)
- (10) 信用格付業者(金商法第 66 条の 45 第 1 項、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号の 2 及び第 3 項)
- (11) 認可金融商品取引業協会(金商法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び第 3 項)
- (12) 認定金融商品取引業協会(金商法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び第 3 項)
- (13) 投資者保護基金(金商法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)
- (14) 株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (15) 株式会社金融商品取引所の主要株主等(金商法第 106 条の 6 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (16) 金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)
- (17) 金融商品取引所持株会社の主要株主等(金商法第 106 条の 20 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (18) 金融商品取引所持株会社等(金商法第 106 条の 27(第 109 条において準用する場合を含む)、第 194 条の 7 第 3 項)
- (19) 金融商品取引所(金商法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (20) 自主規制法人(金商法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び第 3 項)
- (21) 外国金融商品取引所(金商法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び第 3 項)
- (22) 金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金商法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)
- (23) 金融商品取引清算機関の主要株主(金商法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)
- (24) 金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)
- (25) 外国金融商品取引清算機関(金商法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項)
- (26) 証券金融会社(金商法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)
- (27) 指定紛争解決機関(金商法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)

- (28) 取引情報蓄積機関等(金商法第 156 条の 80、第 194 条の 7 第 3 項)
- (29) 特定金融指標算出者等(金商法第 156 条の 89、第 194 条の 7 第 3 項)
- (30) 投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。))第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)
- (31) 投資法人の設立企画人等(投信法第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)
- (32) 投資法人(投信法第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)
- (33) 投資法人の資産保管会社等(投信法第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)
- (34) 投資法人の執行役員等(投信法第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)
- (35) 特定譲渡人(資産の流動化に関する法律(以下「SPC 法」という。))第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び第 3 項)
- (36) 特定目的会社(SPC 法第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)
- (37) 特定目的信託の原委託者(SPC 法第 286 条第 1 項において準用する第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 2 号及び第 3 項)
- (38) 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)
- (39) その他、上記(1)から(38)までに掲げる法律の規定により証券検査の対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

- イ. 金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 1 号)
- ロ. 登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 6 項第 2 号)
- ハ. 証券金融会社、振替機関、口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 16 条第 1 項、第 22 条第 7 項)

(注) ()書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

※ IV 参考の 1 及び 2 並びに別紙の様式の掲載は省略。

平成 29 年 11 月 14 日

証券取引等監視委員会

平成 29 事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）の使命は、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。こうした中、証券モニタリング²の役割は、金融商品取引業者等³が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券監視委は、平成 29 年 1 月に公表した第 9 期中期活動方針において、リスクアセスメントを通じた効果的なモニタリング手法の確立を掲げ、金融庁関連部局と連携して取組みを進めてきている。

今般、平成 29 事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項を、「証券モニタリング基本方針」として取りまとめた⁴。

1. 証券モニタリングの取組方針

(1) 金融商品取引業者等を巡る環境

金融商品取引業者等を取り巻く環境は、家計金融資産の半分以上が現預金となっている状況に大きな変化が見られないなど、顧客基盤に広がりが見られない中で、従来からの顧客層の高齢化が進展しており、主力の取扱商品の変更などビジネスモデルの見直しが重要な経営課題となっている。

このような状況の下、金融商品取引業者の中にはグループ会社間の連携を強化すること等により、顧客基盤の拡大を図る動きもあるが、こうした動きは潜

¹ 平成 29 事務年度は平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの双方を包含している。また、オンサイト・モニタリングはオンサイトによる検査を指し、オフサイト・モニタリングは、オンサイトによる検査以外で証券監視委や各財務局等が金融商品取引業者等に対して行う報告徴取、ヒアリング、関係先等との意見交換を通じた情報収集等を幅広く行うことを指す。

³ 金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、信用格付業者等、証券モニタリングの対象となる全ての業態を指す。

⁴ 証券監視委は、平成 28 年 10 月、それまでの「証券検査基本方針」、「証券検査基本計画」を改め、金融庁が策定した「金融行政方針」を踏まえた金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針等を「証券モニタリング基本方針」として公表している。

在的な利益相反のリスクも高めている。また、一連の国際金融規制の強化と市場環境の変化を踏まえ、ビジネス戦略を大きく変更した金融商品取引業者も存在する。加えて、サイバー攻撃の脅威が増大し、IT システムの安定稼働が喫緊の経営課題となっているほか、FinTech といった新しい金融サービスへの取組みも重要性を増している。

(2) 証券モニタリングの基本的な進め方

証券モニタリングの対象業者数は延べ約 7,000 社となっており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在しており、効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を的確に把握することが重要となっている。

こうした中、証券監視委では、昨事務年度から本格的に導入した全ての金融商品取引業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを踏まえ、リスクベースでオンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していくこととする。

オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を検証・把握し、問題の根本原因の究明を行うことにより、実効性のある再発防止策の策定につなげていくこととする。

さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載して証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有⁵し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(3) 昨事務年度の取組み

昨事務年度は、ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目した検証を行ってきた。特に、証券会社や投資運用会社に対しては、各社の規模・特性に応じて、提供を受けた資料の分析・ヒアリング等を通じてガバナンスや3線管理の状況に重点を置いて検証を行ってきた。その結果、証券会社については取締役会等における議論の活性化や社外取締役による監督機能の強化等について課題が認められ、また、投資運用会社については利益相反管理態勢の整備状況等に課題が認められた。

一方、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、対象業者数が多数に及ぶことから、取扱商品のリスク分析や外部から寄せられた情報等の分析により高リスクの業者を抽出し、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施することで問題の早期発見に努めてきた。

⁵ 昨事務年度においては、より効果的なガバナンス態勢や内部監査態勢の構築等についてモニタリング先との間で問題意識の共有を行っている。

(4) 今事務年度の取組方針

今事務年度は、昨事務年度においてビジネスモデルを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性の検証を行った知見を基礎として、各社のビジネスモデルの変化に、より注視したオフサイト・モニタリングを実施し、想定される問題を検証テーマとして絞り込む等の十分なリスクアセスメントを行う。

とりわけ以下のような状況が把握され、更に詳細な実態を把握する必要がある場合には、機動的にオンサイト・モニタリングを実施していくこととする。

- ① 個別の法令違反事項や業務運営上の内部管理態勢の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

2. 業態横断的なテーマ別モニタリング事項

証券モニタリングでは、金融行政方針⁶を踏まえつつ、業態横断的なテーマ別モニタリング事項として、以下の項目について金融庁関連部署と連携して検証を行う。

- ① 顧客本位の業務運営の定着状況
- ② サイバーセキュリティ対策の十分性
- ③ 高速取引注文に係る売買審査の高度化の取組状況
- ④ マネー・ローンダリング対策（AML）、テロ資金供与対策（CFT）に係る犯罪収益移転防止法の遵守状況等

上記のほか、金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他のテーマ別の検証に取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金融商品取引業者等の規模や業務内容等に応じて、金融行政方針を踏まえつつ、主に以下の事項について検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ⁷

大手証券会社グループについては、国内外のビジネスの動向やビジネスモデルの変化を継続的にモニタリングするとともに、それを支えるリスク管理及びコンプライアンス態勢の適切性について検証を行う。また、内部監査や IT 戦

⁶ 金融庁は、平成 29 年 11 月 10 日に「平成 29 事務年度 金融行政方針」を公表している。

⁷ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

略の実効性確保を含め、ガバナンスが有効に機能しているかについても検証を行う。

また、3メガバンクグループの証券会社に対しては、銀証連携による顧客基盤の拡大を進めていることを踏まえ、上記に加え利益相反管理態勢等についても検証を行う。

(2) 外国証券会社

外国証券会社については、国際金融規制の見直し等を受けたグローバル戦略の変更に伴う日本拠点のビジネスモデル、収益構造及びリスクの変化について検証を行う。また、内部管理業務について、海外委託等による業務効率化を進める動きがある中、内部管理態勢の実効性が確保されているか検証を行う。

(3) 大手証券会社グループ・外国証券以外の証券会社

大手証券会社グループ・外国証券以外の証券会社については、対面営業を行う証券会社を中心に顧客層の高齢化が進む中、会社の規模、業務内容を踏まえつつ、収益構造の基盤を成すビジネスモデルの変化及びそれを適切に遂行するためのガバナンスの実効性について検証を行う。

また、株式売買委託手数料に依存した収益構造からの脱却を図り、収益源の多様化を進める動きがある中、新たに扱う商品のリスクの所在を十分検証した上で、適合性原則を踏まえつつ適切な勧誘・販売態勢を構築しているか等について検証を行う。

さらに、資本構成等に大幅な変更が生じた業者に対しては、それがガバナンス態勢やビジネスモデルに与える影響等について注視していく。

(4) 外国為替証拠金取引業者

外国為替証拠金取引業者（以下「FX 業者」という。）については、外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えて、投資者保護上の措置が十分に講じられているか、また、FX 業者自身のリスク管理態勢が整備されているか等について検証を行う。

(5) 投資運用業者

投資運用業者については、昨事務年度に実施した業務運営状況の実態把握を踏まえ、利益相反管理、商品開発プロセス及びファンド組入れ資産の流動性管理等の有効性や運用管理の実効性について経営陣の認識や関与状況を含めた検証を行う。

(6) 投資助言・代理業者

投資助言・代理業者については、引き続き顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか、虚偽の説明による勧誘を行っていないか等について検証を行う。

(7) 第二種金融商品取引業者

第二種金融商品取引業者については、引き続き取り扱うファンドの出資対象事業の実態や出資金の運用・管理状況について適切に確認を行っているか、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか等について検証を行う。

(8) 適格機関投資家等特例業務届出者

適格機関投資家等特例業務届出者については、引き続き出資対象事業の実態や出資金の運用・管理状況、またはその確認状況について検証し、特に平成 27 年の改正金融商品取引法施行日(平成 28 年 3 月 1 日)以降の業務運営状況について重点的に検証を行う。

(9) その他の証券モニタリング対象先

登録金融機関、信用格付業者、金融商品仲介業者、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースの証券モニタリングを行う。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害を防止するため、監督局、各財務局等及び捜査当局等との連携を強化し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を適切に活用するとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

4. 財務局等及び関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、引き続き、オフサイト・モニタリングの取組方針やオンサイト・モニタリングの計画策定から緊密に連携していく。複数の財務局等にまたがる事案が発生した場合、情報の集約・共有、モニタリング手法の検討等、証券監視委の指導・調整機能を充実させていく。

また、証券監視委と自主規制機関等の関係機関との間では、引き続き緊密に連携し、情報や問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効率的に進め、市場の公正性・透明性の確保を図っていく。

5. モニタリング先へのフィードバック

証券モニタリングを通じて把握した問題点あるいはほかに模範となりうる取組み(ベストプラクティス)等については、必要に応じて金融庁関連部署と連携して、金融商品取引業者等に対してフィードバックを行い、改善に向けた自主的な取組みを促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。

取引調査に関する基本指針

I. 基本的考え方

1. 取引調査の目的等

取引調査とは、金融商品取引法（以下「金商法」という。）が定める課徴金制度において、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法第177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものである。

取引調査は、市場を取り巻く状況の変化に対応した機動性・戦略性の高い市場監視が求められる中、不公正取引の可能性がある場合に、迅速・効率的に実施することにより、違反行為を抑止し、もって市場の公正性・透明性の確保を図り、投資者を保護することを目的とする。

2. 取引調査に携わる職員の心構え

取引調査に携わる職員（以下「調査官」という。）は、取引調査（以下「調査」という。）の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）証券取引等監視委員会の使命

調査官は、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）が、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としていることを常に自覚し、調査を実施するように努めなければならない。

（2）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）適正な手続の遵守

調査官は、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（4）効率的・効果的な調査による事案の解明

調査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重かつ十分に聴取するとともに、創意工夫を通じて、効率的・効果的な調査を行い、事案の実態を解明するように努めなければならない。

（5）自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券に係る法令・諸規制等を正しく理解し、新たな金融商品、取引手法等の習得に努めるとともに、金融・証券市場等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II. 取引調査の実施手続等

1. 調査の実施

金商法第173条、第174条、第174条の2、第174条の3、第175条又は第175条の2に定められる違反行為が疑われる取引（以下「事案」という。）について、事実を解明するために調査を行う。

2. 調査対象者等に対する立入検査又は質問調査の実施

立入検査又は質問調査を行うに当たっては、対象者・法人等（以下「対象先」という。）に配慮し、効率的・効果的なものとするよう努めるものとする。

（1）立入検査

① 証票の提示及び説明

立入検査（以下「検査」という。）を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、検査着手時には対象先に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えたとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

イ 検査の権限（金商法第177条）及び目的

ロ 検査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

検査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

イ 検査の権限は金商法第177条を根拠とし、検査は対象とする物件又は場所の所有者若しくは管理者の同意を得たうえで行うものとする。

ロ 対象先の資料等を閲覧するに当たっては、対象先（対象先が法人等の団体である場合は当該資料等の管理者等）を立ち合わせるものとする。

ハ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮するものとする。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。

ニ 閲覧や提出を求める資料等は予め、その必要性について十分に検証を行い、必要最小限のものとする。

ホ 検査で求めた資料等の個人情報や機密性等に配慮し、紛失、置き忘れ、第三者が閲覧可能な状況にするといったことがないよう留意するものとする。

③ 資料等の借用

的確かつ効率的な実態把握のために必要な場合、調査官は、物件の所有者又は管理者の同意を得たうえで、資料等を一時的に借り受けるものとする。その際には、借用書を交付し、借り受けた資料等については、紛失・毀損することがないように適切な管理を行うとともに、早期の返却に努めるものとする。

（2）質問調査

① 証票の提示及び説明

質問調査を行うに際しては、調査官は、証票を携帯し、質問調査着手時には対象者に対して証票を提示し、自らが証券監視委の職員であることを伝えたとともに、以下の事項について説明し、協力を得て行うものとする。

- イ 質問調査の権限（金商法第177条）及び目的
- ロ 質問調査の事実及び内容にかかる情報を適切に管理すること

② 留意事項等

質問調査を行うに際して、調査官は以下の事項に十分に留意するものとする。

- イ 質問調査の権限は金商法第177条を根拠とし、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うものとする。
- ロ 法令違反が疑われる事項については、対象者に対して十分な説明を求め、対象者の意見又は主張についても十分に聴取するものとする。
- ハ 質問調査で知り得た内容については秘密として厳守する。
- ニ 質問調書を作成した場合は、供述人に調書の内容を読み聞かせ、又は閲覧させて誤りがないかを問い、供述人が調書の修正を申し立てたときは、必要な修正を加え、あらためて供述人に内容の確認を求めるものとする。
- ホ 質問調査は、公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所において行うものとする。
- ヘ 対象先の状況等を踏まえ、対象先の業務遂行等への支障が最小限となるよう配慮する。なお、法人等の就業時間内に実施することを原則とする。
- ト 質問調査が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保するものとする。

3. 調査対象先からの申入れ等

対象先からの調査に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、主任証券調査官等は、速やかに統括調査官又は証券調査指導官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

4. 問題発生時の対応

主任証券調査官等は、調査の拒否、妨害、忌避、その他重大な事故等により、調査の実施が困難な状況になったときは、法令に基づく調査であることをあらためて説明するとともに、経緯及び事実関係を詳細に記録し、直ちに統括調査官又は証券調査指導官に報告し、指示を受けるものとする。報告を受けた統括調査官又は証券調査指導官は、速やかに取引調査課長に報告し、その対応について協議するものとする。

5. 災害発生時の対応

調査中に予期せぬ災害が発生し、対象者又は調査官の生命・身体に危害が及ぶ可能性がある場合には、調査官は調査を中断し、直ちに取引調査課長又は統括調査官にその旨を報告し、指示を受けるとともに、対象者及び自らの生命・身体の安全の確保と書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

Ⅲ. 勧告

調査の結果、金商法に定められる違反行為が認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を行うことを勧告

する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。付議の結果、議決された場合には、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

IV. 公表

勧告を行った際は、原則として記者レクを行い、勧告事案の概要を公表する。また、記者レク後の同日に証券監視委ウェブサイトにおいても勧告事案の概要を掲載、公表を行う。

V. 情報管理

1. 情報管理上の留意点

調査官は、調査で得られた情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に以下の点に配慮する。

- イ 調査の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ 調査に関する情報は、不公正取引の抑止及び投資者の保護という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ とりわけ、対象先の秘密事項及びプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官等は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

VI. 関係課との連携

市場監視機能の維持・強化のため、証券監視委内の関係課との緊密な連携と情報共有に努める。

VII. 施行日

本基本指針は平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

（改正）

本基本指針は平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

開示検査に関する基本指針

I 基本的考え方

1. 開示検査の基本的考え方

金融商品取引法（以下「金商法」という。）における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、迅速かつ公平に開示し、もって証券市場の機能の十全な発揮と、投資者保護を図ろうとする制度である。

金商法第26条その他の法令に基づき実施する開示検査等に携わる調査官は、このような制度の趣旨を踏まえ、

- ① 正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること
- ② 開示規制の違反行為を適切に抑止すること

を目的として開示検査等を行わなければならない。有価証券の発行者等に法令違反等が認められる場合には、その法令違反等の事実関係並びに課徴金納付命令その他の措置の内閣総理大臣及び金融庁長官への勧告について、証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）に付議する。こうした活動を通じて、証券監視委の使命である市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現に資するよう努めるものとする。

2. 調査官の心構え

調査官は、上記開示制度の趣旨と開示検査等の目的を意識しつつ、以下の心構えを持って業務を遂行するものとする。

（1）綱紀・品位・秘密の保持

調査官は、開示検査行政の担い手として、国民の信用・信頼を確保するため、常に綱紀・品位の保持に努めるとともに、業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）適正な手続の遵守

調査官は、報告の徴取及び検査等において、金商法の規定及び課徴金制度の趣旨を十分に理解した上で、私企業等又は個人に対して法令上の権限を行使する立場にあることを自覚し、常に適正な手続に基づいてその権限を行使しなければならない。

（3）効率的・効果的な事案の解明

調査官は、不断に必要な情報の収集・分析に努め、また検査対象先と接する際には、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明を慎重に聴取するとともに、有益な資料を確保すること等、効率的・効果的に事案の実態を解明するよう努めなければならない。

(4) 自己研鑽と能力の発揮

調査官は、金融・証券・会計等に係る法令・諸規則等を正しく理解するとともに、金融・証券市場や会計実務等の動向に広く目を向け、常に自己研鑽に努めなければならない。また、全ての調査官が、持てる能力を最大限発揮して業務を遂行するように努めなければならない。

II 開示検査等の実施手続等

検査対象先に対する報告の徴取及び検査等は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、検査対象先に大きな負担等をもたらすおそれがあり、検査対象先の理解と協力があってはじめて実施できるものである。このため、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、調査に当たって検査対象先の協力を促すことで、より円滑かつ効果的な調査が実施されることをねらいとして、以下に、開示検査等の実施に際して、その基本となる上場企業に対する標準的な実施手続等を示す。

なお、本基本指針で定める実施手続等は、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要があるとともに、開示検査等の状況等により、主任証券調査官と開示検査課長との間で協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

1. 実施手続

1-1. 情報収集・分析

調査官は、有価証券の発行者が提出した各種開示書類、関係政府機関等が把握した情報、一般投資家等から証券監視委に寄せられた情報や公益通報者保護法に基づく公益通報を通じて提供された情報等を幅広く収集するとともに平素から蓄積し、培ってきた知識や手法等を用いて様々な角度から分析し、開示検査を実施する必要性について検討する。

(注) 有価証券の発行者より過年度決算の訂正に係る適時開示が行われた場合や開示書類の訂正報告書が提出された場合等には、必要に応じて、当該発行者に対してヒアリング等を実施する。

1-2. 開示検査

(1) 報告又は資料の徴取

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、当該発

行者その他参考人等の検査対象先に対して、報告又は資料を徴取することができる。

資料等を求めるに当たっては、検査遂行に支障が生じない限り、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、また、電子媒体による受渡し又は提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意する。

検査対象先の担当者等が、合理的な理由なく資料等の提出を遅延していると認められる等の場合は、主任証券調査官は、この旨を検査対象先の役員その他の責任者に告げ、改善を求める。

(2) 立入検査

調査官は、有価証券の発行者が提出した又は提出すべき開示書類の記載内容等に関する的確な実態把握及びその適切性の検証を効果的に行うため、開示検査課長の承認を得て、当該発行者その他参考人等の検査対象先に対して立入検査を行うことができる。

調査官は、立入検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

① 予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先に対して立入開始前に予告を行う。ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

② 証票等の提示及び説明事項

調査官は、立入検査の開始に際しては、検査対象先の役員その他の責任者に対して、証票及び法令の規定に基づき報告を求める旨の書面を提示するとともに、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

- イ. 検査の権限、目的及び主な検証範囲
- ロ. 検査への協力依頼
- ハ. 検査関係情報の適切な情報管理を行うこと
- ニ. 必要な提出資料の提示
- ホ. その他必要な事項

③ 現物検査

調査官は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する必要があると判断した場合には、次の点に留意の上、現物検査を行うものとする。

- イ. 検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。
- ロ. 検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、的確な実態把握のため必要な場合、相手方の了解を得て現物検査を実施

するよう努める。

④ その他の留意事項

- イ. 検査対象先からの申出による立入検査への第三者立会いについては、検査の円滑な実施に支障がないと主任証券調査官が判断する場合を除き、これを認めない。
- ロ. 調査官は、的確かつ効率的な実態把握のため必要な場合、資料等の現物を借り受けるものとする。その際、借用書を交付するものとし、借り受けた資料等については、適切な管理を行うとともに、早期の返却に努める。

(3) 証拠の収集・保全と的確な事実認定

- ① 調査官は、開示検査の過程において、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が疑われる事項を把握した場合には、必要な証拠の収集・保全を行った上で、検査対象先にその事項について十分な説明を求め、その意見又は主張を十分聴取して内容等を整理し、的確な事実認定を行う。なお、調査官は、開示検査の必要に応じ、検査対象先の監査人（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ。）の意見等を聴取する。
- ② 検査対象先が、不適正な会計処理等の疑義について、検査対象先と利害関係のない外部の専門家によって構成される委員会（以下「外部調査委員会」という。）を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができる。ただし、外部調査委員会の独立性、中立性、専門性及び調査手法の有用性・客観性を十分検証した上で、合理性が認められた場合に限る。
- ③ 法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見又は主張を十分聴取する。訂正報告書等が自発的に提出された場合は、提出に至った経緯や訂正内容の妥当性等を検証する。

(4) その他の留意事項

① 証票の携帯及び提示

調査官は、その身分を示す証票を携帯し、検査を実施するに当たっては検査対象先に提示しなければならない。

② 検査対象先の業務等への配慮

- イ. 調査官は、銀行等金融機関、監査人、情報提供者、検査対象先の取引先等の参考人や公務所等に対して報告又は資料の徴取及び立入検査を実施するに当たっては、その必要性を十分検討する。

- ロ. 検査対象先の役職員等に対し、質問調査を行う場合又は資料等の提出を求める場合には、検査対象先の就業時間内に行うことを原則とする。
- ハ. 調査官は、開示検査による的確かつ効率的な実態把握や検査対象先の担当者等の事務負担の軽減の観点を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努める。

③ 検査対象先からの申入れ等

主任証券調査官は、検査対象先からの立入検査等に関する申入れ等について、慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

④ 問題発生時の対応

主任証券調査官は、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告若しくは資料の提出、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、相手方の説得に努めるとともに事実関係を詳細に記録した上で、速やかに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑤ 災害発生時等の対応

主任証券調査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合は検査を休止し、直ちに統括調査官又は総括証券調査官にその旨を報告するとともに、検査対象先の職員等の生命・身体の安全の確保に配慮し、書類等の滅失・情報漏洩の防止に努めるものとする。

⑥ 開示検査の中止

主任証券調査官は、災害・システム障害等の特別な事情や、開示書類の記載内容等に関する適切な実態把握が著しく困難なときその他の検査の継続が困難になった場合には、検査全体の効率性を考慮して開示検査を中止することができる。

1-3. 開示検査等の終了

(1) 勧告

開示検査等の結果、開示書類の重要な事項につき虚偽の記載等の法令違反が認められる場合には、法令違反等の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書（案）を作成し、証券監視委に付議するものとする。

勧告書（案）が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から金融庁に対して勧告書を交付するものとする。

(2) 検査終了通知書の交付

開示書類の提出者に対して報告の徴取及び検査を行った場合で、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委の議決後速やかに証券監視委名において、検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする。

(注) 開示検査を中止した場合は、検査終了通知書の交付を行わないものとする。

(3) 検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、開示検査等の結果、証券監視委が課徴金納付命令等の勧告を行った事案については、検査終了後、証券監視委のウェブサイト上等で勧告の概要等を公表するものとする。

2. 情報管理

(1) 検査等情報管理上の留意点

調査官は、開示検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ. 開示検査等の実施により知った秘密を漏らしてはならない。
- ロ. 開示検査等に関する情報は、適正な開示の確保及び開示規制違反の抑止という目的以外には使用してはならない（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）。
- ハ. とりわけ、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

(2) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任証券調査官は、調査官が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者をいう。

(3) 検査関係情報の取扱い

主任証券調査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（開示検査中の調査官からの質問、指摘、要請その他調査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ）には開示検査の端緒や具体的な検査手法に関わる情報、開示検査の過程で第三者から入手した保秘性の高い情報が含まれていることから、検査関係情報につき適切な情報管理を行わなければならない旨を説明し、この旨の承諾を得るものとする。

3. 関係部局等との連携

- (1) 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）との間において、有価証券の発行者による適切な開示を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。
- (2) 公認会計士・監査審査会事務局との間において、公認会計士・監査審査会、証券監視委のそれぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図るものとする。
- (3) 金融商品取引所との間において、市場の公正性及び透明性を確保する観点から、適切な連携を図るものとする。

Ⅲ その他

1. 金商法上の関連規定

金商法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の22の2第2項により準用される同法第27条の22第1項に基づく公開買付者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく意見表明報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第27条の30第1項に基づく大量保有報告書の提出者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同条第2項に基づく大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社等に対する報告・資料の徴取、同法第27条の35に基づく特定情報の提供者等に対する報告・資料の徴取及び検査、同法第177条に基づく調査（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）の施行後）並びに金商法第193条の2第6項に基づく監査人に対する報告・資料の徴取に当たっては、本指針に示された基本的な考え方を踏まえつつ、事案の実態に即して検査を実施するものとする。

2. 施行日

本基本指針は、平成25年8月30日から施行する。

第3章

証券監視委の 活動実績等

3-1 証券監視委の活動状況

総括表

(単位: 件数)

区 分	年 度	4~24	25	26	27	28	29	合 計
犯則事件の告発		164	3	6	8	7	4	192
勸 告		704	70	66	59	91	38	1,028
証券検査結果等に基づく勧告		462	18	16	18	35	10	559
課徴金納付命令に関する勧告 (不公正取引)		168	42	42	35	51	26	364
課徴金納付命令に関する勧告 (開示書類の虚偽記載等)		71	9	8	6	5	2	101
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		3	1	0	0	0	0	4
適格機関投資家等特例業務届出者に対する 検査結果等に基づく公表		14	11	17	17	23	4	86
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への 禁止命令等の申立て		6	2	6	3	1	2	20
建 議		23	0	1	0	0	0	24
証 券 検 査		2,924	271	266	185	61	25	3,732
金融商品取引業者		2,460	222	206	128	37	25	3,078
第一種金融商品取引業者		1,988	69	77	61	16	19	2,230
第二種金融商品取引業者		64	108	72	32	9	2	287
投資運用業者、 投資助言・代理業者		408	45	57	35	12	4	561
登録金融機関		335	9	1	1	0	0	346
適格機関投資家等特例業務 届出者		30	23	31	30	20	0	134
金融商品仲介業者		23	8	18	19	2	0	70
信用格付業者		7	0	2	0	0	0	9
自主規制機関等		23	3	3	3	0	0	32
投資法人		42	3	2	1	1	0	49
その他		4	3	3	3	1	0	14
取引審査		11,592	1,043	1,084	1,097	1,142	1,099	17,057

(注)

1. 証券検査の計数は、着手ベースの実施件数である。
2. 上記の第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)に対する検査のほか、財務局等において証券監視委担当第一種金融商品取引業者(旧国内証券会社)の支店単独検査を実施している。
3. 18年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。
4. 24年度及び26年度における「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」の件数には、金融商品取引法第187条に基づく調査結果の公表がそれぞれ1件含まれている。
5. 28年度及び29年度の「証券検査結果等に基づく勧告」には、「適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表」と併せて勧告を行ったものがあり、これについては両方に計上している。

3-1

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

3-2 市場分析審査実施状況

1. 取引審査実施状況

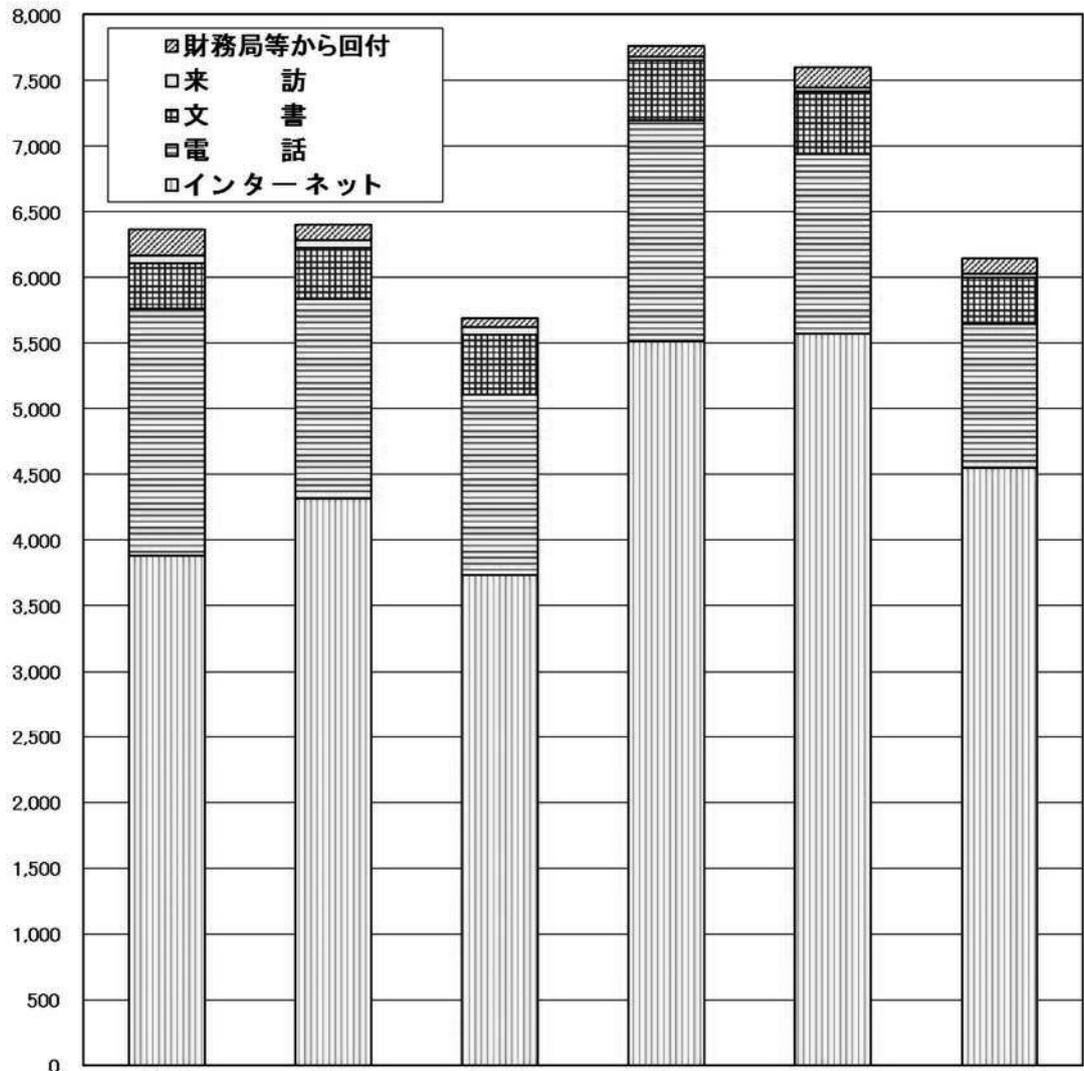
(単位:件数)

区 分	年 度				
	25	26	27	28	29
価格形成に関するもの	86	94	95	98	83
内部者取引に関するもの	943	978	992	1,031	1,002
そ の 他	14	12	10	13	14
合 計	1,043	1,084	1,097	1,142	1,099
(証券監視委)	410	447	481	482	455
(財務局等)	633	637	616	660	644

(注)「会計年度ベース」4月～翌年3月。

2. 情報の受付状況

(単位:件数)



年度 区分	24	25	26	27	28	29
合計	6,362	6,401	5,688	7,758	7,600	6,147
うち年金運用ホットライン	23	18	9	1	3	1
インターネット	3,881	4,316	3,733	5,510	5,569	4,551
電話	1,883	1,518	1,375	1,689	1,370	1,092
文書	346	395	458	451	475	358
来訪	57	56	54	32	34	26
財務局等から回付	195	116	68	76	152	120

(注)年金運用ホットラインは、平成24年4月に運用開始

3. 情報の内容別受付状況

(単位: 件数)

区分	年度	24	25	26	27	28	29
A. 個別銘柄							
a. 取引規制							
1.	風説の流布・偽計	990	401	544	80	36	4
2.	相場操縦	2,297	2,735	2,400	3,147	2,822	2,270
3.	インサイダー取引	252	279	364	283	390	299
0.	その他	201	615	580	1,917	2,395	1,911
b. 開示							
1.	大量保有報告書の虚偽記載	4	0	2	5	2	2
2.	大量保有報告書の未提出	7	9	11	6	13	9
0.	その他	0	1	3	10	3	1
(小計)		3,751	4,040	3,904	5,448	5,661	4,496
B. 発行者							
a. 法定開示							
1.	無届募集	21	3	1	8	5	5
2.	ファイナンス	15	17	49	13	4	4
3.	有価証券報告書等の虚偽記載	110	224	161	191	135	96
4.	有価証券報告書等の未提出	21	16	6	2	11	0
5.	内部統制報告	0	0	0	1	0	1
6.	無届公開買付	0	1	0	0	1	0
0.	その他	17	12	8	31	21	8
b. 協会・取引所ルール							
1.	適時開示	51	34	38	47	22	21
0.	その他	6	1	3	5	9	10
c. その他							
1.	ガバナンス等	8	10	39	38	32	14
0.	その他	187	84	105	105	114	77
(小計)		436	402	410	441	354	236
C. 金融商品取引業者等							
a. 禁止行為等							
1.	断定的判断を提供した勧誘	19	9	21	202	168	19
2.	無断売買	22	16	11	36	19	7
3.	損失保証・補てん	3	2	12	4	1	1
4.	虚偽告知	-	-	0	0	0	0
5.	無登録での募集・私募の取扱い	-	-	0	0	1	0
0.	その他法令違反	162	100	89	58	89	107
b. 業務の運営状況							
1.	顧客の知識等に照らした不当な勧誘	11	7	10	0	5	6
2.	システム関連	37	102	31	38	28	25
3.	投資運用関連	-	-	16	3	4	7
0.	その他営業姿勢に関するもの	319	371	303	564	295	263
c. 経理							
1.	法定帳簿に関する不正	13	19	20	0	1	1
2.	財務の健全性・リスク管理	5	5	13	2	1	1
d. 協会・取引所ルール							
1.	自主ルール違反	10	12	16	6	2	0
e. その他							
0.	その他	189	264	110	119	184	162
(小計)		790	907	652	1,032	798	599
D. その他							
a. 意見・要望等							
1.	委員会に対する意見等	296	171	72	113	45	62
2.	証券行政・政策に対する意見等	76	61	48	61	46	33
b. その他							
1.	無登録業者	192	242	278	306	311	207
2.	未公開株	376	77	46	15	14	13
3.	適格機関投資家等特例業者等	58	82	41	44	27	19
0.	その他	387	419	237	298	344	482
(小計)		1,385	1,052	722	837	787	816
合 計		6,362	6,401	5,688	7,758	7,600	6,147

(注1) 情報区分「Ca4」「Ca5」「Cb3」は、平成26年4月に新設した区分

(注2) 平成27年度の「Aa1」は、推測などによるネット掲示板等への投稿に係る情報を「Aa0」に区分変更

4. 情報提供が調査・検査等に活用された近年の事例

(1) 金融商品取引業者関係

＜事例1＞ 適格機関投資家等特例業務届出者A社に関し、A社が販売した集団投資スキーム(ファンド)持分の配当が支払われなくなっている等との情報提供を受け、検査を行った結果、無登録で金融商品取引業を行っている状況や投資者保護上重大な問題のある業務運営(虚偽の説明による取得勧誘等)を行っている状況等が認められた。

＜事例2＞ B証券会社に関し、他の証券会社から紹介された金融商品について、当社における適切な審査を行わず幹部の判断のみで商品導入・販売を行っているとの情報提供を受け、検査を行った結果、金融商品取引契約の締結・勧誘において、商品の安全性や発行会社の財務の健全性等について審査を行わないまま、虚偽の表示をする行為が認められた。

(2) 不公正取引関係

＜事例3＞ C社の子会社の代表者に関し、C社に係る業績下方修正の情報を知りながら、その公表前にC社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。

＜事例4＞ D社の広報担当社員に関し、D社の中間決算が赤字になることを知りながら、決算公表前にD社株式の売付けを行ったとの情報提供を受け、調査等を行った結果、インサイダー取引を行った事実が認められた。

(3) 開示規制違反関係

＜事例5＞ E社に関し、連結子会社がその取引先に対して行った融資が架空取引であるとの情報提供を受け、調査等を行った結果、別の連結子会社において不適切な売上を計上していたことが判明し、連結売上高の過大計上による有価証券報告書の虚偽記載が認められた。

＜事例6＞ F社に関し、連結子会社を使った循環取引を行っているとの情報提供を受け、調査等を行った結果、売上の架空計上などによる有価証券報告書の虚偽記載が認められた。

3-3 証券検査実施状況

1. 検査実施状況一覧表

(単位:件数)

区 分	24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月	26年4月 ~27年3月	27年4月 ~28年3月	28年4月 ~29年3月	29年4月 ~30年3月
合 計	214	271	266	185	61	25
(証券監視委)	(48)	(48)	(54)	(37)	(16)	(6)
(財務局長等)	(166)	(223)	(212)	(148)	(45)	(19)
金融商品取引業者	153	222	206	128	37	25
(証券監視委)	(34)	(33)	(32)	(21)	(8)	(6)
(財務局長等)	(119)	(189)	(174)	(107)	(29)	(19)
第一種金融商品取引業者	57	69	77	61	16	19
(証券監視委)	(11)	(16)	(12)	(13)	(2)	(4)
(財務局長等)	(46)	(53)	(65)	(48)	(14)	(15)
第二種金融商品取引業者	20	108	72	32	9	2
(証券監視委)	(1)	(9)	(8)	(4)	(2)	(2)
(財務局長等)	(19)	(99)	(64)	(28)	(7)	(0)
投資助言・代理業者	40	29	42	28	8	4
(証券監視委)	(2)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)
(財務局長等)	(38)	(27)	(41)	(27)	(8)	(4)
投資運用業者	36	16	15	7	4	0
(証券監視委)	(20)	(6)	(11)	(3)	(4)	(0)
(財務局長等)	(16)	(10)	(4)	(4)	(0)	(0)
登録金融機関	28	9	1	1	0	0
(証券監視委)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(28)	(8)	(1)	(1)	(0)	(0)
適格機関投資家等特例業務届出者	21	23	31	30	20	0
(証券監視委)	(10)	(5)	(12)	(9)	(6)	(0)
(財務局長等)	(11)	(18)	(19)	(21)	(14)	(0)
金融商品仲介業者	9	8	18	19	2	0
(証券監視委)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(8)	(8)	(18)	(19)	(2)	(0)
信用格付業者	3	0	2	0	0	0
(証券監視委)	(3)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
自主規制機関等	0	3	3	3	0	0
(証券監視委)	(0)	(3)	(3)	(3)	(0)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	0	3	2	1	1	0
(証券監視委)	(0)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他の	0	3	3	3	1	0
(証券監視委)	(0)	(3)	(3)	(3)	(1)	(0)
(財務局長等)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

2.1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位:人・日)

区 分		24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月	26年4月 ~27年3月	27年4月 ~28年3月	28年4月 ~29年3月	29年4月 ~30年3月
金融 商品 取引 業者	第一種金融商品取引業者	104	128	112	141	235	193
	第二種金融商品取引業者	42	19	39	28	139	261
	投資助言・代理業者	25	37	29	29	93	85
	投資運用業者	173	168	144	108	159	136
登録金融機関		35	33	38	0	40	0
適格機関投資家等特例業務届出者		32	50	58	66	121	154
金融商品仲介業者		11	23	15	19	66	61
信用格付業者		204	0	0	0	0	0
自主規制機関等		0	50	0	0	61	0
その他		0	91	394	28	0	306

(注)上記各期間中に検査を終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

ただし、28年3月までの数値については、当該期間中に検査に着手したもののみを算出の対象としている。

第1節

第2節

3-3

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

3. 検査結果の状況

(1) 検査終了件数

(単位:件数)

区 分	24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月	26年4月 ~27年3月	27年4月 ~28年3月	28年4月 ~29年3月	29年4月 ~30年3月
検査終了件数	170	283	277	191	94	41
金融商品取引業者	112	230	232	128	57	33
第一種金融商品取引業者	50	63	86	58	25	21
第二種金融商品取引業者	18	81	94	33	12	6
投資助言・代理業者	38	40	38	31	14	4
投資運用業者	6	46	14	6	6	2
登録金融機関	31	14	1	0	1	0
適格機関投資家等特例業務届出者	14	22	24	35	27	5
金融商品仲介業者	6	10	16	18	5	2
信用格付業者	5	0	0	2	0	0
自主規制機関等	0	3	0	3	3	0
投資法人	1	3	1	2	1	0
その他	1	1	3	3	0	1

(2) 問題点が認められた業者等の数

区 分	24年4月 ~25年3月	25年4月 ~26年3月	26年4月 ~27年3月	27年4月 ~28年3月	28年4月 ~29年3月	29年4月 ~30年3月
問題点が認められた業者等の数	102	118	105	72	67	35
不公正取引に関するもの	6	5	7	3	4	3
投資者保護に関するもの	52	65	71	54	61	12
財産・経理等に関するもの	11	9	19	7	11	1
その他業務運営に関するもの	71	69	52	32	26	25

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点(留意すべき事項を含む)を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

3-4 勧告等実施状況

1. 勧告実施件数一覧表

(単位:件数)

区分	年度	4～24	25	26	27	28	29	合計
勧告件数		704	70	66	59	91	38	1,028
行政処分に関する勧告		462	18	16	18	35	10	559
証券検査の結果に基づく勧告		449	18	16	18	35	10	546
証券監視委の行った検査等にかかもの		143	6	5	5	9	2	170
財務局長等の行った検査等にかかもの		306	13	11	13	26	8	377
取引調査、犯則事件の調査に基づく勧告		16	0	1	0	0	0	17
課徴金納付命令に関する勧告		239	51	50	41	56	28	465
取引調査の結果に基づく勧告		160	35	38	31	47	24	335
国際取引等調査の結果に基づく勧告		8	7	4	4	4	2	29
開示検査の結果に基づく勧告		71	9	8	6	5	2	101
訂正報告書等の提出命令に関する勧告		3	1	0	0	0	0	4

- ・行政処分に関する勧告のうち、平成9・平成15・平成16・平成26年度の勧告には、証券検査の結果及び取引調査・犯則事件の調査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては両方に計上したため、合計数と一致しない。
- ・平成25年度の証券検査の結果に基づく勧告には、証券監視委及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として証券監視委及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

2. 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成29年度～

	担当	被検査法人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
第1節	関東	アセットプランニング	H29.5.12	報告徴取命令に対する虚偽報告 検査忌避 報告徴取命令に対する報告書の不提出 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況
第2節	証券監視委	日本クラウド証券	H29.6.2	著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為
第3節	関東	FIPパートナーズ	H29.6.6	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の回収可能性について把握・対応していない状況等)
3-4	関東	ヤマゲン証券	H29.8.4	実勢を反映しない作為的相場が形成されることになることを知りながら有価証券の売買取引の受託等をする行為 作為的相場形成となる有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況
第5節	東海	豊証券	H29.10.13	損失補填行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買
第6節	近畿	岩井コスモ証券	H29.12.12	業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為等)
第7節	関東	ラッキーバンク・インベストメント	H30.2.20	金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
第8節	関東	グロースアドバイザーズ	H30.2.23	役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって行う投資助言行為及び自己取引を防止する態勢が構築されていない状況

	29年度
証券監視委	1
財務局	7
関東	5
近畿	1
東海	1
合計	8

3. 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等に係る勧告等実績 ～平成 29 年度～

	担当	被検査法人	公表日	勧告等の原因となった法令違反行為等
1	東海	RISE※	H29.6.16	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 無登録の者に対する取得勧誘の委託 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(虚偽の説明によって取得勧誘を行っている状況等)
2	証券監視委	FCキャピタル※	H29.11.7	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 業務運営に関し、投資者保護上問題が認められる状況(出資金の一部の用途が把握できない状況等)
3	証券監視委	NGIキャピタル	H29.11.7	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況
4	証券監視委	E-RAキャピタル	H29.11.7	無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況

※ 平成 27 年法律第 32 号による改正金融商品取引法の施行(平成 28 年3月1日)後の行為等
に係る検査結果に基づき、勧告を行ったもの。

	29年度	うち勧告
証券監視委	3	1
財務局	1	1
東海	1	1
合計	4	2

第1節

第2節

第3節

3-4

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

4. 課徴金納付命令に関する勧告件数及び課徴金額

不公正取引

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0	0	0
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0	0	0
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0	0	0
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000	0	0
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000	0	0
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000	0	0
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000	0	0
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000	0	0
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	9	461,050,000	1	4,096,050,000
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935	0	0
27	35	191,835,000	22	75,500,000	12	104,095,000	1	12,240,000
28	51	371,400,000	43	89,790,000	8	281,610,000	0	0
29	26	168,960,000	21	60,830,000	5	108,130,000	0	0
合計	364	6,347,447,935	289	618,820,000	73	1,620,337,935	2	4,108,290,000

開示規制違反等

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
17	0	0	0	0	0	0
18	3	633,330,000	3	633,330,000	0	0
19	8	66,849,997	8	66,849,997	0	0
20	11	1,913,909,997	11	1,913,909,997	0	0
21	10	711,479,998	9	703,979,998	1	7,500,000
22	19	1,879,819,994	19	1,879,819,994	0	0
23	11	569,250,000	11	569,250,000	0	0
24	9	721,749,994	9	721,749,994	0	0
25	9	1,048,369,999	9	1,048,369,999	0	0
26	8	604,640,000	8	604,640,000	0	0
27	6	7,800,120,000	6	7,800,120,000	0	0
28	5	425,780,000	5	425,780,000	0	0
29	2	12,000,000	2	12,000,000	0	0
合計	101	16,387,299,979	100	16,379,799,979	1	7,500,000

(注)

- 1 年度とは当年4月～翌年3月をいう。
- 2 課徴金額は勧告時点のもの。
- 3 不公正取引のうち、平成 23 年度に個人に対し行われた1件(内部者取引、課徴金額 550,000 円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 4 開示規制のうち、平成 21 年度に個人に対し行われた1件(課徴金額 120,730,000 円)については、課徴金納付命令の勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。
- 5 その他の1件は、公開買付開始公告実施義務違反である。

第
1
節

第
2
節

第
3
節

3-4

第
5
節

第
6
節

第
7
節

第
8
節

第
9
節

第
10
節

第
11
節

3-5 勧告等事案の概要一覧表

1. 金融商品取引業者等に対する検査の結果に基づく勧告

(平成29年4月～平成30年3月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	29.5.12	<p>【アセットプランニング株式会社(関東)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>当社は、不動産信託受益権の売買を出資対象事業とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>(1) 報告徴取命令に対する虚偽報告</p> <p>当社は、今回検査が行われる前の平成28年2月に関東財務局長(以下「当局」という。)から本件ファンドの取得勧誘の状況についての報告徴取命令を受けて、同年3月に報告書を提出している。当社は、当該報告書において、本件ファンドに係る顧客数が12名で合計出資金額が約1億円である旨回答している。</p> <p>しかし、今回検査において確認できた資料によれば、平成24年6月から当該報告書を提出した同28年3月までの間に、当社の取得勧誘によって、本件ファンドに係る顧客数が少なくとも延べ108名で合計出資金額が約10億円であることが認められた。</p> <p>(2) 検査忌避</p> <p>上記(1)のとおり、当社が平成28年3月に当局に提出した上記報告書と、今回検査においてA代表取締役(以下「A代表」という。)から提出された資料により判明した顧客数や出資金額との間に大幅な乖離が生じており、実態の解明を行わなければならないところ、A代表は、検査当初の資料提出後、自ら指定した検査官との面会日を幾度も延期するなど、検査に応じておらず、検査官から延期理由の説明を求められるも合理的な理由を示さないまま、一方的に検査を拒んでいる状況を継続している。</p> <p>(3) 報告徴取命令に対する報告書の不提出</p> <p>上記(2)のとおり、当社の業務実態を検証・把握することができないことから、当局は、当社の業務実態等の検証・把握を目的として、当社に対し、平成29年3月と同年4月の2回にわたり業務に関する報告書等を提出するよう報告徴取命令を発出したものの、報告期限を過ぎても当社から報告書等は一切提出されていない。</p> <p>上記(1)の出資金額等について著しく事実と異なる報告を当局に行っている行為及び上記(3)の報告書等を提出しない行為は、金商法第52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>行政処分日</p> <p>平成29年5月31日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>登録取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> 関東財務局長(金商)第731号の登録を取り消す。 <p>業務改善命令</p> <ol style="list-style-type: none"> 顧客に対し、行政処分の内容を速やかに説明し、問い合わせ等に対しても適切かつ十分に対応すること。 ファンド財産の運用・管理状況を早急に把握し、顧客に対し、当該状況その他必要な事項を速やかに説明すること。 顧客間の公平に配慮しつつファンド財産の返還等を行うなど、投資者保護に万全の策を講じること。 上記①から③までの対応・実施状況について、完了までの間(改善策が策定・実施され次第随時)書面により報告すること。

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1 つづき		<p>また、当社が行った上記(2)の行為は、金商法第56条の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、忌避するものであり、同法第198条の6第11号及び同法第207条第1項第4号に該当するものと認められる。</p> <p>(4) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況</p> <p>当社は、金融商品取引業を行うに当たり、当該業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人を確保していなければならないところ、今回検査において、A代表以外の役員及び使用人は確認されておらず、また、A代表は、上記のとおり、虚偽の報告を行うほか、当社の業務運営状況の把握や本件ファンドの実態の解明を困難にする行為を繰り返すなどして、自ら法令違反行為を行っており、法令等遵守意識及び投資者保護意識は著しく欠如している。</p> <p>以上のことから、当社は、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していないものと認められる。</p> <p>当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号ホに掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、同法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。</p>	
2	29.6.2	<p>【日本クラウド証券株式会社（証券監視委）】</p> <p>※会社勧告</p> <p>当社は、当社ウェブサイトを通じて、当社関係会社を営業者とするクラウドバンク匿名組合(以下「CB匿名組合」という。)の出資持分の募集取扱業務を行っている。CB匿名組合においては、当社関係会社等が設立したSPCや一般事業会社に対する融資を行っている。</p> <p>今回検査において、当社の募集取扱業務の状況を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>○ 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為</p> <p>(1) 不動産開発事業に対して融資を行う広告</p> <p>当社は、平成28年1月から同年7月までの間、募集の取扱いを行った一部において、当社関係会社が関与する不動産開発事業に対する融資に関して、ウェブサイト上に広告を掲載している。</p> <p>上記不動産開発事業は、当社と業務委託契約を締結している者が既に保有している不動産に隣接する不動産を新たに取得し、2つの不動産を同時に売却することを企図する事業であり、新たに取得する不動産の購入等に充当する資金の融資をCB匿名組合から行うものである。</p> <p>当社は、ウェブサイトにおいて行った広告の中で「SPC</p>	<p>行政処分日 平成29年6月9日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 顧客に対し、行政処分の内容を速やかに説明するとともに、説明を踏まえて出される顧客からの意向について、顧客の公平に配慮しつつ、適切かつ速やかに対応すること。</p> <p>② 広告審査態勢を構築するとともに、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。</p> <p>③ 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。</p> <p>④ 上記の対応・実施状況について平成29</p>

第1節

第2節

第3節

第4節

3-5

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
第1節 第2節 第3節 第4節 3-5 第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	2 つづき	<p>(特別目的会社)のメザニンとして6億円の融資を実行します」と表示し、CB匿名組合の融資先は不動産を実際に取得するSPC(以下「不動産取得SPC」という。)であること、また、融資の形態は、劣後特約付金銭消費貸借契約(以下「メザニンローン」という。)であることを説明している。</p> <p>しかし、実際には、CB匿名組合の融資先は、不動産取得SPCではなく、不動産開発事業に投資を行う「甲事業会社」となっており、甲事業会社は、CB匿名組合から融資を受けた金銭の中から、不動産取得SPCにメザニンローンとして4億6000万円を融資するとともに、不動産取得SPCを営業者とする匿名組合に対して、1億7950万円を出資(以下「本匿名組合出資」という。)していた。</p> <p>加えて、当社は、上記不動産開発事業のリスク説明として、「プロジェクトの継続が困難になった場合」と題した図を掲載し、CB匿名組合の融資したメザニンローンは、あたかもCB匿名組合とは別の出資者(事業者)の「エクイティ」によって毀損しない旨の表示をしている。</p> <p>しかし、実際には、本匿名組合出資を除くと、不動産取得SPCの「エクイティ」に相当するものは55万円しかない状況であった。</p> <p>以上のように、当社の上記のウェブサイトの広告は、実際には、本匿名組合出資を除く「エクイティ」が55万円しかないにもかかわらず、「エクイティ」の余力があることにより投資者がメザニンローンとして出資した金銭が毀損するおそれが低いかなような表示となっていることから、投資者の利益の見込みについて著しく事実に相違し、著しく人を誤認させるような表示であると認められる。</p> <p>(2) 営業者報酬等の還元をうたった広告</p> <p>当社は、平成26年5月から同27年5月までの間、募集の取扱いを行った一部において、「手数料還元お客様キャンペーン」、「営業者報酬の一部を皆さまに還元することで、特別目標利回り6.5%でご提供いたします。」などとうたって、ウェブサイトに広告を掲載している。</p> <p>しかし、当時CB匿名組合の運用担当者であった前代表取締役は当初から営業者報酬を還元する意思はなく、顧客に対して、手数料等の還元を一切行っていない中、当社は上記の表示を行っていた。したがって、上記のウェブサイトの広告は、顧客が支払うべき手数料等の額に関する事項について、著しく事実に相違する表示であると認められる。</p> <p>当社の上記(1)の行為は、「金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み」について、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為であり、上記(2)の行為は、「金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額に関する事項」について、著しく事実に相違する表示のある広告をする行為であることから、金商法第37条第2項に違反する。</p>	<p>年7月10日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
	3 29.6.6	<p>【株式会社FIPパートナーズ(関東)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>当社は、平成25年4月以降、自らを営業者とする匿名組合(以下「ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行い、出資金全額を</p>	<p>行政処分日 平成29年6月13日</p> <p>会社に対する処分</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
3 つづき		<p>大韓民国(以下「韓国」という。)に所在する金融業者(当社が議決権の40%を出資する会社。当該出資金のみを原資として貸付事業を行う。以下「甲社」という。)に対して貸し付けている。なお、検査基準日(平成28年11月18日)現在、償還期限が到来していないファンドは、9本、出資総額は約10億2000万円である。</p> <p>今回検査において、当社の業務運営の状況を検証したところ、下記(1)及び(2)のとおり、出資金の回収可能性等を的確に把握する態勢を構築しないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を継続している状況が認められた。</p> <p>(1) 出資金の回収可能性について把握・対応していない状況</p> <p>ア 甲社の貸付事業について</p> <p>当社は、毎営業日、甲社から銀行預金の入出金データの提出を受けて、甲社の貸付事業の実態を把握することとしているが、甲社の利息受領額及び貸付額を確認するとどまり、貸付金の使途や利息の原資等について精査をしていない。そのため、甲社が韓国に所在する貸付先(以下「韓国貸付先」という。)に対して、追加で貸付けを行った日と同日に、複数の韓国貸付先から追加貸付金額とおおむね同額の利息(総額)を受領している状況が繰り返し生じており、追加貸付資金が利息の原資に充てられている可能性があることを見過している。</p> <p>イ 甲社が韓国貸付先から徴求した担保の実態について</p> <p>当社は、甲社が韓国貸付先から徴求している担保につき、定期的に保全状況を検証することとしているが、甲社から提出される報告資料において、3年以上にわたり、担保評価額が記載されていない状況が継続しているにもかかわらず、その理由を甲社に確認していない。</p> <p>また、今回検査において、主な担保物である動産担保の評価額等を検証したところ、当社は、甲社に対して、動産担保の鑑定評価に係る算出方法等の調査・確認を行っていないほか、甲社から当社に鑑定業者名を偽った鑑定書が提出されるなど、鑑定評価の内容に疑義が認められる状況を見過している。</p> <p>ウ 韓国貸付先の財務状況について</p> <p>甲社による貸付金の回収可能性を的確に把握するため、韓国貸付先の財務状況を把握しておくことが重要であるところ、当社は、遅くとも平成26年6月には、甲社が韓国貸付先の財務状況等について確認していないことを把握していたにもかかわらず、甲社が韓国貸付先から財務諸表等を入手していない状況を改善させていない。</p> <p>(2) 甲社に対する監査が不十分な状況</p> <p>当社は、甲社との契約において、甲社の全ての業務に係る財務内容等の監査を行うことができるとしているものの、当該監査においては、甲社の貸付事業の実態等に対する検証を行っていないため、甲社と韓国貸付先との間で締結した貸付契約書や、甲社と韓国貸付先との資金授受の状況等に係る当社の</p>	<p><u>業務改善命令</u></p> <p>① 顧客に対し、行政処分の内容を速やかに説明するとともに、説明を踏まえて出される顧客からの意向について、顧客の公平に配慮しつつ、適切かつ速やかに対応すること。</p> <p>② 顧客に対し、甲社の業務運営状況を速やかに把握し説明するとともに、説明を踏まえて出される顧客からの意向について、顧客の公平に配慮しつつ、適切かつ速やかに対応すること。</p> <p>③ 公益又は投資者保護上、業務の改善を要する状況について発生原因を特定するとともに、改善策を策定、実施すること。</p> <p>④ 本件に係る責任の所在を明確化し、金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢及び業務運営態勢を整備すること。</p> <p>⑤ 上記①～⑤までの対応・実施状況について、1ヵ月以内(改善策が策定・実施され次第随時)に書面により報告するとともに、その実施状況をすべてが完了するまでの間、随時書面により報告すること。</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
第1節	3 つき	確認は不十分なものとなっており、当社は、上記(1)で認められた甲社のずさんな業務運営の状況を見過ごしている。	
第2節		当社における上記の業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。	
第3節	4 29.8.4	【ヤマゲン証券株式会社(関東)】	行政処分日
第4節		※会社勧告	平成29年8月10日
3-5		(1) 実勢を反映しない作為的相場が形成されることになることを知りながら有価証券の売買取引の受託等をする行為	会社に対する処分
第6節		当社の歩合外務員Aは、平成27年1月15日から同月29日にかけて、その業務に関し、特定の上場銘柄の株式について、複数の顧客がグループを構成し、買い上がり買付けや終値関与によって、当該銘柄の株価を引き上げることを意図していることを知りながら、当該一連の買付注文を受託・執行した。	業務改善命令
第7節		(2) 作為的相場形成となる有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない認められる状況	① 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を醸成するよう努め、経営管理態勢・内部管理態勢・内部監査態勢の充実及び強化を図ること。
第8節		作為的相場形成となる有価証券の売買取引の受託等を防止する上では、関連が疑われる複数の顧客の売買については一体で売買審査を行う必要があるところ、当社は、こうした売買審査について具体的な取扱方法を定めておらず、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していない。	② 取引の公正を確保するために必要な人員配置を含め、売買管理態勢の抜本的な見直しを図るなどの再発防止策を講じること。
第9節		また、自ら抽出した売買審査を行うべき取引について、売買審査が未実施となっている事例が認められたほか、売買審査の結果に応じた適切な措置を講じていない事例が複数認められた。	③ 業務停止期間を利用して、全役職員に対し「法令遵守の徹底」に係る研修を実施すること(研修にあたっては自主規制機関等の外部機関を活用すること)。
第10節		上記(1)の行為は、金商法第38条第8号の規定に基づく金商業等府令第117条第1項第20号に該当するものと認められる。	④ 本件に係る経営陣を含む責任の所在を明確化すること。
第11節		また、上記(2)については、金商法第40条第2号の規定に基づく金商業等府令第123条第1項第12号に該当するものと認められる。	⑤ 上記①～④について、その対応・実施状況を1ヶ月以内(以降は3ヶ月経過毎)に書面で報告すること。
	5 29.10.13	【豊証券株式会社(東海)】	行政処分日

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
5 つづき		<p>※会社勧告</p> <p>○ 損失補填行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>(1) 損失補填行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>当社X支店において平成25年9月から同28年3月までの間は次長、同28年4月から同29年4月までの間は支店長の職にあった者A(以下「A支店長」という。)は、顧客1名に対して、損失の補填を事前に約束した上で株式の売買取引を行わせたほか、当該顧客を含む3名の顧客に対して、株式の売買取引において実際に発生した損失を補填するため、自己資金合計約465万円を顧客の取引口座に入金した。</p> <p>① 事例1</p> <p>A支店長は、平成26年11月頃、顧客Bに東京証券取引所マザーズ上場株式の買付けを推奨したところ難色を示されたため、自己の営業成績向上を図る目的で、「損が出たら私が持ちます。」などと発言し、顧客もこの発言により買付けに同意したことから、同年同月、当該株式を買い付けさせた。その後、平成27年5月、顧客Bが当該株式の売付けを行い、この結果損失が発生したことから、A支店長は、上記の約束に基づき、自己資金105,659円を顧客Bの取引口座に入金した。</p> <p>② 事例2</p> <p>A支店長は、平成26年2月、顧客Cが、信用取引の追加保証金の差入れが必要となったため、取引を継続することに難色を示したことから、自己の営業成績向上を図る目的で、「私が資金を出すので取引を続けて欲しい。」などと発言した。顧客Cは、A支店長の発言により取引を継続することに同意したことから、A支店長は、追加保証金及び今後損失が発生した場合の決済損金に充当してもらう目的で、自己資金1,000,000円を顧客Cの取引口座に入金した。その後、顧客Cが順次、信用取引建玉の決済を行い、この結果生じた損失の一部に、先にA支店長が入金していた1,000,000円を充当した。</p> <p>A支店長は、その後も、顧客Cに取引を継続してもらう目的で同様の行為を繰り返し、上記を含め、平成26年4月2日から同28年7月8日までの間に、信用取引により生じた損失の一部に充当するため、自己資金合計3,119,676円を顧客Cの取引口座に入金した。</p> <p>③ 事例3</p> <p>A支店長は、顧客Dに対して、事例2と同様に、平成28年1月21日から同年8月5日までの間に、信用取引により生じた損失の一部に充当するため、自己資金合計1,430,518円を顧客Dの取引口座に入金した。</p> <p>(2) 専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p>	<p>平成29年10月20日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 本件に係る責任の所在及び発生原因を明確化すること。</p> <p>② 経営管理態勢及び内部管理態勢の見直しを図り、その十分な機能発揮の確保に取り組むこと。</p> <p>③ 法令違反の根絶に向け、営業管理職を監視する態勢を見直すなど、実効性のある再発防止策を講じること。</p> <p>④ 営業管理職以上を中心に、役職員の法令等遵守意識を徹底するため、必要な研修等を実施すること。</p> <p>⑤ 上記①～④について、その実施状況を平成29年11月20日までに書面で報告すること。</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
第1節 第2節 第3節 第4節 3-5 第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	5 つづき	<p>A支店長は、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客Eからの借入金(約1億5千万円)を原資として、親族を含む2顧客の取引口座を使用して、自己の計算により、平成25年12月から同29年1月までの間、国内上場株式の売買取引を頻繁に行った(延べ売買合計623回、延べ約定代金合計約5億3千万円)。</p> <p>上記(1)及び(2)の背景として、以下のとおり、当社の法令等違反行為に係る防止態勢が不十分な状況が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、支店長等の営業管理職が行う営業状況の適切性を確保するための管理態勢が不十分であった。 ・ 平成28年3月及び同29年2月に、2店舗で無断売買、名義借り及び顧客との金銭貸借といった法令等違反行為が発生しているが、当社経営陣は、その発生原因は行為者の属人的な問題との意識が強く、発生原因を十分に分析した上で、実効性ある再発防止策を策定・実行してこなかった。 <p>上記(1)①の行為は、金商法第39条第1項第1号及び第3号に、同②及び③の行為は、同項第3号に該当するものと認められる。</p> <p>また、上記(2)の行為は、同法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金商業等府令第117条第1項第12号に該当するものと認められる。</p>	
	29.12.12	<p>【岩井コスモ証券株式会社(近畿)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>○ 公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為及び当該情報の不適切な取扱い</p> <p>当社において、当社のアナリストが作成したアナリスト・レポートについて、下記(1)から(4)までの問題が認められた。</p> <p>(1) 一部の顧客に対して公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為</p> <p>平成29年2月から同年3月までの間に当社が公表したアナリスト・レポートのうち、レーティング情報として新たに最高位のAランクを付与し、当社単独でカバレッジを開始した6銘柄について、勧誘等の状況を検証したところ、複数の営業員(少なくとも6部店、8営業員)が、一部顧客(延べ26名)に対して、アナリスト・レポート公表後には株価が上昇する可能性が高いと強調するなどして、公表前の同レポートに記載される銘柄のレーティングや目標株価等の情報を用いて株式の買付けを勧誘していた。</p> <p>(2) アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが不適切な状況</p> <p>上記(1)の背景として、当社では、遅くとも平成18年10月から今回検査基準日(同29年4月3日)に至るまで長期間にわ</p>	<p>行政処分日 平成29年12月19日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 本件に関連する行為について、全容を解明した上で、その責任の所在を明確にするとともに、発生原因を特定すること。</p> <p>② 上記①により明らかとなった内容(関連する行為の全容、責任の所在及び発生原因)を踏まえ、実効性のある再発防止策を策定し、これを確実に実施・定着させること。</p> <p>③ 本件が関係者の法令等遵守意識が希薄な中で長期間にわたって行われたものであることに鑑み、遵守すべき法令等諸規則の意義や</p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
6 つづき		<p>たり、アナリスト・レポートの公表前に、同レポートに記載される銘柄のレーティングや目標株価等の情報を社内放送や社内イントラネット等を通じて全営業員に伝達・周知し、営業員が顧客に当該情報を用いた勧誘を行うことを容認するなど、アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが極めて不適切なものとなっていた。</p> <p>(3) 内部管理態勢が不十分な状況</p> <p>アナリスト・レポートの管理の適切性等をチェックすべき関連部署は、上記(1)のような不適切な勧誘が容易に行われる状態であったにもかかわらず、上記(2)の状況について問題認識を有することなく長期間にわたって容認しており、内部管理態勢は著しく杜撰なものとなっていた。</p> <p>(4) 経営陣による不十分な態勢整備</p> <p>経営陣は、営業態勢については積極的に整備する一方、法令等遵守態勢や内部管理態勢については規制環境の変化や規制の趣旨を十分に踏まえた実効性のある態勢を整備してこなかった。</p> <p>当社における上記のような業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>本質を改めて確認し、法令等遵守意識を根本的に改め、その上で、経営陣が率先して法令等遵守に取り組む姿勢を明確にし、全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を構築するなど、経営管理態勢・内部管理態勢の抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>④ 役職員の法令等諸規則の理解及び遵守意識を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>⑤ 上記①～④について、その実施状況を1か月以内に書面で報告すること。</p>
7	30.2.20	<p>【ラッキーバンク・インベストメント株式会社(関東)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>当社は、当社ウェブサイト及びウェブサイト内の会員ページにおいて、法人向けローンを出資対象事業とする匿名組合(以下「ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行い、その出資金により貸付事業を行っている。貸付先のほとんどは、A 代表取締役(以下「A 社長」という。)の親族が経営する不動産事業を営むX株式会社(以下「X社」という。)となっており、A社長を含む取締役全員がX社における不動産事業の会議に参加し各事業の進捗状況等の報告を受けているほか、平成28年4月から同29年2月までの間においては、内部管理責任者である取締役をX社の不動産事業部に兼務させるなど、当社とX社は密接な関係の中業務を行っている(平成29年8月末現在、償還期限が到来していないファンドは、185本、出資金約62億円)。</p> <p>当社を検査した結果、ファンド出資持分の取得勧誘に関して下記の問題が認められた。</p> <p>○ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>(1) 貸付先の審査につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>当社は、ウェブサイト上で公表している取引約款等において、貸付事業に係る貸付先の選定に関し、「借入人から借入</p>	<p>行政処分日 平成30年3月2日</p> <p>会社に対する処分 業務改善命令</p> <p>① 全顧客に対して、今回の行政処分に至った経緯及び事実関係を正確かつ適切に説明し、説明結果を報告すること。</p> <p>② 今般の法令違反及び投資者保護上問題のある業務運営について、発生原因を究明し、改善対応策を策定するとともに実行すること。</p> <p>③ 責任の所在を明確にするとともに、貴社のファンド募集の貸付先審査等にかかる金融商品取引業者として必要な内部管理態勢を再構</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
第1節 第2節 第3節 第4節 3-5 第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	7 つき	<p>れの申し込みがなされた場合には、あらかじめ当社が定める内規に従い審査を行い、当社が適当と判断する申込みについて、ファンドの募集手続に付す。」旨を、また、広告サイトにおいて、「当社は、借入申込者の信用力を厳密に評価します。提出書類(決算書・事業計画書・収支計画書など)に基づき融資の可否を判断します。」旨を表示しているが、当社の貸付審査の状況を検証したところ、X社より提出された財務諸表において、売却契約の締結に至っていない物件を売上に計上するなどして、純利益や純資産が水増しされているにもかかわらず、これを看過していたほか、X社が手掛ける複数の不動産事業について事業期間が延長となる事態が発生し、この間、X社は売却資金を得られず、平成29年3月に降に償還期日を迎えるファンドに係る借入金の返済が困難な状況となっていることを認識したにもかかわらず、その後X社を貸付対象先とするファンドの募集を継続している。</p> <p>以上のとおり、当社のウェブサイト上等の表示は、一般の出資者が読んだ場合、当社において、貸付先の信用力を評価するための具体的かつ客観的な内部基準に従った審査が行われるなど、慎重な手続によって貸付先の審査が行われているとの認識を与えやすいと考えられるところ、当社においては、上記のとおり、慎重な手続によって貸付先の審査が行われているとは認められない状況にあり、出資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと認められる貸付先の審査について、あたかも、慎重な手続によって行われているかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行ったと認められる。</p> <p>(2) 担保物件の評価につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</p> <p>当社は、X社が保有する不動産に担保を設定して、X社への貸付けを行っているファンド318本のうち252本について、「不動産価格調査報告書」を当社ウェブサイト上の募集要領に掲載しているが、当該報告書は、正式な不動産鑑定評価を行った上で作成されたものではなく、対外的に公表できない不動産価格をウェブサイト上に掲載し、ファンド出資持分の募集を行っている。</p> <p>以上のとおり、当社は、出資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと認められる担保評価について、誤解を生ぜしめるべき表示を行ったと認められる。</p> <p>当社の上記(1)及び(2)の行為は、金商法第38条第8号(平成26年5月30日法律第44号による改正前は同条第7号)に基づく金商業等府令第117条第1項第2号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。</p>	<p>築すること。</p> <p>④ 顧客からの問い合わせ等に対しては、誠実かつ適切に対応するとともに、投資者間の公平性に配慮しつつ、投資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>⑤ 上記の対応及び実施状況について、平成30年4月2日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。</p>
	8 30.2.23	<p>【株式会社グロースアドバイザーズ(関東)】</p> <p>※会社勧告</p> <p>○ 役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって行う投資助言行為及び自己取引を防止する態勢が構築されていない状況</p>	<p>行政処分日 平成30年3月2日</p> <p>会社に対する処分 <u>業務改善命令</u></p>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
8 つづき		<p>(1) 役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって行った投資助言行為</p> <p>当社における投資判断者の一人であり、営業部門を統括する立場にあるA部長は、遅くとも平成27年12月から同29年3月までの間、以下の流れで不適切な行為を行っている事実が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 自らの担当顧客等の買付けにより短期的な株価上昇を期待できる出来高の少ない銘柄を選定する。 ii. 上記 i で選定した、少なくとも10銘柄(以下「上記10銘柄」という。)を自己名義の証券口座で買い付ける。 iii. 上記10銘柄について、顧客の買付けに基づく価格変動を利用して自己の利益を図る目的をもって、自らの指示通りに売買を行ってくれる複数の顧客に対して、自らの意図するタイミングで買付けを発注するよう投資助言を行うことにより株価を引き上げさせる。 iv. 自らの発注を意図的に顧客の発注と対当させるなどして売り抜けることにより、利益を得ている。 <p>(2) 役職員の株式取引及び投資助言に係る管理態勢が構築されていない状況</p> <p>当社は、役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図るなどの不適切な株式取引を防止するための社内規程等を明文化していないなど当社設立以降、代表取締役らは、役職員の株式取引を把握・管理するための管理態勢を何ら構築していないほか、投資顧問契約に基づく助言の内容を記載した書面を作成・保存するよう指導を徹底していなかった。</p> <p>このため、当社は、上記(1)のとおり、A部長が1年4か月にわたり、社内において業務用パソコン等を利用して頻繁に不適切な行為を行っていたにもかかわらず、当該行為を把握できていない。</p> <p>このように、当社においては、職員によって顧客取引に基づく価格の変動を利用して自己の利益を図る目的を有する投資助言行為という投資者の投資助言業者に対する信頼を損ねる当該行為が長期間にわたり行われている状況を把握できておらず、投資助言業務を適切に遂行するための内部管理態勢が構築されていないほか、役職員による不適切な自己取引の未然防止や早期発見するための業務運営態勢が構築されていない。</p> <p>当社における上記のような業務運営状況は、金商法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p>	<p>① 役職員が行う投資助言業務の実態を正確かつ網羅的に把握し、投資助言業務を適切に遂行するための内部管理態勢を早急に構築するとともに、確実に機能するように内部監査を実施するなどして役職員に対するけん制態勢を構築すること。</p> <p>② 役職員による不適切な行為を防止するための実効性の高い再発防止策を策定し、役職員自身による業務の自己点検や必要に応じて外部の知見を活用した研修の実施等により役職員の法令等遵守意識を高めるなどして確実に実行すること。</p> <p>③ 顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。特に、本件一連の行為において投資助言を受けた顧客に対しては、顧客の公平に配慮しつつ、適切に対応すること。</p> <p>④ 本件に係る責任の所在を明確にすること。</p> <p>⑤ 上記①から④までについて、具体的な改善策を平成30年4月2日までに書面により報告すること。</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

2. 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査の結果に基づく勧告

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1	29.6.16	<p>【株式会社RISE(東海)】</p> <p>当社は、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とする4つの匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(出資者:少なくとも198名、出資総額:約24億7900万円)。 今回検査において、当社の特例業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題が認められた。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 特例業務については、適格機関投資家からの出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドについて、実際には適格機関投資家からの出資を受けないまま、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社が行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 無登録の者に対する取得勧誘の委託 当社は、本件ファンドについて、自ら取得勧誘を行ったほか、第二種金融商品取引業の登録を受けていない10名の者(以下「募集人10名」という。)に本件ファンドの出資持分の取得勧誘を委託した。募集人10名は、当社からの委託を受け、平成22年4月頃から同26年11月頃にかけて、当社の社名、投資目的や分配金などのファンドの概要等を説明する方法により取得勧誘を行い、少なくとも顧客46名から総額約3億7600万円の出資金を集めた。</p> <p>募集人10名が行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反しており、当社は、無登録である募集人10名に取得勧誘を委託しているものと認められる。</p> <p>(3) 投資者保護上重大な問題のある業務運営 ア 虚偽の説明によって取得勧誘を行っている状況 当社は、本件ファンドの匿名組合契約書において、投資目的を当社の事業への投資などとし、分配金を運用から生じた利益から支払うと規定しているところ、実際には一部の出資金を外国為替証拠金取引等で運用しているもののほとんど運用を行っていないほか、大部分の出資金を顧客への分配金や解約金等へ支出している状況であるにもかかわらず、取得勧誘において、事実と反し、契約書の規定どおりの説明を行っている。</p> <p>イ 投資判断に重大な影響を与える事実を顧客に説明していない状況 当社は、本件ファンドの出資金から、上記(2)の募集人10名等に対し、業務委託報酬として出資総額の約2割という高額な報酬を支払っており、当該事実は、出資者の投資判断に重大な影響を与える事実であるにもかかわらず、当該事実を顧客に説明していない。</p> <p>ウ 出資金を投資目的以外に費消している状況 当社は、本件ファンドの匿名組合契約書において、出資金を当社の事業に投資するほか、必要な費用の支払いのために使用すると規定しているところ、本件ファンドの出資金の一部を、木本考は代表取締役の個人的な支払い等に充当しており、投資目的以外に費消している。</p>	<p>行政処分日 平成29年6月23日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 全てのファンド(以下「ファンド」という。)について、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について速やかに説明し、問い合わせ等に対しても適切かつ十分に対応すること。</p> <p>② 今般の投資者保護上問題のある業務運営について、発生原因を究明するとともに、直ちに是正すること。</p> <p>③ ファンド財産と自己の固有財産を分別管理したうえで、ファンド財産の管理の状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項の説明を行い、投資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>④ 上記①から③までの対応について、平成29年7月21日(金)までに完了すること。また、改善策が策定・実施され次第、随時書面により報告し、その実施状況が全て完了した日から7日以内に書面により報告すること。</p>

一連番号	勧告等実施年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
1 つづき		<p>エ 出資金の管理が著しく杜撰な状況 当社は、本件ファンドの出資金を当社固有財産及び木本考是代表取締役の個人財産と渾然一体として管理するなど、分別管理を行っていない。 また、当社は、本件ファンドに係る会計帳簿等を適切に作成しておらず、平成27年4月以降は、決算処理もしていないため、出資金の入出金、分配金の支払い状況、財務状況等を把握していない。</p> <p>上記ア及びイの状況は、平成27年法律第32号による改正後の金商法の施行前に行われた投資勧誘時のものであり、投資者保護上重大な問題があるものと認められる。また、上記ウ及びエの状況は、平成27年法律第32号による改正後の金商法の施行日(平成28年3月1日)以降においても継続しており、投資者保護上重大な問題があるものと認められ、金商法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>上記事実関係のうち、(3)ウの出資金を投資目的以外に費消している状況及び(3)エの出資金の管理が著しく杜撰な状況については、平成27年法律第32号による改正後の金商法の施行日(平成28年3月1日)以降も継続していることから、当該事実について、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項に基づき、行政処分を行うよう勧告した。</p>	
2	29.11.7	<p>【合同会社NGIキャピタル、合同会社FCキャピタル及び株式会社E-RAキャピタル(証券監視委)】</p> <p>NGIキャピタル外2社は、それぞれ、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として、自らを営業者とする合計8つの匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(出資者数:31名、出資総額:約10億円)。 本件ファンドの出資金は、NGIキャピタル外2社の各親会社に貸し付けられ、各親会社により、外国為替証拠金取引やクレストキャピタルマネージメント有限会社が運用するAR2有限責任事業組合及びKLEM任意組合等への投資に充てられるとされている。</p> <p>(1) 無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況 特例業務については、適格機関投資家からの出資を受けることが要件の一つとされているところ、本件ファンドのうち、5つのファンドについて、実際には適格機関投資家からの出資を受けないまま、出資持分の取得勧誘を行っている。</p> <p>NGIキャピタル外2社が行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、NGIキャピタル外2社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、当該行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(2) 投資者保護上問題のある業務運営 合同会社FCキャピタルは、自らを営業者とし、出資持分の取得勧誘を行ったFC匿名組合5号(出資総額:約1.3億円)について、会計帳簿等を適切に作成・管理しておらず、出資金の一部(7.3百万円)の用途が把握できない状況となっている。</p> <p>上記(2)の状況は、投資者保護上問題があるものと認められ、金商法第63条の5第1項に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。</p> <p>上記事実関係のうち、(2)の投資者保護上問題のある業務運営については、平成27年法律第32号による改正後の金商法の施行日(平成28年3月1日)以降も継続していることから、当該事実について、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項に基づき、行政処分を行うよう勧告した。</p>	<p>合同会社 FC キャピタルに対し、以下の行政処分を実施。</p> <p>行政処分日 平成29年11月15日</p> <p>会社に対する処分</p> <p>業務改善命令</p> <p>① 会計帳簿等を適切に作成・管理せず、出資金の一部の用途が把握できていない状況について、発生原因を究明するとともに、直ちに是正すること。</p> <p>② 用途不明金を発生させたファンドについて、財産の管理状況を早急に把握し、ファンド出資者に対し、当該状況その他必要な事項(用途不明金への対応を含む)の説明を行い、投資者保護に万全の措置を講ずること。</p> <p>③ 全てのファンドについて、ファンド持分を取得した全ての出資者に対し、行政処分の事実及び理由について速やかに説明し、問い合わせ等</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連 番号	勧告等実施 年月日	勧告等の対象となった法令違反等の内容 (業者名欄に検査等を実施した証券監視委又は財務局等名を付記)	行政処分等の内容
2 つづき			<p>に対しても適切かつ十分に対応すること。</p> <p>④ 上記①から③までの対応について、平成29年12月15日(金)までに完了すること。また、改善策が策定・実施され次第、随時書面により報告し、その実施状況が全て完了した日から7日以内に書面により報告すること。</p>

※ 根拠条文は、公表実施日時点において適用される法律を記載している。

第1節

第2節

第3節

第4節

3-5

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

3. 取引調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
1	29.4.11	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の2第 1 項)</p> <p>【銘柄名】ウェッジホールディングス(東証JASDAQ) 昭和ホールディングス(東証2部) ヤマノホールディングス(東証JASDAQ) ブロードバンドタワー(東証JASDAQ) オートウェーブ(東証JASDAQ) さいか屋(東証2部) フォーバル・リアルストレート(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 (1) 株式会社ウェッジホールディングス(以下「ウェッジホールディングス」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 5 月 28 日午前 9 時 42 分頃から同日午前 11 時 15 分頃までの間及び同年 6 月 8 日午前 9 時 51 分頃から同日午前 11 時 6 分頃までの間、直前の約定値より高指値の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計 4 万 800 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 3 万 2,000 株を買い付ける一方、同株式合計 3 万 2,000 株を売り付け、 (2) 昭和ホールディングス株式会社(以下「昭和ホールディングス」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 5 月 28 日午前 9 時 44 分頃から同日午前 10 時 19 分頃までの間、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計 17 万 4,200 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 12 万 5,300 株を買い付ける一方、同株式合計 12 万 5,300 株を売り付け、 (3) 株式会社ヤマノホールディングス(以下「ヤマノホールディングス」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 5 月 28 日午前 10 時 42 分頃から同日午前 10 時 47 分頃までの間、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計 9,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 3 万 1,700 株を買い付ける一方、同株式合計 3 万 1,700 株を売り付け、 (4) 株式会社ブロードバンドタワー(以下「ブロードバンドタワー」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 6 月 1 日午前 10 時 43 分頃から同日午前 11 時 21 分頃までの間、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計 1 万 9,800 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 1 万 6,300 株を買い付ける一方、同株式合計 1 万 6,300 株を売り付け、 (5) 株式会社オートウェーブ(以下「オートウェーブ」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 6 月 10 日午前 9 時 32 分頃から同日午前 9 時 49 分頃までの間、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計 5 万 5,700 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 2 万 3,900 株を買い付ける一方、同株式合計 2 万 3,900 株を売り付け、 (6) 株式会社さいか屋(以下「さいか屋」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成 27 年 7 月 16 日午</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 29 年 4 月 12 日 課徴金納付命令決定日 平成 29 年 5 月 11 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

3-5

第 6 節

第 7 節

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
第1節 第2節 第3節 第4節 3-5	1 つづき	前9時7分頃から同日午前9時9分頃までの間、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計5万8,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万5,000株を買い付け一方、同株式合計1万5,000株を売り付け、 (7) 株式会社フォーバル・リアルストレート(以下「フォーバル・リアルストレート」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成27年7月16日午後0時40分頃から同日午後1時23分頃までの間、前記同様の方法により、自己の計算において、同株式合計6万1,600株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万4,700株を買い付け一方、同株式合計4万4,700株を売り付け、 もって、ウェッジホールディングス、昭和ホールディングス、ヤマノホールディングス、ブロードバンドタワー、オートウェブ、さいか屋及びフォーバル・リアルストレートの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。 【課徴金額】67万円	
第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	2 29.5.26	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】イーター電機工業(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】 イーター電機工業株式会社の役員から情報を受領した者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、イーター電機工業株式会社(以下「イーター電機」という。平成28年7月25日上場廃止)の製品を取り扱うA社の社員であるが、その職務に関し、イーター電機の役員甲が職務に関し知り、その後、同人からA社の役員乙が職務上伝達を受けた、平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日)決算において債務超過の状態であったイーター電機が、平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日)決算においても債務超過の状態となるという、特定有価証券の上場の廃止の原因となる事実が発生した旨の重要事実を知りながら、上記重要事実の公表がされた平成28年5月18日より前の同月17日、自己の計算において、イーター電機株式合計7万5,000株を売付価額合計413万5,000円で売り付けたものである。 【課徴金額】278万円	審判手続開始決定日 平成29年5月29日 課徴金納付命令決定日 平成29年6月15日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
	3 29.9.1	【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項) 【銘柄名】アサカ理研(東証JASDAQ) 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社アサカ理研の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年3月31日午前9時48分頃から同年5月13日午後2時59分頃までの間、28取引日において、自身が発注した売り注文に成行又は高指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、成行又は高指値の買い注文を連続して発注して他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりする方法により、同株式合計10万6,200株を買い付け一方、同株式合計9万3,000株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買	審判手続開始決定日 平成29年9月4日 課徴金納付命令決定日 平成29年9月28日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
3 つづき		をしたものである。 【課徴金額】208万円	
4～ 5	29.9.8	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項) 情報伝達(金商法第175条の2第2項)</p> <p>【銘柄名】シーシーエス(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)シーシーエス株式会社の社員から情報を受領した者 (2)シーシーエス株式会社の社員</p> <p>【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、シーシーエス株式会社(以下「シーシーエス」という。)の社員である課徴金納付命令対象者(2)から、同人がその職務に関し知った、オプテックス株式会社(平成29年1月1日商号変更でオプテックスグループ株式会社。以下「オプテックス」という。)の業務執行を決定する機関が、シーシーエスの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成28年4月7日より前の同年3月14日から同年4月1日までの間、自己の計算において、シーシーエス株式合計9,200株を買付価額合計1,126万2,800円で買い付けたものである。 上記公開買付けの実施に関する事実は、オプテックスから、シーシーエスの役員が、その職務に関し伝達を受け、その後、シーシーエスの社員である課徴金納付命令対象者(2)がその職務に関し知ったものである。 (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、シーシーエスの社員であるが、同人がその職務に関し知った、オプテックスの業務執行を決定する機関が、シーシーエスの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記事実の公表がされる前にシーシーエス株式の買付けをさせることにより、課徴金納付命令対象者(1)に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 上記公開買付けの実施に関する事実は、オプテックスから、シーシーエスの役員が、その職務に関し伝達を受け、その後、課徴金納付命令対象者(2)がその職務に関し知ったものである。 課徴金納付命令対象者(1)は、上記事実の公表がされた平成28年4月7日より前の同年3月14日から同年4月1日までの間、自己の計算において、シーシーエス株式合計9,200株を買付価額合計1,126万2,800円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)133万円 課徴金納付命令対象者(2)66万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年9月11日</p> <p>課徴金納付命令対象者(1) 課徴金納付命令決定日 平成29年9月28日</p> <p>課徴金納付命令対象者(2) 課徴金納付命令決定日 平成29年10月12日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
6	29.11.10	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】文教堂グループホールディングス(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社文教堂グループホールディングスの社員</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年11月16日 課徴金納付命令決定日 平成29年12月14日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係</p>

第1節

第2節

第3節

第4節

3-5

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連 番号	勧告実施 年月日	事案の内容	勧告後の経緯
第1節 第2節 第3節 第4節 6 つづき		<p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社文教堂グループホールディングス(以下「文教堂グループホールディングス」という。)に勤務していた者であるが、同人がその職務に関し、同社の属する企業集団の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの事業年度(以下「平成28年8月期」という。)の経常利益の予想値について、平成27年10月15日に公表がされた直近の予想値(経常利益1億5,000万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、同社において新たに算出した平成28年8月期の予想値(経常利益マイナス7,200万円)の公表がされた平成28年10月13日より前の同月4日、自己の計算において、文教堂グループホールディングス株式合計1万株を売付価額合計610万5,800円で売り付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 270万円</p>	<p>等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
3-5 第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	29.11.21	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】今仙電機製作所(東証1部、名証1部) 不二越(東証1部) セントラル硝子(東証1部) リョービ(東証1部) 東洋ゴム工業(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】無職の者</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 (1) 株式会社今仙電機製作所(以下「今仙電機製作所」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年4月13日午後1時16分頃から同日午後2時57分頃までの間、引け条件付きの成行(以下「引成」という。)買い注文を大量に入れる方法により、同株式合計7万8,200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計6,400株を売り付け、 (2) 株式会社不二越(以下「不二越」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年4月14日午前11時9分頃から同日午前11時28分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計48万4,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計8万1,000株を売り付け、 (3) セントラル硝子株式会社(以下「セントラル硝子」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年4月15日午前11時7分頃から同日午前11時29分頃までの間、前記同様の方法により、同株式合計26万3,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計9万6,000株を売り付け、 (4) リョービ株式会社(以下「リョービ」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年4月20日午後2時19分頃から同日午後2時58分頃までの間、前記同様の方法により、同株式35万4,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計6万5,000株を売り付け、 (5) 東洋ゴム工業株式会社(以下「東洋ゴム工業」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年4月19日午後2時35分頃から同年4月20日午前10時19分頃まで間、前記同様の方法により、同株式合計17万6,900株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計2万5,100株を売り付けたほか、引成売り注文を大量に発注する方法により、同株式合計2万5,000株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計5,000株を買い付け、 もって、自己の計算において、今仙電機製作所、不二越、セントラ</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年11月22日 課徴金納付命令決定日 平成29年12月14日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	事案の内容	勧告後の経緯
7 つづき		<p>ル硝子、リヨービ及び東洋ゴム工業各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。</p> <p>【課徴金額】150万円</p>	
8	29.12.8	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】シーズ・ホールディングス(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 株式会社シーズ・ホールディングスの役員から情報を受領した者</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社シーズ・ホールディングス(以下「シーズHD」という。)の役員から、同人がその職務に関し知った、株式会社シーズ・ホールディングスの業務執行を決定する機関が、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成28年7月11日より前の同年6月30日から同年7月8日までの間、自己の計算において、シーズHD株式合計6,500株を買付価額合計1,478万3,200円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】223万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年12月11日 審判手続中 (平成30年3月31日現在)</p>
9～ 10	29.12.15	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項) 情報伝達(金商法第175条の2第2項)</p> <p>【銘柄名】エヌジェーケー(東証2部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)公開買付者の社員 (2)公開買付者の社員から情報を受領した者</p> <p>【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について ア. 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTTデータ」という。)に勤務していた者であるが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社エヌジェーケー(以下「NJK」という。平成28年8月22日上場廃止。)の株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年5月10日より前の同年4月21日及び同月25日、自己の計算において、NJK株式合計400株を買付価額合計19万2,100円で買い付けたものである。 イ. 課徴金納付命令対象者(1)は、同人がその職務に関し知った、NTTデータの業務執行を決定する機関が、NJKの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を、課徴金納付命令対象者(2)に対し、上記事実の公表がされる前にNJK株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者(2)は、上記事実の公表がされた平成28年5月10日より前の同年4月21日から同年5月9日までの間、自己の計算において、NJK株式合計1,200株を買付価額合計56万7,700円で買い付けたものである。 (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、NTTデータに勤務していた</p>	<p>審判手続開始決定日 平成29年12月18日 課徴金納付命令決定日 平成30年1月25日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者(1)及び(2)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

第1節

第2節

第3節

第4節

3-5

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
第1節 第2節 第3節	9～10 つき	課徴金納付命令対象者(1)から、同人がその職務に関し知った、同社の業務執行を決定する機関が、NJKの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成28年5月10日より前の同年4月21日から同年5月9日までの間、自己の計算において、NJK株式合計1,200株を買付価額合計56万7,700円で買い付けたものである。 【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)19万円 課徴金納付命令対象者(2)24万円	
第4節 3-5 第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	11 29.12.15	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 【銘柄名】ジャパンインベストメントアドバイザー(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの社員 【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー(以下「JIA」という。)に勤務していた者であるが、 (1) 同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成27年7月29日より前の同年6月29日から同年7月17日までの間、自己及び親族の計算において、JIA株式合計7,400株を買付価額合計1,119万5,190円で買い付け (2) 同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、M&Aアドバイザー事業に特化した専門子会社を設立することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成27年11月16日午後3時頃より前の同日午前9時32分頃から午後3時までの間、自己及び親族の計算において、JIA株式合計1,500株を買付価額合計264万5,180円で買い付け (3) 同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、PCIホールディングス株式会社との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年8月10日午前11時30分頃より前の同年7月29日から同年8月10日午前11時30分までの間、自己及び親族の計算において、JIA株式合計7,400株を買付価額合計2,066万9,200円で買い付けたものである。 【課徴金額】434万円	審判手続開始決定日 平成29年12月18日 課徴金納付命令決定日 平成30年1月25日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。
	12～14 30.1.26	【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 情報伝達(金商法第175条の2第1項) 【銘柄名】あんしん保証(東証マザーズ) 【課徴金納付命令対象者】 (1)あんしん保証株式会社との契約締結交渉者の役員 (2)あんしん保証株式会社の役員から情報を受領した者 (3)あんしん保証株式会社の役員 【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、不動産賃貸管理等の事業を営むA社の役員であるが、あんしん保証株式会社(以下「あん	審判手続開始決定日 平成30年1月29日 課徴金納付命令決定日 平成30年3月19日 なお、課徴金納付命令対象者(1)ないし(3)から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。

一連 番号	勧告実施 年月日	事案の内容	勧告後の経緯
12～ 14 つき		<p>しん保証」という。)とA社との家賃決済サービスに係る契約の締結交渉に関し、あんしん保証の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス株式会社等との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年7月29日午後3時より前の同年6月24日から同年7月29日午前11時10分頃までの間、自己の計算において、あんしん保証株式合計9,300株を買付価額合計980万3,900円で買い付けたものである。</p> <p>(2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、あんしん保証の役員である課徴金納付命令対象者(3)から、同人がその職務に関し知った、あんしん保証の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス株式会社等との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成28年7月29日午後3時より前の同年7月12日から同月29日午前9時31分頃までの間、自己の計算において、あんしん保証株式合計2万4,000株を買付価額合計2,952万5,500円で買い付けたものである。</p> <p>(3) 課徴金納付命令対象者(3)について 課徴金納付命令対象者(3)は、あんしん保証の役員であるが、同人がその職務に関し知った、あんしん保証の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス株式会社等との業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を、上記事実の公表がされる前にあんしん保証株式の買付けをさせることにより課徴金納付命令対象者(2)に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。</p> <p>課徴金納付命令対象者(2)は、上記事実の公表がされた平成28年7月29日午後3時より前の同年7月12日から同月29日午前9時31分頃までの間、自己の計算において、あんしん保証株式合計2万4,000株を買付価額合計2,952万5,500円で買い付けたものである</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)554万円 課徴金納付命令対象者(2)1,007万円 課徴金納付命令対象者(3)503万円</p>	
15	30.2.16	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】ニッコウトラベル(東証2部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 公開買付者の社員から情報を受領した者</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「三越伊勢丹HD」という。)に勤務していた者から、同人がその職務に関し知った、三越伊勢丹HDの業務執行を決定する機関が、株式会社ニッコウトラベル(以下「ニッコウトラベル」という。平成29年5月2日上場廃止)の株式の公開買付けを行うこととの決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成29年2月10日より前の同月1日に、自己の計算において、ニッコウトラベル株式合計1万株を買付価額合計306万円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】135万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成30年2月19日 課徴金納付命令決定日 平成30年3月19日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
16	30.2.27	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】日本サード・パーティ(東証JASDAQ)</p>	<p>審判手続開始決定日 平成30年2月28日 審判手続中</p>

第1節

第2節

第3節

第4節

3-5

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
第1節 第2節 第3節 第4節	16 つづき	<p>【課徴金納付命令対象者】 日本サード・パーティ株式会社の役員</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、日本サード・パーティ株式会社(以下「日本サード・パーティ」という。)の役員であるが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社夢真ホールディングス、株式会社夢エデュケーション及び株式会社夢テクノロジーとの業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年9月28日より前の同年8月16日、自己の計算において、日本サード・パーティ株式合計6,500株を買付価額合計317万3,600円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】120万円</p>	(平成30年3月31日現在)
3-5 第6節 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	17~ 18 30.2.27	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項)</p> <p>【銘柄名】プロルート丸光(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社プロルート丸光との契約締結者から情報を受領した者 (2)株式会社プロルート丸光との契約締結者から情報を受領した者</p> <p>【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、分譲マンションの施工・販売等を営むA社の社員であるが、株式会社プロルート丸光(以下「プロルート丸光」という。)と不動産アドバイザー契約を締結しているB社の社員から、同人が当該契約の履行に関し知った、プロルート丸光の業務執行を決定する機関が、同社の本店土地等を入札方式により売却することについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成29年2月3日より前の同年1月30日及び同月31日、自己の計算において、プロルート丸光株式合計2万3,800株を買付価額合計298万5,400円で買い付けたものである。 (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、分譲マンションの施工・販売等を営むA社の社員であるが、その職務に関し、プロルート丸光と不動産アドバイザー契約を締結しているB社の社員が当該契約の履行に関し知り、その後、A社の社員である課徴金納付命令対象者(1)が職務上伝達を受けた、プロルート丸光の業務執行を決定する機関が、同社の本店土地等を入札方式により売却することについての決定をした旨の重要事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成29年2月3日より前の同年1月5日から同月17日までの間、自己及び親族の計算において、プロルート丸光株式合計9600株を買付価額合計113万4,200円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)134万円 課徴金納付命令対象者(2)61万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成30年2月28日 審判手続中 (平成30年3月31日現在)</p>
	19~ 20 30.3.16	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第1項) 情報伝達(金商法第175条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】エスクロー・エージェント・ジャパン(東証1部)</p>	<p>審判手続開始決定日 平成30年3月19日 審判手続中 (平成30年3月31日現在)</p>

一連 番号	勧告実施 年月日	事案の内容	勧告後の経緯
19～ 20 つき		<p>【課徴金納付命令対象者】 (1)株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの役員から情報を受領した者 (2)株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの役員</p> <p>【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン(以下「エスクローAJ」という。)の役員であった課徴金納付命令対象者(2)から、同人がその職務に関し知った、 ア. 同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受けながら、上記事実の公表がされた平成27年7月14日午後3時頃より前の同日午後2時27分頃、自己の計算において、エスクローAJ株式100株を買付価額81万2,000円で買い付け イ. ①同社の属する企業集団の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの事業年度(以下「平成29年2月期」という。)の売上高について、平成28年6月17日に公表がされた、直近の予想値(売上高23億4,200万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実、②同社の平成29年2月期の剰余金の配当について、平成28年4月8日に公表がされた前事業年度の実績値(剰余金の配当10円)に比較して、同社が新たに算出した平成29年2月期の予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実の伝達を受けながら、同社において新たに算出した平成29年2月期の予想値(売上高25億7,700万円、剰余金の配当15円)の公表がされた平成28年12月14日午後0時30分頃より前の同日午前9時19分頃から午前11時10分頃までの間、自己の計算において、エスクローAJ株式合計2,200株を買付価額合計299万400円で買い付けたものである。 (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、エスクローAJの役員であったが、同人がその職務に関し知った、 ア. 同社の業務執行を決定する機関が株式の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、上記事実の公表がされる前にエスクローAJ株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。 課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実が公表された平成27年7月14日午後3時頃より前の同日午後2時27分頃、自己の計算において、エスクローAJ株式100株を買付価額81万2,000円で買い付けたものである。 イ. ①同社の属する企業集団の平成29年2月期の売上高について、平成28年6月17日に公表がされた直近の予想値(売上高23億4,200万円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実、②同社の平成29年2月期の剰余金の配当について、平成28年4月8日に公表がされた前事業年度の実績値(剰余金の配当10円)に比較して、同社が新たに算出した平成29年2月期の予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を、課徴金納付命令対象者(1)に対し、同社において新たに算出した平成29年2月期の予想値(売上高25億7,700万円、剰余金の配当15円)の公表がされる前にエスクローAJ株式の買付けをさせることにより同</p>	

第1節
第2節
第3節
第4節
3-5
第6節
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	勧告実施年月日	事案の内容	勧告後の経緯
第1節 第2節 第3節	19～ 20 つき	<p>人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。</p> <p>課徴金納付命令対象者(1)は、上記重要事実の公表がされた平成28年12月14日午後0時30分頃より前の同日午前9時19分頃から午前11時10分頃までの間、自己の計算において、エスクローAJ株式合計2,200株を買付価額合計299万400円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)119万円 課徴金納付命令対象者(2)59万円</p>	
第4節 3-5 第6節 第7節 第8節 第9節	21 30.3.16	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第175条第2項)</p> <p>【銘柄名】ミサワホーム(東証1部、名証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ミサワホーム株式会社役員から情報を受領した者が所属する同社子会社の役員</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、ミサワホーム株式会社(以下「ミサワホーム」という。)の子会社であるA社の役員であった者であるが、その職務に関し、A社の役員丙がミサワホームの役員乙から職務上伝達を受けた、トヨタホーム株式会社(以下「トヨタホーム」という。)の業務執行を決定する機関がミサワホーム株式の公開買付けを行うことの決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、上記事実の公表がされた平成28年11月22日より前の同月21日、自己の計算において、ミサワホーム株式合計1,100株を買付価額合計96万5,300円で買い付けたものである。</p> <p>上記公開買付けの実施に関する事実は、トヨタホームの役員甲から、ミサワホームの役員乙がその職務に関し伝達を受けたものである。</p> <p>【課徴金額】20万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成30年3月19日 審判手続中 (平成30年3月31日現在)</p>
第10節 第11節	22 30.3.23	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第174条の2第1項)</p> <p>【銘柄名】ユアテック(東証1部) 前田道路(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】会社役員</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者は、 (1) 株式会社ユアテック(以下「ユアテック」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年9月23日午後0時52分頃から同年10月13日午後0時55分頃までの間、14取引日にわたり、上値売り注文を大量に入れた上で、自身の売り注文と買い注文を下値で対当させるなどの方法により、同株式を下値で買い付けた後、上値に大量に入れた売り注文を取り消すとともに下値買い注文を入れた上で、自身の売り注文と買い注文を上値で対当させるなどの方法により、同株式を上値で売り付けるなどして、同株式合計64万4,000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計67万3,000株を買い付けるとともに、同株式合計35万株の買付けの委託を行う一方、同株式合計67万3,000株を売り付け、 (2) 前田道路株式会社(以下「前田道路」という。)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成28年10月6日午後0時52分頃から同年11月8日午後2時31分頃までの</p>	—

一連 番号	勧告実施 年月日	事案の内容	勧告後の経緯
22 つき		<p>間、22 取引日にわたり、上値売り注文を大量に入れた上で、自身の売り注文と買い注文を下値で対当させるなどの方法により、同株式を下値で買い付けた後、上値に大量に入れた売り注文を取り消すとともに下値買い注文を入れた上で、自身の売り注文と買い注文を上値で対当させるなどの方法により、同株式を上値で売り付けるなどして、同株式合計 115 万 1,000 株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計 144 万 9,000 株を買い付ける一方、同株式合計 25 万 7,000 株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計 144 万 9,000 株を売り付け、もって、自己の計算において、ユアテック及び前田道路各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。</p> <p>【課徴金額】47 万円</p>	
23～ 24	30.3.30	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】プレジジョン・システム・サイエンス(東証マザーズ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (1)プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の顧問 (2)プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の顧問</p> <p>【違反行為の概要】 (1) 課徴金納付命令対象者(1)について 課徴金納付命令対象者(1)は、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社(以下「プレジジョン」という。)の顧問として勤務している者であるが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社日立ハイテクノロジーズと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らずながら、上記事実の公表がされた平成 29 年 5 月 15 日より前の同年 3 月 22 日及び同年 4 月 7 日、自己の計算において、プレジジョン株式合計 2,000 株を買付価額合計 74 万 3,000 円で買い付けたものである。 (2) 課徴金納付命令対象者(2)について 課徴金納付命令対象者(2)は、プレジジョンの顧問として勤務している者であるが、同人がその職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、株式会社日立ハイテクノロジーズと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実を知らずながら、上記事実の公表がされた平成 29 年 5 月 15 日より前の同年 1 月 23 日及び同月 27 日、自己の計算において、プレジジョン株式合計 2,000 株を買付価額合計 80 万 9,000 円で買い付けたものである。</p> <p>【課徴金額】 課徴金納付命令対象者(1)37 万円 課徴金納付命令対象者(2)30 万円</p>	—

第 1 節
第 2 節
第 3 節
第 4 節
3-5
第 6 節
第 7 節
第 8 節
第 9 節
第 10 節
第 11 節

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

4. 国際取引等調査の結果に基づく勧告(不公正取引)

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

一連 番号	勧告実施 年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
第 1 節 第 2 節 第 3 節 第 4 節 3-5 第 6 節 第 7 節 第 8 節 第 9 節 第 10 節 第 11 節	1 29.6.30	<p>【違反行為】内部者取引(金商法第 175 条第 1 項)</p> <p>【銘柄名】サン電子(東証JASDAQ)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】サン電子との契約締結者</p> <p>【違反行為の概要】 課徴金納付命令対象者(イスラエル国に居住)は、サン電子との間で契約を締結していた者であるが、同契約の履行に関し、同社の属する企業集団の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度(平成28年3月期)の経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の予想値について、平成27年5月15日に公表された直近の予想値(経常利益27億円、親会社株主に帰属する当期純利益20億円)に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、同社において新たに算出した平成28年3月期の予想値(経常利益4億円、親会社株主に帰属する当期純利益4億円)の公表がされた平成27年10月7日午後6時30分頃より前の同年9月30日及び同年10月1日、自己の計算において、サン電子株式合計3万4千株を売付価額合計4,190万円で売り付けた。</p> <p>【課徴金額】 1,857 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 29 年 7 月 31 日 課徴金納付命令決定日 平成 29 年 9 月 14 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>
	2 30.1.16	<p>【違反行為】相場操縦(金商法第 174 条の2第 1 項)</p> <p>【銘柄名】エボラブルアジア(東証1部)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】アセットデザイン株式会社</p> <p>【違反行為の概要】 アセットデザインは、投資運用業及び第二種金融商品取引業を行うことにつき、関東財務局長の登録を受けている株式会社であり、英国領ケイマン諸島籍ユニットトラスト型ファンドであるアセットデザイン・コプロス・ファンド(以下「コプロスファンド」という。)の受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)・リミテッドとの間で締結したインベストメント・マネジメント契約に基づき、上記ファンドに出資された資産の運用権限を有していたものであるが、アセットデザインの運用担当者において、同社の業務に関し、当時、東京証券取引所マザーズ市場に上場されていた株式会社エボラブルアジアの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年2月16日午後2時53分頃から同日午後3時までの間、最良売り気配と同値又はその上値に売り注文を大量に発注する方法により、同株式合計1万2,500株を売り付けるとともに、同株式合計5万9,500株の売付けの委託を行い、もって、アセットデザイン及びアセットデザインと特殊の関係にある者におけるコプロスファンドへの出資割合である約4.24パーセント相当については自己の計算において、それ以外については自己以外の者であるコプロスファンドへの出資者の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。</p> <p>【課徴金額】 1 億 341 万円</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 30 年 1 月 17 日 課徴金納付命令決定日 平成 30 年 3 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

5. 開示検査の結果に基づく勧告(開示書類の虚偽記載等)

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	29.12.19	<p>【違反行為】 四半期報告書の虚偽記載(金商法第 172 条の 4 第 2 項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 ピクセルカンパニーズ(株)(東証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の概要】 当社は、連結子会社における設備の販売取引において、設備を引き渡していないにもかかわらず、売上を計上したことによって、連結売上高を過大に計上した。この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある以下の四半期報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成 29 年 12 月 19 日 課徴金納付命令決定日 平成 30 年 3 月 19 日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成 28 年 8 月 15 日	第 31 期第 2 四半期 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日) に係る四半期報告書	平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 28 年 6 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が 154 百万円であるところ を 245 百万円と記載	売上の過 大計上
2	平成 28 年 11 月 11 日	第 31 期第 3 四半期 (自 平成 28 年 7 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日) に係る四半期報告書	平成 28 年 1 月 1 日～ 平成 28 年 9 月 30 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純利益が 106 百万円であるところ を 208 百万円と記載	売上の過 大計上

(注)金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】600 万円

(注)課徴金額は、以下のように算出される。

金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、当社の平成 28 年 6 月第 2 四半期四半期報告書及び平成 28 年 9 月第 3 四半期四半期報告書にそれぞれ課徴金の算出額は、

ア 当社が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

・平成 28 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、153,743 円

・平成 28 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、126,678 円

が、いずれも

イ 6,000,000 円

を超えないことから、

平成 28 年 6 月第 2 四半期四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

平成 28 年 9 月第 3 四半期四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

3-5

第 6 節

第 7 節

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
第1節 第2節 第3節 第4節	2 30.2.23	<p>【違反行為】 有価証券報告書の虚偽記載(金商法第172条の4第1項)</p> <p>【課徴金納付命令対象者】 (株)ソフィアホールディングス(東証ジャスダック)</p> <p>【違反行為の概要】 当社は、連結子会社において、未達であるテレビ受信機器の販売計画を達成したと偽ったことによって、棚卸資産評価損の計上を適正に行わなかった。この結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある以下の有価証券報告書を提出した。</p> <p>【虚偽記載の内容】</p>	<p>審判手続開始決定日 平成30年2月26日 課徴金納付命令決定日 平成30年3月19日</p> <p>なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判の期日は開かれなかった。</p>

3-5 第6節 第7節	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
第8節 第9節 第10節 第11節	平成26年 6月27日	第39期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) に係る有価証券報告書	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損失が136 百万円であるところを56 百万円と記載	棚卸資産評 価損の不計 上等
(注)金額は百万円未満切捨てである。						

第8節 第9節 第10節 第11節	<p>【課徴金額】600万円</p> <p>(注)課徴金額は、以下のように算出される。 金融商品取引法第172条の4第1項の規定により、当社の平成26年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 ア 当社が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(1,092,818円) が イ 6,000,000円 を超えないことから、6,000,000円となる。</p>
----------------------------	---

※ 根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

3-6 裁判所への申立て実施状況

1. 申立て実施件数一覧表

年度	22~25	26	27	28	29	合計
合計	8	6	3	1	2	20
無登録業者等	7	6	3	1	2	19
無届募集	1	0	0	0	0	1

2. 無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1	(株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年 11月17日 (東京地裁)	○ 無登録金融商品取引業(株式等の募集の取扱い等)の禁止等 (株)大経(以下「当社」という。)は、金融商品取引業の登録を受けずに、平成22年2月ころから6月ころまでの間、業として、(株)生物化学研究所(山梨県中央市。以下「生物化学」という。)が新規に発行する株式及び新株予約権の取得の勧誘を行い、その結果、約100名の投資家が生物化学の株式等を1億円弱で取得していたほか、同年11月末に予定されている生物化学の新株発行に向けて投資家に対する取得の勧誘を行っていたものである。また、当社は上記株式等のほかにも、平成15年7月の設立以来、別の株式会社4社の株式につき、投資家に対する取得の勧誘を繰り返し行っていたものである。 このような当社の行為は、金商法第29条に違反するものであり、また、当社並びにその役員であるA及びBは、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成22年 11月26日 (東京地裁)
2	(株)生物化学 研究所 (山梨県中央市)	平成22年 11月26日 (甲府地裁)	○ 無届募集(株式等)の禁止等 (株)生物化学研究所(以下「当社」という。)は、平成22年2月ころから同年6月ころまでの間、7回にわたって自社の株式及び新株予約権(以下「株式等」という。)の発行を行い、金融商品取引業の登録等がない(株)大経と連携して株式等の取得の勧誘を行った結果、約100名の投資家に株式等を取得させていた(株式の払込金額約1億円、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額約2億2,000万円)。また、当社は、平成22年11月末発行予定の株式について投資家に対する取得の勧誘を行っていた。 当社は、上記各発行のいずれについても有価証券届出書を提出していない。しかしながら、上記7回のうち6回の発行に係る株式等及び同月末発行予定の株式に関する取得の勧誘は、いずれも、有価証券の募集に該当し、かつ、金商法第4条第1項本文の規定の適用を受けることから、有価証券届出書を提出しなければ行ってはならないものである。 このような当社の行為は、金商法第4条第1項本文等に違反するものであり、また、当社は、当該違反行為を今後も行う蓋然性が高い。	平成22年 12月15日 (甲府地裁)

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

3-6

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節 3-6 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	3 ジャパン リアライズ(株) 他2名 (北海道 札幌市)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年 4月28日 (札幌地裁)	○ 無登録金融商品取引業(ファンドの私募等、運用)の禁止等 ジャパンリアライズ(株)他2名(以下「当社ら」という。)は、平成20年11月ころから平成23年4月までの間、合計20本の組合契約(以下「JRファンド」という。)の持分の私募を行い、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を外国為替証拠金取引により運用しており、JRファンドの出資対象事業はいずれも同一である。 そうすると、JRファンドは、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に持分を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、遅くとも、平成22年4月上旬以降に行われた私募はいずれもこの要件を満たしていない。また、JRファンドは、特例業務の運用の要件として、JRファンド全体で、適格機関投資家1名以上及び一般投資家49名以下からの出資でなければならないところ、運用中のJRファンドの一般投資家の人数は、遅くとも、平成21年8月末以降、49名を超え、平成23年3月末現在約100名であり、この要件を満たしていない。 当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。 また、当社らは、組合契約上、運用益のうち、配当上限額を超えた部分のみ成功報酬として取得しているが、実質的には十分な運用益が出ていないにもかかわらず、上限額の配当を行うとともに、出資金の一部を役員報酬等に充てていた。さらに、平成23年5月2日を募集開始日とする新たなJRファンドの勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成23年 5月13日 (札幌地裁)
	4 (株)ベネフィット アロー 他3名 (東京都 中央区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年 6月24日 (東京地裁)	○ 無登録金融商品取引業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 (株)ベネフィットアロー(以下「当社」という。)は、平成22年11月ころ以降、(有)フロンティア(東京都中央区、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「フロンティア社」という。)から委託を受け、多数の個人投資家に対し、フロンティア社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。当社の株主であるA及び当社代表取締役Bは、当社の従業員に指示して、上記行為に当たらせた。 C(以下、当社、A、B及びCを併せて「当社ら」という。)は、平成22年6月ころ以降、当社、(株)コンサルティングファーム(東京都中央区)、Rリサーチ(株)(東京都中央区)、(株)セカンドミリオン(東京都港区)、リミックスマネージメント(株)(東京都台東区)、フロンティアターゲット(株)(東京都台東区)及び(株)ツアーコンサルタント(東京都台東区)(以下、併せて「委託会社」という。なお、委託会社は全て適格機関投資家等特例業務届出者である。)から委託を受け、勧誘を専門とする複数のグループに指示して、多数の個人投資家に対し、委託会社が営業者となっている匿名組合契約又は委託会社が業務執行組合員となっている組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の個人投資家に当該権利を取得させた。 当社らの上記行為は、いずれも、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 当社に対しては、平成23年4月に関東財務局から無	・平成23年 7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年 7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
4 つづき			登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されていたが、上記のとおり、当社は、その後も無登録で金融商品取引業を行っていたものであり、また、Cは、当社以外の他の委託会社に係る組合契約に基づく権利の取得の申込みの勧誘を行っていたものである。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
5	(株)Eファクトリー 及び (株)エクセレント 他1名 (東京都 新宿区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成 23 年 12 月 22 日 (東京地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 (株)Eファクトリー社及び(株)エクセレント社(以下「両社」という。)は、A社長(以下、両社と併せて「当社ら」という。)の指示の下、平成23年1月から同年11月までの間、多数の一般投資家に対し、両社が無限責任組合員となっている複数のファンドに係る投資事業有限責任組合契約の締結を勧誘しており、当該勧誘の際に顧客に交付した基本契約書、パンフレット、目論見書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 両社は、顧客による出資金のうち一律に50%に相当する金額を入金後直ちに売上げとして計上して自己の経費等に使用していたにもかかわらず、手数料又は報酬をこれよりも著しく低額である旨をパンフレット等において表示していた。 (2) 両社は、分配報酬金の支払いについて、投資による利益が生じた場合には年率3%から8%(なお、年率は各ファンドごとに異なる。)を上限として分配報酬金を支払う旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には投資による利益が生じていないのに、当該上限額による分配報酬金を機械的に算出して顧客に支払い、その原資として出資金を充てていた。 (3) 両社は、主要投資対象先について、成長性が高く、財務状況の健全なベンチャー企業への投資を主とする旨及び株式市場への上場が期待される会社である旨などをパンフレット等において表示していたところ、実際には主要投資対象先の経営実態は著しく相違するものであった。 上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 両社に対しては、平成22年12月に関東財務局から無登録で金融商品取引業を行っているとして警告書が発出されており、さらに、平成23年10月にEファクトリー社は名古屋営業所を開設し、同年11月にエクセレント社はファンドを新設しており、今後も上記の虚偽告知を伴うファンドの取得勧誘を締結する意向が認められる。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高いものと認められる。	平成 24 年 2月3日 (東京地裁)

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

3-6

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節 3-6 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	6 F-SEED(株) 他1名 (名古屋市 中区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成25年 3月22日 (名古屋地裁)	○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等 F-SEED(株)(以下「当社」という。)は、当社が組成する匿名組合の運營業務を統括管理するA(以下、当社と併せて「当社ら」という。)の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等(以下「パンフレット等」という。)により顧客に告知した営業報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。 (1) 当社らは、平成23年3月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の8割を営業報酬として出資金から收受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業報酬を收受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 (2) 当社らは、平成23年5月ころ以降、営業報酬を收受するために計上していた架空の収入の2割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。 上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。 当社らは、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法に関しても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業報酬の收受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運營業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成25年 4月11日 (名古屋地裁)
	7 (株)ライフ ステージ 他2名 (東京都 新宿区)	平成25年 11月12日 (東京地裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 (株)ライフステージ(以下「当社」という。)は、遅くとも平成23年8月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のLIFESTAGE LIMITED(以下「リミテッド社」という。)が出資された資金を外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)で運用し、それにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。 また、当社は、平成25年9月頃以降、金融商品取引業の登録を受けずに、多数の一般投資家に対し、リミテッド社が出資された資金をFX取引等で運用し、当社の関連会社である外国法人のGLOBAL INTERNATIO	平成25年 11月26日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
7 つづき			<p>NAL HOLDINGS LTD.がそれにより生じた運用益を支払うことを内容とする契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させた。</p> <p>当社の100パーセント株主で「会長」であるA及び代表取締役であるB(以下、当社、A及びBを併せて「当社ら」という。)は、自ら、上記申込みの取得勧誘行為を行っているほか、「エージェント」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記申込みの取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、「エージェント」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた紹介料を毎月支払っている。</p> <p>以上の結果、平成23年8月頃から平成25年10月頃までの間に、延べ5,336名の一般投資家が約146億円を出資した。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社らは、以上のとおり、長期間にわたり大規模かつ頻繁な勧誘を行っていたほか、平成25年9月頃以降、勧誘する権利を変更して当該権利に関する勧誘を本格的に実行し始めたところである。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
8	アイエム ビジョン(株) 他1名 (名古屋市 中区)、 (適格機関投 資家等特例業 務届出者)	平成 26 年 1 月 10 日 (名古屋地 裁)	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止等</p> <p>アイエムビジョン(株)(以下「当社」という。)他1名(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの間、合計12本の匿名組合契約(以下、同契約の個別の名称にかかわらず「本件ファンド」という。)に基づく権利の私募を行い、延べ389名から約15億円の出資を受け、その出資金の運用を行っている。当社らは、集めた出資金を主に国内上場株式へ投資することにより運用しており、本件ファンドの出資対象事業はいずれも同一である。</p> <p>適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、当社らが遅くとも平成23年7月頃以降、延べ334名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>また、特例業務の運用の要件として、一般投資家の人数は49名以下でなければならないところ、当社らが運用中の本件ファンドの一般投資家の人数は、遅くとも平成23年7月末以降、49名を超え、平成25年10月末時点で少なくとも139名であり、この要件を満たしていない。</p> <p>当社らの上記行為は、私募につき、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、運用につき、同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、いずれも、同法第29条に違反するものである。</p> <p>また、当社らは、顧客から受け入れた出資金の大半を混同して管理・運用していたため、その資金繰り状況を正確に把握できない状態にあった。</p> <p>そのような状態の中、当社らは、契約上、投資による運用益から顧客への配当を控除した金額のみを当社の経費等に充てるべき営業者報酬として收受するとされているにもかかわらず、平成23年1月頃から平成25年10月頃までの期間を通じて、運用益を超えて既存顧客への配当及び当社の経費の支払を行うとともに、償還金等の支払を行うため、本件ファンドに新たに投資された出資金を充当していた。</p> <p>以上の結果、当社らは、受け入れた出資金のうち約4割を投資しているにすぎず、出資金を毀損させてい</p>	平成 26 年 1 月 24 日の名古屋 地裁から当社 に対する破産 手続開始決定 の発令を受け、 同月 31 日に申 立てを取下げ

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

3-6

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節			る。 このような、当社らが出資金を配当及び経費に用いて流用する行為は、投資者保護上問題があるものと認められる。 さらに、当社らは、平成26年1月上旬を募集開始日とする新たな匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘を企画している。 以上からすれば、当社らは、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
第2節				
第3節				
第4節	9	平成26年 6月6日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 (株)UAG(以下「当社」という。)代表取締役A及び従業員B(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、遅くとも平成24年7月頃以降、当社の業務として、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のUP DATE ASIA GROUP LIMITEDが営業者であり、外国為替証拠金取引などで出資金の運用を行うとする2本の匿名組合契約に基づく権利の取得の申込みを勧誘し、多数の一般投資家に当該権利を取得させている。その結果、当該権利を取得した一般投資家は、平成24年7月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ262名に及び、その出資額は約18億円となっている。 なお、当社らは、当社顧客を含む個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。 当社らの上記行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。 そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しており、さらに、平成26年2月頃から同年3月頃にかけては、新たな匿名組合を組成し、当該匿名組合に係る権利の取得の申込みの勧誘を行っているなど、最近になって、より大規模かつ頻繁な勧誘を行っている。 以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	平成26年 6月23日 (大阪地裁)
第5節	(株)UAG他2名 (大阪市 福島区)、 (適格機関投資家等特例業務届出者)			
3-6				
第7節				
第8節				
第9節				
第10節				
第11節	10	平成26年 7月3日 (大阪地裁)	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等 (株)Grant(以下「当社」という。)代表取締役A、当社関係者B及び同C(以下、A及びBと併せて「Aら」という。また、当社及びAらを併せて「当社ら」という。)は、平成23年12月頃以降、Bが「会長」を務める当社において、自ら又は多数の金融商品取引業の登録のない代理店(以下「無登録代理店」という。)を利用して、多数の一般投資家に対し、海外の第一次販売代理店から紹介された、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品(以下「海外ファンド」という。)に係る取得勧誘を行っている。 その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成23年12月頃から平成26年5月頃までの間で、延べ約1,600名に及び、同月までの積立額の合計は約16億円に上る。 なお、当社らは、Aらが実質支配する海外の関連法人を介するなどして、無登録代理店に対して、販売手数料として、顧客の拠出金額に応じた金銭を支払っていた。 当社らは、現在においても、多数の一般投資家に対	平成26年 7月28日 (大阪地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
10 つづき			<p>し、海外ファンドに係る取得勧誘を行っており、こうした取得勧誘行為は、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社は、平成26年5月において、より多くの顧客を獲得することを目的として、無登録代理店を増やす方法を企画し、海外ファンドの取得勧誘の拡大を図っている。</p> <p>なお、以上に加え、Aらは、平成19年8月頃から平成21年12月頃までの間、Bが代表者を務める(株)アビオン35(金融商品取引業の登録等はない。)において、また平成22年1月頃から平成23年11月頃までの間、Cが代表者を務めるジースリー(株)(第二種金融商品取引業、投資助言・代理業)において、自ら又は上記無登録代理店を利用して、海外ファンドに係る取得勧誘を行っていた。その結果、海外ファンドを取得した顧客は、平成19年8月頃から平成23年11月頃までの間で、延べ約2,400名に及び、本年5月までの積立額の合計は約73億円に上る。</p> <p>さらに、Aらは、平成19年3月頃から平成24年5月頃までの間、自ら又は上記無登録代理店を利用して、同人らが実質支配する国内外の関連法人等が営業者となり組成・運用する複数のファンドの持分(主に匿名組合契約に基づく権利)の取得勧誘を行っていたところ、これらのファンド持分を取得した一般投資家は、上記期間で、延べ約1,600名に及び、その出資額は約56億円に上る。</p> <p>以上からすれば、当社は上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
11	(株)グラントー 他2名 (東京都港区)	平成26年 8月6日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(投資一任契約の締結の媒介及びファンド等の私募等の取扱い)の禁止等</p> <p>(株)グラントー(以下「当社」という。)、当社代表取締役A及び当社職員B(以下、「当社ら」という。)は、全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを頻繁に開催して参加者に対し取得勧誘を行っているところ、平成25年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のPB EDGE COMPANY LIMITED(以下「PB社」という。)が運用を行うとする「資産管理口座」と称するラップ口座の開設の勧誘を行い、多数の一般投資家とPB社との間で、投資一任契約を締結させた。</p> <p>また、当社は、平成26年1月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社であるSTパートナーズ(株)が発行する社債の取得を行うことを事業内容とするSTP合同会社の社員権に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>さらに、当社は、平成24年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する積立型の金融商品(以下「海外ファンド」という。)に係る取得勧誘を行っている。</p> <p>その結果、平成25年10月頃から平成26年6月頃までの間に、延べ1,826名の一般投資家がPB社との間で投資一任契約を締結し、約6億円を出資した。また、同年1月頃から同年6月頃までの間に、延べ1,129名の一般投資家がSTP合同会社の社員権を取得し、約7億円を出資した。さらに、平成24年10月頃から平成26年6月頃までの間に、延べ251名の一般投資家が海外ファンドを取得し、同月までに合計約4,500万円を出資した。</p> <p>なお、当社は、顧客となっていた個人又は法人に対して、一般投資家を当社に紹介するよう委託するとともに、出資金額に応じた紹介手数料を毎月支払っている。</p> <p>当社らの上記各行為は、金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」又は同条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当</p>	平成26年 9月5日 (東京地裁)

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
3-6
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日	
第1節			<p>し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを計画している。</p> <p>以上に加え、当社らは、平成23年10月頃から平成25年9月頃までの間、当社の関連会社である外国法人のStep 1 Up (Asia) Limitedが運用を行うとするラップ口座の開設の勧誘を行い、延べ4,553名の一般投資家と同社との間で投資一任契約を締結させ、約27億円を出資させた。また、当社は、平成24年10月頃から平成26年3月頃までの間、当社又は当社の関連会社である国内法人の(株)エッジコンストラクショングループが組成するファンドの持分の取得勧誘を行い、延べ2,224名の一般投資家に約40億円を出資させた。そして、当社らは、これらの顧客に対する配当支払が負担となったことなどから、当該顧客に対し、上記PB社が運用を行うとするラップ口座及びSTP合同会社の社員権への出資金の移行を勧めている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>		
第2節					
第3節					
第4節					
第5節					
3-6					
第7節	12	(株)ESPLUS	平成26年	○ 無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止等	平成26年
第8節		他1名	9月12日	(株)ESPLUS(以下「当社」という。)は、平成25年10月頃以降、多数の一般投資家に対し、当社の関連会社である外国法人のCannip Limited(以下「カニップ社」という。)において出資金を集め、当社代表取締役A(以下「A」といい、当社と併せて「当社ら」という。)が役員会会長を務める外国法人のNippon Dragon Resources Inc.の鉱山開発事業へ投資して運用を行うとする「カニップインターナショナルリソースファンド」という名称のファンド(以下「カニップファンド」という。)に係る権利の取得勧誘を行っている。	10月22日
第9節		(大阪市淀川区)	(名古屋地裁)	<p>また、当社は、同月頃以降、多数の一般投資家に対し、「ワールド・ハッピー・スマイル・チルドレン有限責任事業組合」を組合の名称とする有限責任事業組合契約に基づく権利(投資対象、投資条件等はカニップファンドと同一である。)の取得勧誘を行っている。</p> <p>当社の代表清算人Aは、当社の名古屋事務所(名古屋市中村区)を主要な拠点とし、当社の大阪事務所(大阪市北区)の責任者及び名古屋事務所の従業員並びに金融商品取引業の登録のない「代理店」と呼ばれる個人又は法人に指示するなどして、上記取得勧誘行為に当たらせている。なお、当社は、カニップ社を介して、「代理店」に対して、勧誘した一般投資家の出資金額に応じた報酬を毎月支払っている。</p> <p>以上の結果、平成25年10月頃から同26年6月頃までの間に、延べ75名の一般投資家に約2億4,000万円を出資させた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社は平成25年9月末に解散決議を行った旨登記しているものの、当社らは、上記のとおり自ら又は「代理店」を利用するなどして勧誘行為を継続していることに加え、平成24年1月頃から同26年6月頃までの間、多数の一般投資家に対し、Aが大韓民国に設立した金融投資貸付(株)が組成する「KT」という名称のファンドに係る権利の取得勧誘を行い、延べ243名の一般投資家に約5億8,000万円を出資させた。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	(名古屋地裁)
第10節					
第11節					

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
13	MASTERS DPB LIMITED 他1名 (本店 ニュー ジーランド・オ ークランド市、 日本支店 東 京都港区)	平成 27 年 1月 14 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(投資一任契約に基づく運用)の禁止等</p> <p>MASTERS DPB LIMITED(以下「当社」という。)及び当社の代表取締役兼日本における代表者A(以下「当社ら」という。)は、平成25年3月以降、多数の日本の一般投資家に対し、「ビジネスパック」という名称の商品(以下「ビジネスパック」という。)を販売しており、その内容は、(1)資産形成に関するメールマガジンの配信等、(2)アフィリエイト・プログラム(顧客紹介と報酬支払)への参加権、(3)資産運用を行うための口座の提供などである。</p> <p>さらに、当社らは、ビジネスパックを購入した顧客のうち資産運用を希望する者がいた場合、ウェブサイト上に表示される投資一任契約基本約款に同意させる方法により、投資判断の委任及び当該顧客から預託を受けた口座内の資金の操作等に必要な権限の委任を受けた上で、当社が運用を行う「セパレートリーマネージドアカウント」という名称の口座(以下「SMA口座」という。)において顧客から預託を受けた運用資金を受け入れており、これにより当該顧客との間で投資一任契約を締結している。</p> <p>また、当社らは、平成26年10月以降、「MASTERS DPB LIMITED ADVANCE」という新たな名称のサービス(以下「アドバンス」という。)の取扱いを開始し、顧客からSMA口座における運用を委任する旨の申し出を受けた上で同口座に運用資金を受け入れている。</p> <p>そして、当社らは、投資一任契約に基づき、少なくともSMA口座の資金の一部を国内株式等に投資して運用を行っている。</p> <p>以上の結果、当社らは、平成25年3月頃から平成26年12月頃までの間、少なくとも延べ940名の一般投資家から約7億円の資金の預託を受けている。</p> <p>当社らの上記行為は、金商法第28条第4項第1号に規定する「投資運用業」に該当し、無登録でこれを行うことは同法第29条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、上記のとおり、平成26年10月に新たなサービスとしてアドバンスの取扱いを開始したばかりであり、また、平成25年3月以降長期にわたり無登録投資運用業を継続して行ってきたものである。</p> <p>また、当社らは、本来運用のみに用いられるべきSMA口座内に入金された資金を、上記アフィリエイト・プログラムにおける顧客紹介に対する報酬等の会社事業のための支払いにも充当しているほか、運用益が全く生じていないにもかかわらず運用資金等を原資に配当を行うなど、運用資金について極めて杜撰な管理を行っている。</p> <p>以上に加え、Aは、平成24年9月頃から当社が設立されるまでの間、国内法人である(株)マスターズを用いて同様の無登録投資運用業を行っていた。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	平成 27 年 2月 23 日 (東京地裁)
14	(株)日本 ヴェリータ 及び (株)ギフト ジャパン 他1名	平成 27 年 3月 20 日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(ファンドの私募等)の禁止等及び適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>(株)日本ヴェリータ社及び代表取締役A(以下「ヴェリータ社ら」という。)は、平成23年12月頃から同27年2月頃までの間、いずれもヴェリータ社を営業者とする3つの名称の匿名組合契約(以下、同契約の個別の名称にかかわらず「ファンド」ということがある。)に基づく権利の私募を行い、延べ392名から約12億円の出資を受けた。ヴェリータ社の各ファンドでは、いずれも外国為替証拠金取引への投資により同社において集められた出資金の一部が運用されており、各ファンドの出資対象事業は同一である。</p>	平成 27 年 5月 22 日 (東京地裁)

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

3-6

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節 3-6 第7節 第8節 第9節 第10節 第11節	14 つづき (東京都中央区) (適格機関投資家等特例業務届出者)		<p>適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の私募の要件として、6か月以内に権利を取得させた適格機関投資家以外の者(以下「一般投資家」という。)は通算49名以下でなければならないところ、ヴェリータ社らが遅くとも平成26年6月頃以降、延べ107名の一般投資家に対して行った私募は、この要件を満たしていない。</p> <p>ヴェリータ社らが業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、ヴェリータ社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(株)ギフトージャパン及び同社の業務の実質的管理者であるA(以下「ギフトー社」という。)は、平成26年1月頃から同27年2月頃までの間、2つの名称の匿名組合契約に基づく権利の私募を行い、延べ84名から約2億5,000万円の出資を受けた。</p> <p>ギフトー社は、運用益の有無にかかわらず顧客の出資金を原資として、毎月分配上限額相当額(出資金額の1%相当額)を分配する意図を有し、実際に出資金を原資とした上記配当を継続して行っていた。しかしながら、ギフトー社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、運用益が生じない限り分配金の支払いを行わない旨を表示した契約書を顧客に示して勧誘を行っていた。</p> <p>ギフトー社らによる上記説明は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項・第38条第1号)。</p> <p>そして、ヴェリータ社、ギフトー社及びAは、こうした勧誘行為を現在まで継続しているとともに、今後も継続して勧誘を行っていくことを企図している。</p> <p>また、Aは、ヴェリータ社及びギフトー社で一般投資家から集めた出資金を、(株)JBSホールディングスに集約した上で、出資金を原資として、上記配当金を毎月顧客に支払い、また、残りの大部分を各社の役職員の給与等の経費の支払いやAへの個人的な貸付けに充てているところ、このような経費の支出や既存顧客への分配金支払いを今後も継続して行うためには、ヴェリータ社及びギフトー社におけるファンドの取得勧誘を行って新たな出資金を得ることが不可欠な状況にある。</p> <p>以上からすれば、ヴェリータ社、ギフトー社及びAは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
	15 (株)ドリーム ジャパン 他1名 (東京都中央区)	平成27年 7月3日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ)の禁止等</p> <p>(株)ドリームジャパン(以下「当社」という。)の代表取締役A(以下、当社と合わせて「当社」という。)は、平成20年10月から、自身が代表取締役を務めていた(株)エリオストレーディング(以下「エリオス社」という。)において、営業員に指示し、一般投資家がエリオス社に対して上場株式の売買の注文を行うと、これを証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>また、Aは、平成21年6月から、エリオス社において、営業員に指示し、エリオス社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>そして、Aは、平成26年4月中旬頃から同年6月までの間に、エリオス社が関東財務局長から業務内容等に</p>	平成27年 9月8日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
15 つづき			<p>ついて照会を受け、警告書の発出を受けるなどした中で、関東財務局からの追及を免れるため、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせ、同月以降、当社において上記各行為を行っている。</p> <p>以上の結果、平成20年10月から平成27年5月までの間に、176名の一般投資家から約7億円の入金を受けた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも、金商法第28条第1項第1号に規定する「第一種金融商品取引業」に該当し、同法第29条に違反するものである。</p> <p>Aは、上記のとおり、関東財務局長から警告書の発出等を受ける中で、エリオス社で取引を行っていた一般投資家を当社に引き継がせて、現在もなお無登録第一種金融商品取引業を継続して行っている。</p> <p>また、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株式売買等に充てずに、Aの個人的債務及び遊興費並びに当社及びエリオス社の経費等で費消して毀損している。</p> <p>そして、上記違法行為は約6年半もの長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、売却益の返還等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成27年5月時点においても積極的に営業活動を行っている。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
16	(株)SRIブレイン 他1名 (東京都 渋谷区) (適格機関投資家等特例業務届出者)	平成27年 8月7日 (東京地裁)	<p>○ 適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</p> <p>(株)SRIブレイン(以下「当社」という。)及び代表取締役A(以下当社と合わせて「当社ら」という。)は、平成23年3月頃から同27年6月頃までの間、当社の運営する複数のファンド(以下「本件ファンド」という。)に係る当社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合契約に基づく権利の取得勧誘を行い、延べ741名から約14億7,000万円の出資を受けている。</p> <p>当社らは、顧客の出資金のうち当社が受領する報酬を除く大部分を、関係法人である(株)ビバーチェ及び日本ビジネス・ネット(株)(以下、(株)ビバーチェと合わせて「ビバーチェ社」という。)に送金し、これを直ちに当社に送金・還流させることで受領し、当社の人件費、交際費等の経費に費消していた。上記方法により、本件ファンドの出資金は少なくとも約5億1,000万円が当社に送金・還流されている。このように、当社らは、本件ファンドの取得勧誘に際して顧客に交付していた重要事項説明書及び契約書に表示し、当社営業員が説明していた手数料等以外にも、顧客の出資金から多額の金員を受領していたにもかかわらず、かかる事実を顧客に説明せず、手数料等について、実際のものよりも著しく低額である旨を表示・説明していた。</p> <p>また、当社らは、本件ファンドのうち複数のファンドの投資先企業について、将来有望な未上場企業、高い成長性が見込まれる国内企業の株式等に投資する旨などを重要事項説明書において表示していたほか、営業員においても同旨の説明を顧客に対して繰り返し行っていたところ、実際には、毎年多額の純損失を計上し、運転資金にも窮する状態にあり、成長性が高いとは評価できない企業に投資していたものであり、投資先企業の経営実態が上記表示及び説明と著しく相違するものであった。</p> <p>当社らによる上記行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為に該当する(金商法第63条第4項・第38条第1</p>	平成27年 12月4日 (東京地裁)

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
3-6
第7節
第8節
第9節
第10節
第11節

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節 3-6 第7節	16 つづき		<p>号)。 当社は、上記出資金の送金・還流を正当化するために、ビバーチェ社らに投資先企業の株式を引き受けさせた後、ビバーチェ社らから本件ファンドに転売させており、その際、転売価格の基準となる株価算定を当社の意に沿う価格で算定し、転売価格を高額な価格とすることで、ビバーチェ社らに多額の売買差益を生じさせるとともに、ビバーチェ社らとの間で業務委託契約を締結し、上記売買差益の大部分をコンサルティング料名目で受領するという外観を作出しているものである。</p> <p>また、上記と同様の手数料等にかかる虚偽告知は、当社において本件ファンドの取得勧誘を開始する以前から、当社の前代表取締役Bが代表取締役を務めていた(株)リスクマネジメントブレイン(以下「リスク社」という。)におけるファンドの取得勧誘の際にも行われていたところ、当社における上記行為の関与者はリスク社の関与者と同様である。そして、当社らは、上記のとおり、当社に送金・還流させた出資金を当社の人件費等の経費に充てて費消しているほか、ビバーチェ社らに送金された出資金は、リスク社に対する送金等にも使用されるなどしてその大半が既に毀損されており、当社らが今後も業務を継続して行うためには、新たな投資事業有限責任組合を組成して取得勧誘を行い、新たな出資金を得ることが不可欠な状況にあり、その際、上記虚偽告知が行われ、顧客に多大な被害が生じるおそれが極めて高い。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
第8節 第9節 第10節 第11節	17 (株)エフ・サポート 他1名 (東京都千代田区)	平成28年 3月11日 (東京地裁)	<p>○ 無登録金商業(株式の売買及び株式売買の委託の取次ぎ)の禁止等</p> <p>(株)エフ・サポート(以下「当社」という。)の実質的経営者A(以下、当社と合わせて「当社ら」という。)は、当社の下記違法行為と同様の行為を行っていた(株)データファイブ(以下「データ社」という。)の資金繰りに行き詰まったことから、データ社を清算することとし、清算資金獲得のための会社として、当時、休眠会社であった当社を譲り受けた。</p> <p>そして、Aは、平成22年5月頃から、当社において、データ社の顧客の取引を当社に引き継がせて、これら顧客との間で上場株式及び新規公開株式の取引を継続するとともに、新規顧客の勧誘を開始した。</p> <p>A及び当社の営業員(以下「Aら」という。)は、当社に上場株式の売買の注文を行うと、これを当社が顧客に代わって証券会社に取り次いで、上場株式の売買ができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から上場株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>また、Aらは、当社が割当てを受けたとする新規公開株式について売買を行うことができるなどと説明して一般投資家を勧誘し、これに応じた一般投資家との間で上記取引を行う旨合意し、一般投資家から新規公開株式の売買の注文を受け付け、売買代金の入金を受けていた。</p> <p>以上の結果、当社は、データ社から当社に引き継がれた顧客の取引を含め、遅くとも平成20年4月から平成28年1月までの間に、93名の一般投資家から約3億2,000万円の入金を受けた。</p> <p>当社らの上記各行為は、いずれも金商法第28条第1項に規定する「第一種金融商品取引業」に該当するものであり、金商法第29条に基づく登録を受けずに上記各行為を行うことは、同条に違反するものである。</p> <p>そして、当社らは、本来株式売買の代金として用いられるべき金員を、一般投資家との間の合意に反して株</p>	平成28年 4月14日 (東京地裁)

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
17 つづき			<p>式売買等に充てずに、Aの個人的債務の弁済及び当社経費の支払等で費消して毀損しており、当社らの違法行為を禁止・停止させなければ、一般投資家の利益が更に害されるおそれが高い。</p> <p>また、上記違法行為は長期間に及んでいる上、当社らは、顧客から受けた金員をすでに毀損していることから、既存の一般投資家からの売付注文等に対応し、返金等をするためには、新たな入金を受け続けなければならない状況にあり、平成28年1月時点においても違法行為を継続し、顧客から入金を受けている状況にある。</p> <p>以上からすれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
18	リペアハウス(株) 他1名 (東京都 台東区)	平成28年 5月20日 (東京地裁)	<p>○ 無登録営業(投資一任契約の媒介、ファンドの募集等)の禁止等</p> <p>リペアハウス(株)(以下「当社」という。)及び代表取締役A(以下、当社と併せて「当社ら」という。)は、平成26年10月頃から、一般投資家に対して、以下の投資商品の勧誘活動を行っている。</p> <p>(1) 一般投資家が、「WINOFEX REPAIR LIMITED」との名称の香港法人に口座を開設するとともに、当該口座における外国為替証拠金取引の運用について、同法人との間で投資一任契約を締結とするもの</p> <p>(2) 一般投資家が、上記香港法人に「ラップ口座」を開設するとともに、当該口座における株式等での運用について、同法人との間で投資一任契約を締結とするもの</p> <p>(3) 当社が、一般投資家からの出資金を原資として、「フィリピンロトくじ」の購入及びその販売事業者への投資を行い、その当せん金及び当該販売事業者の売上げに応じた還元金を獲得し、これらを収益として、「ロトボーナス」等と称して一般投資家の出資口数に応じて利益を分配とするもの</p> <p>当社らは、上記各商品について、既に商品の申込みをした一般投資家(「会員」)が他の一般投資家を当社に紹介することにより勧誘活動を行っており、「会員」が他の一般投資家を当社に紹介し、当該他の一般投資家から当社に商品の申込みがされた場合、紹介した当該「会員」に「紹介ボーナス」等と称する金銭が当社から支払われる仕組みとしている。</p> <p>また、当社らは、全国各地において、「会員」による紹介を通じて、一般投資家に対して、上記各商品内容の説明会を開催し、上記各商品内容の説明等を行い、勧誘活動を行っている。</p> <p>なお、一般投資家からの入金の収納代行業務、「紹介ボーナス」等の支払業務等については、株式会社オンラインワークス(熊本県熊本市、代表取締役B)に業務委託している。</p> <p>その結果、当社らは、上記各商品について、合計約1万700名の一般投資家から、合計約114億4600万円の入金を受けている。</p> <p>当社らの上記各行為のうち、上記ア及びイの商品に関するものは金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に、上記ウの商品に関するものは同条第2項第2号に規定する「第二種金融商品取引業」にそれぞれ該当し、無登録でこれを行うことはいずれも同法第29条に違反するものである。</p> <p>当社らは、リペアホールディングス株式会社(東京都台東区、代表取締役A、金融商品取引業の登録等はない。)、一般財団法人フロンティアリノベーション機構(東京都台東区、代表理事A、金融商品取引業の登録等はない。)といった新たな法人を設立し、これら法人に当社の事業を移して事業を継続させることを計画しているが、当社は、遅くとも平成27年5月頃には、一般投資</p>	平成28年 7月4日 (東京地裁)

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

3-6

第7節

第8節

第9節

第10節

第11節

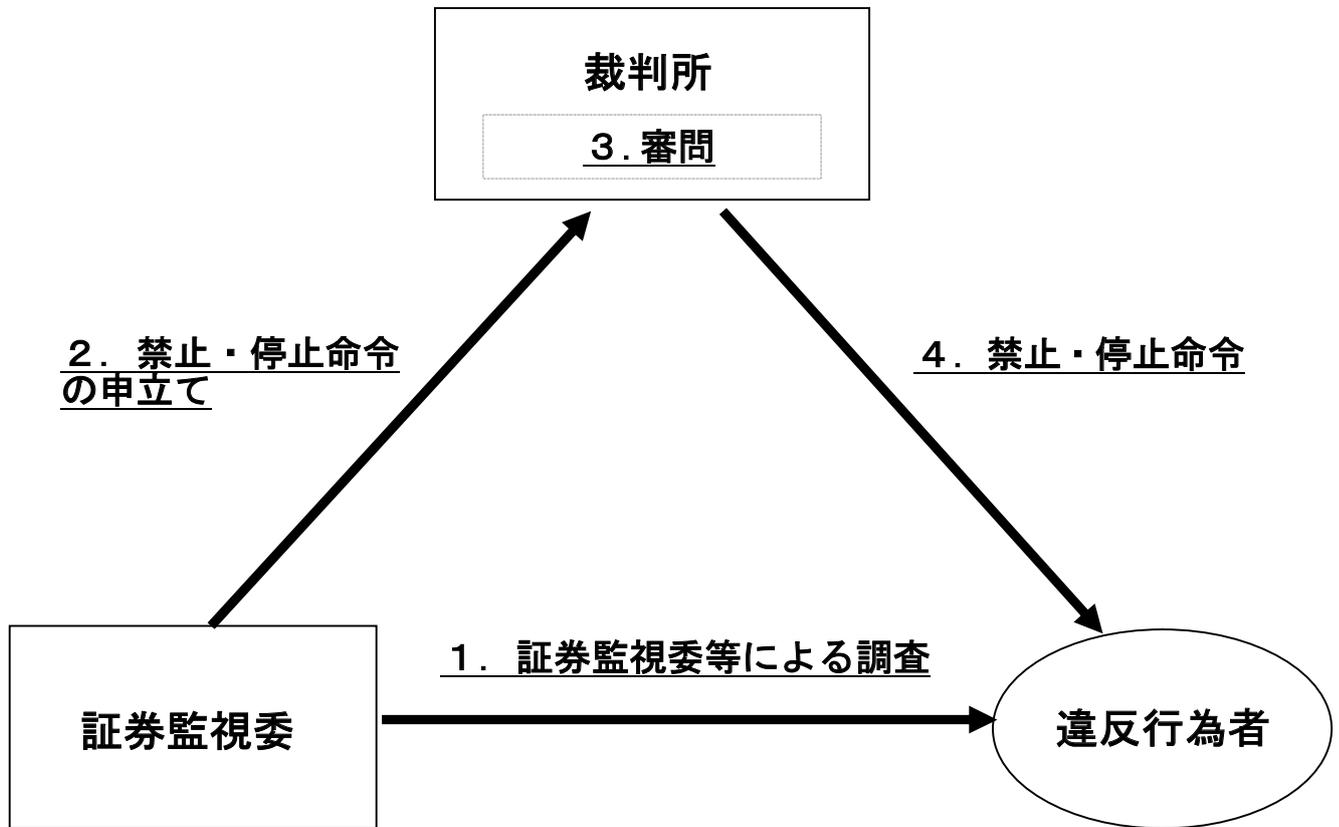
一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節			家から集めた資金を「ロトボーナス」、「紹介ボーナス」等の支払いに充てなければ業務遂行が困難な状況にあったことに加え、一般投資家から集めた資金は、当社の経費、「会員」への「ロトボーナス」、「紹介ボーナス」等の支払いのため、既にそのほとんどが費消されている状況にある。そのため、当社らが、「会員」に対する支払い等を行いつつ、今後も事業継続をするためには、新たな一般投資家から出資金を募ることが不可欠な状況にある。 以上によれば、当社らは上記違法行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
第2節				
第3節				
第4節	A	平成29年 10月24日 (東京地裁)	○ 無登録営業(店頭デリバティブ取引)の禁止等 Aは、平成25年12月17日、ニュージーランドにおいて、有限責任会社であるFGX社を設立し、その株式全部の所有者となるとともに、唯一の取締役となった。 FGX社は、平成26年9月1日、インターネット上に「TIP OPTION」という名称の日本語のウェブサイト(以下「本件サイト」という。)を開設し、本件サイト上で、主に日本国内に居住する一般投資家に対して、下記の4種類の権利(以下、併せて「本件バイナリーオプション」という。)の販売を開始した。 (1) ハイ・ロー取引に係る権利 通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、権利購入時の当該銘柄の価格等を、将来のある時点(以下「満期時間」という。)の当該銘柄の価格等が上回るか否かを選択するもの。満期時間において顧客の選択が正しかった場合、顧客は、一定額の金銭(以下「ペイアウト」という。)の支払を受けることができる。 (2) ワンタッチ取引に係る権利 通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が権利購入時から満期時間までの間に、あらかじめ設定された目標値に一度でも到達するか否かを選択するもの。顧客の選択が正しかった場合、顧客は、ペイアウトの支払を受けることができる。 (3) レンジ取引に係る権利 通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が、満期時間において、あらかじめ設定された目標値の範囲内に収まっているか否かを選択するもの。顧客の選択が正しかった場合、顧客は、ペイアウトの支払を受けることができる。 (4) 短期取引に係る権利 上記(1)のハイ・ロー取引に係る権利のうち、満期時間が、権利購入時から1分後、2分後又は5分後という極めて近い将来に設定されているもの。 FGX社及びAは、これまでに、合計で約400名の一般投資家に対して約3億円分の本件バイナリーオプションを販売している。 なお、FGX社及びAは、本件サイト上で、原資産を金等とする本件バイナリーオプションと同様の権利の販売も行っており、当該権利の販売を含めると、合計で約600名の一般投資家に約72億円分の権利を販売している。また、これらの取引用資金として累計で約5億2800万円の入金を受けている。 FGX社及びAの本件バイナリーオプションの販売行為は、いずれも金商法第2条第22項第4号に規定する店頭デリバティブ取引に該当し、同法第28条第1項第2号に規定する「第一種金融商品取引業」に該当するものであるから、同法第29条に基づく登録を受けずに上記各行為を行うことは、同条に違反するものである。 そして、Aは、一般投資家から入金を受けた取引用資金を従業員の給料の支払等に充てており、現在、取引用資金を全額返還することができるだけの資力を有しておらず、Aの違法行為を直ちに禁止・停止させな	平成29年 12月20日 (東京地裁)
第5節				
3-6				
第7節				
第8節				
第9節				
第10節				
第11節				

一連番号	被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
19 つづき			<p>れば、一般投資家の利益が害されるおそれが高い。 また、A は、平成27年11月に、FGX 社が金融商品取引業に該当する行為を行っているとして、関東財務局から警告書の発出を受けているが、これを無視し、現在もなお違法行為を継続している。 さらに、A は、本件バイナリーオプションの販売行為のほか、本件サイト等において外国為替証拠金取引を提供することも検討等していたところ、当該取引の提供が開始された場合、当該行為は、金商法第2条第22項第1号に規定する店頭デリバティブ取引に該当し、上記と同様、同法第29条に違反することとなる。 以上によれば、A は金商法違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。</p>	
20	(株)JG一company、 (株)Master 及び (株)S&F 他3名 (東京都 新宿区ほか)	平成30年 3月2日 (東京地裁)	<p>○ 無登録営業(投資助言業等)の禁止等</p> <p>(1) 無登録での投資助言業務について</p> <p>① (株)JG一company、(株)Master及び(株)S&F並びにそれぞれの代表取締役であるA、B及びC(以下「JG社外2社」という。)は、その従業員を代表者として設立した複数の実体のない会社の名義で、投資助言に関するウェブサイトを多数開設し、ウェブサイト上で無料の会員登録を行った一般投資家に対して、電話や電子メールで、投資顧問契約(一契約あたり数万円～数百万円の投資顧問料を支払うことによって、数か月～数年程度、株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報の提供を受けることができる契約)の締結を勧誘している。 そして、JG社外2社は、投資顧問契約を締結した一般投資家に対して、同契約に基づき、今後株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報を提供して買い推奨を行っている。</p> <p>② JG社外2社は、平成25年5月頃から上記投資助言業務を続けており、これまでに、少なくとも延べ約3,700人の顧客から、約37億5,000万円の投資顧問料を得ている。</p> <p>③ JG社外2社は、投資顧問契約の勧誘にあたり、以下のような手法を用いている。</p> <p>ア JG社外2社の従業員が、「実績のある投資家」を装って顧客に面会し、虚偽ないし誇張した自らの投資経験等を顧客に説明した上、その「実績のある投資家」が所属する会社から投資助言を受けることができるなどとして、投資顧問契約の締結を勧誘する手法</p> <p>イ 多数の顧客に対して同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行うことで、その株価を急騰させ、それをあたかも自らが特別な投資情報を有していることの証拠であるかのように振る舞って、投資顧問契約の締結を勧誘する手法</p> <p>JG社外2社が行った上記の行為は、金商法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」に該当するから、JG社外2社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく上記の行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。</p> <p>(注1) JG社外2社は、上記のとおり、複数の実体のない会社の名義を用いて無登録で投資助言業務を行っており、その一部の会社に対しては、関東財務局や福岡財務支局から無登録での投資助言業務を止めるように警告書が発出されているが、その都度、警告を受けたウェブサイトを閉鎖するなどし、投資助言業務を止めたと装う一方、新たな会社を設立したり、新たなウェブサイトを開設したりするなどして、無登録での投資助言業務を継続している。</p>	平成30年 3月29日 (東京地裁)

第1節
 第2節
 第3節
 第4節
 第5節
 3-6
 第7節
 第8節
 第9節
 第10節
 第11節

一連 番号	被申立人	申立日 (申立てを行った 裁判所)	申立ての内容	発令日
第1節			(2) 無登録での第一種金融商品取引業(金商法第2条第22項第1号に掲げる取引の媒介)について	
第2節			① JG社外2社らは、その従業員を代表者として設立した実体のない会社(株式会社Installation又は株式会社トランジット)の名義により、外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)の自動売買ソフトを販売しているところ、その購入者に対して、海外のFX取引業者として「FXNoah証券」を紹介し、同社との取引資金を預かるとして上記実体のない会社名義の口座に送金させている。	
第3節			しかし、実際には、「FXNoah証券」は実在する法人ではなく、全く名称の異なる海外のFX取引業者に顧客から預かった金銭を送金してFX取引を行わせており、JG社外2社らは、顧客が行うFX取引の量に応じて、当該業者から手数料を得ている。	
第4節			② JG社外2社らは、平成28年3月頃から上記FX取引の媒介業務を続けており、平成30年2月時点で、少なくとも延べ約1,100人の顧客について海外のFX取引業者とのFX取引を媒介し、当該業者から約3,200万円の手数料を得ている。	
第5節			JG社外2社らが行った上記の行為は、金商法第2条第22項第1号に規定する店頭デリバティブ取引の媒介に該当し、同法第28条第1項第2号に規定する「第一種金融商品取引業」に該当するから、JG社外2社らが同法第29条に基づく登録を受けることなく上記の行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。	
3-6			(注2) JG社外2社らは、上記のとおり、無登録で第一種金融商品取引業(金商法第2条第22項第1号に掲げる取引の媒介)を行っており、「FXNoah」のウェブサイトの運営主体とされている海外法人に対しては、関東財務局から警告メールが発出されているが、「FXNoah」のウェブサイトを一旦閉鎖した後、再び開設するなどして、無登録での第一種金融商品取引業を継続している。	
第7節			以上によれば、JG社外2社らは金商法違反行為を今後も行う蓋然性が高く、JG社外2社らが行っている行為を可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。	
第8節				
第9節				
第10節				
第11節				

3. 金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



<金商法第192条>

裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

- 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為
- 二 第2条第2項第5号若しくは第6号に掲げる権利又は同項7号に掲げる権利(同項第5号又は第6号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)に関し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。)を充てて行われる事業に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されており、又は害されることが明白である場合において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき これらの権利に係る同条8項第7号から第9号までに掲げる行為

3-7 犯則事件の調査・告発等

1. 犯則事件の調査・告発実績

平成 29 年度の不正取引に対する告発事案の概要は以下のとおりである。

① 株式会社卑弥呼株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 189)参照》

本件は、犯則嫌疑者Aが、株式会社卑弥呼の取締役であった犯則嫌疑者Bから、株式会社卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に同株券を買い付け、また、犯則嫌疑者Bは、犯則嫌疑者Aにあらかじめ同株券を買い付けさせることにより犯則嫌疑者Aに利益を得させる目的で、犯則嫌疑者Aに対し、同株券について、同事実を伝達し、同事実の公表前に、犯則嫌疑者A名義で同株券を買い付けた内部者取引事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 167 条第3項等 公開買付者等関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成 29 年6月 27 日、犯則嫌疑者2名を大阪地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則嫌疑者Aは、平成 28 年3月3日頃、東京証券取引所が開設するジャスダック市場に上場していた株式会社卑弥呼(以下「卑弥呼」という。)の取締役であったBから、同人が、同年2月 18 日頃、その職務に関し合同会社HSH(以下「HSH」という。)の代表社員である株式会社リサ・パートナーズ(以下「リサ・パートナーズ」という。)からの伝達により知った、HSHの業務執行を決定する機関が卑弥呼の株券の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同年3月7日から同月 17 日までの間、証券会社1社を介し、A名義で、卑弥呼の株券合計2万 2,000 株を代金合計 1,988 万 9,000 円で買い付けた

第2 犯則嫌疑者Bは、第1記載のとおり、卑弥呼の取締役として、その職務に関し前記公開買付けの実施に関する事実をリサ・パートナーズからの伝達により知ったものであるが、あらかじめ卑弥呼の株券を買い付けさせることによりAに利益を得させる目的をもって、前記事実の公表前である同年3月3日頃、同事実を伝達し、Aにおいて、法定の除外事由がないのに、同事実の公表前である同月7日から同月 17 日までの間、証券会社1社を介し、A名義で、卑弥呼の株券合計2万 2,000 株を代金合計 1,988 万 9,000 円で買い付けたものである。

【告発後の経緯】

平成 29 年6月 28 日、犯則嫌疑者A及びBが起訴された。

平成 29 年 12 月 18 日、大阪地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに懲役2年(執行猶予3年)、罰金 200 万円、追徴金 4,507 万 8,000 円、被告人Bに懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 100 万円、追徴金 180 万円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人Aは、被告人Bから情報提供を受けて、本件へ関与することとなったが、自ら資金を調達するなどして、インサイダー取引の規模を大きくしたのであるから、被告人Bよりもその刑事責任は重い。
- ・ 被告人Aは、本件により取得した株券の売却代金を債務の返済等に用いているが、その場合は、その相当額を被告人Aが実質的に利得したこととなるため、当然に追徴すべきである。また、金商法 198 条の2の趣旨を踏まえれば、被告人Aに対しては、本件により取得した株券の売却代金全額を追徴することが相当である。
- ・ 被告人Bは、取締役の立場で知った情報を悪用し、犯行に及んだのであり、報酬が 180 万円であること及び被告人Aの判断で本件インサイダー取引が拡大したことを踏まえても、その責任は軽くない。

なお、被告人A及びBは控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である(平成 30 年 3 月 31 日現在)。

② 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(1)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 190)参照》

本件は、犯則嫌疑者3名が、共謀の上、株式会社ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第 159 条第2項第1号等 相場操縦行為等の禁止)として、必要な調査を行い、平成 29 年 11 月 21 日、犯則嫌疑者3名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者3名は、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されている株式会社ストリームが発行した株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て

第1 Aほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 26 年 2 月 13 日から同月 20 日までの間、6取引日にわたり、同市場において、9名義で、証券会社5社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 18 万 600 株を買い付け、さらに、7名義で、証券会社5社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計 10 万 3,700 株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、2取引日にわたり、同市場において、同株券合計1万株について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同期間中、3取引日にわたり、同市場において、同株券について、証券会社3社を介し、3名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社5社を介し、8名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計9万 1,500 株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を 410 円から 576 円まで上昇させ

第2 Aほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、同年5月 22 日から同月 28 日までの間、5取引日にわたり、同市場において、6名義で、証券会社5社を介し、連続

した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 16 万 4,600 株を買い付け、さらに、4名義で、証券会社4社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計1万5,000株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同月 28 日、同市場において、同株券合計 900 株について、証券会社3社を介し、2名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同月 26 日、同市場において、同株券について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社2社を介し、2名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計4万9,900株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を 574 円から 800 円まで上昇させ

第3 Aほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、同年6月 25 日から同月 27 日までの間、3取引日にわたり、同市場において、9名義で、証券会社6社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 10 万 1,600 株を買い付け、さらに、6名義で、証券会社5社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計2万3,500株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、2取引日にわたり、同市場において、同株券合計 5,000 株について、証券会社4社を介し、5名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同月 27 日、同市場において、同株券について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社2社を介し、2名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計 9,000 株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を 808 円から 1,059 円まで上昇させ

第4 Aほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、同年7月 17 日から同月 24 日までの間、5取引日にわたり、同市場において、13 名義で、証券会社6社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 14 万 2,100 株を買い付け、さらに、9名義で、証券会社5社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計 13 万 7,300 株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同月 18 日、同市場において、同株券合計 2,300 株について、証券会社2社を介し、1名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同期間中、3取引日にわたり、同市場において、同株券について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社5社を介し、10 名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計5万9,000株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を 1,400 円から 1,510 円まで上昇させたものである。

【告発後の経緯】

平成 29 年 11 月 21 日、犯則嫌疑者A及びBが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成 30 年3月 31 日現在)。

③ 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件(2)

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 191)参照》

本件は、犯則嫌疑者4名が、共謀の上、株式会社ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った相場操縦事件である。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第159条第2項第1号等 相場操縦行為等の禁止)として、必要な調査を行い、平成29年11月27日、犯則嫌疑者4名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

第1 犯則嫌疑者A及び同Bは、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されている株式会社ストリームが発行した株券(以下「ストリーム株券」という。)について、その株価の高値形成を図ろうと企て

- 1 E、F及びGほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成26年2月13日から同月20日までの間、6取引日にわたり、同市場において、9名義で、証券会社5社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計18万600株を買い付け、さらに、7名義で、証券会社5社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計10万3,700株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、2取引日にわたり、同市場において、同株券合計1万株について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同期間中、3取引日にわたり、同市場において、同株券について、証券会社3社を介し、3名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社5社を介し、8名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計9万1,500株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を410円から576円まで上昇させ
- 2 E、F及びGほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、同年5月22日から同月28日までの間、5取引日にわたり、同市場において、6名義で、証券会社5社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計16万4,600株を買い付け、さらに、4名義で、証券会社4社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計1万5,000株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同月28日、同市場において、同株券合計900株について、証券会社3社を介し、2名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同月26日、同市場において、同株券について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社2社を介し、2名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計4万9,900株の売付け及び

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

3-7

第8節

第9節

第10節

第11節

買付けをし、同株券の株価を 574 円から 800 円まで上昇させ

第2 犯則嫌疑者A、同B、同C及び同Dは、東京証券取引所が開設するマザーズ市場に上場されている上記ストリーム株券について、その株価の高値形成を図ろうと企て

- 1 E、F及びGほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、同年6月 25 日から同月 27 日までの間、3取引日にわたり、同市場において、9名義で、証券会社6社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 10 万 1,600 株を買い付け、さらに、6名義で、証券会社5社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計2万 3,500 株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同期間中、2取引日にわたり、同市場において、同株券合計 5,000 株について、証券会社4社を介し、5名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同月 27 日、同市場において、同株券について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社2社を介し、2名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計 9,000 株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を 808 円から 1,059 円まで上昇させ
- 2 E、F及びGほかと共謀の上、同株券の売買を誘引する目的をもって、同年7月 17 日から同月 24 日までの間、5取引日にわたり、同市場において、13 名義で、証券会社6社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上げるなどの方法により、同株券合計 14 万 2,100 株を買い付け、さらに、9名義で、証券会社5社を介し、複数の価格帯に下値買い注文を厚く入れるなどの方法により、同株券合計 13 万 7,300 株の買付けの委託を行い、もって同株券の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の株券売買及びその委託をするとともに、同株券の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させるなど同株券の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、同月 18 日、同市場において、同株券合計 2,300 株について、証券会社2社を介し、1名義で売り付けると同時に別途買い付け、もって権利の移転を目的としない仮装の売買をし、さらに、同期間中、3取引日にわたり、同市場において、同株券について、証券会社1社を介し、1名義で売り付けると同時期に、これと同価格において、証券会社5社を介し、10 名義で買い付けることをあらかじめ通謀の上、同株券合計5万 9,000 株の売付け及び買付けをし、同株券の株価を 1,400 円から 1,510 円まで上昇させたものである。

【告発後の経緯】

平成 29 年 11 月 27 日、犯則嫌疑者Aが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成 30 年3月 31 日現在)。

④ 東芝テック株式会社株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 192)参照》

本件は、犯則嫌疑者A及び同Bが、東芝テック株式会社が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の事実が公表される前に同社株券を売り付け、公表後に買い戻して利益を得ようと考え、共謀の上、本件重要事実公表前に、犯則嫌疑者B名義で、本件株券を売り付けた内部者取引事件である。

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
3-7
第8節
第9節
第10節
第11節

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件が、金商法に違反する(第166条第1項第1号等 会社関係者の禁止行為)として、必要な調査を行い、平成30年1月25日、犯則疑者2名を東京地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則疑者Aは、東京証券取引所市場第一部に株券を上場している東芝テック株式会社(以下「東芝テック」という。)の財務部に所属する従業員として、平成27年10月16日頃、その職務に関し、東芝テックが、特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知ったもの、同Bは、その知人であるが、犯則疑者両名は、前記事実の公表前に同社株券を売り付け、その公表後に買い戻して利益を得ようと考え、共謀の上、法定の除外事由がないのに、前記事実の公表前である同月19日から同年11月5日までの間、証券会社1社を介し、東京証券取引所において、B名義で、東芝テックの株券合計16万株を代金合計7,178万円で売り付けたものである。

【告発後の経緯】

平成30年1月26日、犯則疑者A及び同Bが起訴され、現在、東京地方裁判所において公判係属中である(平成30年3月31日現在)。

2. 過去の告発事案に係る判決等の概要

過去の告発事案について、同29年4月から同30年3月までに判決等が出されたものの概要は以下のとおりである。

① オー・エイチ・ティー株式会社株券に係る相場操縦事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件184、185)参照》

【平成28年8月22日及び同年10月11日告発、平成29年6月26日判決(さいたま地裁)】

平成29年6月26日、さいたま地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金300万円、追徴金4億9,756万3,000円の判決を言い渡し、同判決は確定した。

- ・ 本件の相場操縦の手法はいずれも、億単位の多額の資金により、買い上がり買付け、終値関与、見せ玉、下値支え注文、仮装売買等さまざまな手法を複数回執拗に繰り返しているもので、犯行期間中の出来高に占める相場操縦を目的とした買付けの割合は約31%～約46.9%に及び相場操縦の点で効果的と言える。
- ・ また複数名義の異なる取引口座を用意して、株の売買を行い、本件の発覚を困難にしているという点でも巧妙であって、本件各犯行の態様は悪質と言わざるを得ない。
- ・ 本件各犯行によりOHT株は、判示第1期間中に16.3%、判示第2期間中に10.77%価格が高騰し、多数の一般投資家に売買状況が繁盛であると誤解を与えたほか、実際に本件期間中にOHT株を取引して損失を被った個人投資家も存在する。
- ・ 本件各犯行は、証券取引市場の信頼を損ない、市場における公正な株価形成を明らかに阻害したといえる。

② SMBC日興証券執行役員が関与した内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 159、161)参照》

【平成 24 年7月 13 日及び同年8月3日告発、平成 29 年7月5日判決(最高裁)】

平成 29 年7月5日、最高裁判所は、上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反及び事実誤認の主張であって、刑訴法 405 条の上告理由に当たらないとして、証券会社元執行役員である被告人の上告を棄却し、同判決は確定した。

③ 株式会社インデックスに係る虚偽有価証券報告書提出事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 168)参照》

【平成 26 年6月 16 日告発、平成 29 年 11 月7日判決(東京高裁)】

平成 28 年6月 14 日、東京地方裁判所は、被告人A(当該会社取締役会長)及び被告人B(当該会社代表取締役社長)に、いずれも懲役3年(執行猶予4年)の判決を言い渡したのに対し、被告人両名は控訴していた。

平成 29 年 11 月7日、東京高等裁判所は、原審が架空取引として認定した一部について事実誤認があるものの、当該事実誤認は、被告人両名に対する有価証券報告書虚偽記載の罪の成立自体に影響するものではなく、また、当該事実誤認が原審の判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえないなどとし、被告人両名の控訴を棄却した。

なお、被告人両名は上告し、最高裁判所において公判係属中である(平成 30 年3月 31 日現在)。

④ 株式会社卑弥呼株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件 189)参照》

【平成 29 年6月 27 日告発、同年 12 月 18 日判決(大阪地裁)】

平成 29 年 12 月 18 日、大阪地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに、懲役2年(執行猶予3年)、罰金 200 万円、追徴金 4,507 万 8,000 円の判決を、被告人Bに、懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金 100 万円、追徴金 180 万の判決を言い渡した。

- ・ 被告人Aは、被告人Bから情報提供を受けて、本件へ関与することとなったが、自ら資金を調達するなどして、インサイダー取引の規模を大きくしたのであるから、被告人Bよりもその刑事責任は重い。
- ・ 被告人Aの弁護人は、本件に係る資金は、借入金であり、被告人Aは、卑弥呼株券の売却代金をその借入金の返済等に費やしてしまっているため、被告人Aへの追徴額を減額すべき旨主張するが、売却代金を債務の返済等に用いている場合は、その相当額を被告人Aが、実質的に利得したこととなるため、当然に追徴すべきである。また、金融商品取引法 198 条の2の趣旨を踏まえれば、被告人Aに対しては、本件により取得した株券の売却代金全額を追徴することが相当である。
- ・ 被告人Bは、取締役の立場で知った情報を悪用し、犯行に及んだのであり、報酬が 180 万円であること及び被告人Aの判断で本件インサイダー取引が拡大したことを踏まえても、その責任は軽くない。

なお、被告人両名は控訴し、大阪高等裁判所において公判係属中である(平成 30 年 3 月 31 日現在)。

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
3-7
第8節
第9節
第10節
第11節

⑤ 株式会社スルガコーポレーション株券に係る内部者取引事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件144)参照》

【平成23年6月10日告発、平成29年12月20日決定(横浜地裁)】

横浜地方裁判所は、被告人の容態悪化を理由として、平成23年12月8日付けで公判を停止していたところ、横浜地方検察庁は、被告人の病状の回復が見込めないと判断し、平成29年12月8日、横浜地方裁判所に対し、刑訴法第257条に基づき、公訴取消の申立てを行った。

横浜地方裁判所は、公訴取消の申立てを受け、同年12月20日、刑訴法第339条1項3号に基づき、公訴棄却を決定し、同月26日、公訴棄却が確定した。

⑥ 新日本理化株式会社外1銘柄の株券に係る風説の流布・偽計・相場操縦事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件178、180)参照》

【平成27年12月4日及び同月24日告発、平成30年3月22日判決(東京地裁)】

平成30年3月22日、東京地方裁判所は、以下のような理由から、被告人に、懲役2年6月(執行猶予4年)、罰金1,000万円、追徴金26億5,864万4,900円の判決を言い渡した。

- ・ 被告人らは、相場操縦の犯行に当たっては、複数名義の証券口座かつ複数の証券会社を用いて、被告人らによる取引の全体像を証券会社や規制当局に察知されないようにするとともに、これらの証券口座による取引を同時に行うことができるシステムを構築した上、豊富な資金力を背景にして、複数人が連携し、買い上がり買付け等の典型的な手法を用いず、これと同様の効果が得られる手法を駆使して犯行に及んでいたものと認められ、その態様は非常に巧妙かつ悪質である
- ・ また、被告人らは、風説の流布・偽計の犯行においては、株券の保有を継続する意思がないのに、広く一般の投資家が閲覧できるウェブサイトにて、新日本理化株及び明和産業株につき、実父がその株価騰貴に関与したと吹聴している兼松日産農林と同様に踏み上げ相場が形成されるとして、株券の保有継続を推奨する文章を掲載しており、その態様も悪質である。
- ・ 被告人は、相場操縦の犯行においては、自己名義の証券口座を関係者らに使用させていただけでなく、一部の株式取引については自ら発注をするなどしており、また、風説の流布・偽計の各犯行においても、実父らとの打合せに参加したり、実父が口述した内容を基に作成された掲載原稿の修正作業を行うなどしていたのであって、本件各犯行において重要な役割を果たし、多額の利益も得ている。

なお、被告人は控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である(平成30年3月31日現在)。

⑦ アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券に係る偽計事件

《附属資料3-7-3(2) 告発事件の概要一覧表(事件187、188)参照》

【平成29年3月6日及び同月27日告発、平成30年3月22日判決(千葉地裁)】

平成30年3月22日、千葉地方裁判所は、以下のような理由から、被告人Aに、懲役4年の判決を言い渡した。

- ・ 本件各犯行の態様は、複数の診療報酬債権等流動化債券(以下「レセプト債」)の発行体を実質的に運営・管理する会社の代表者であった被告人が、その販売に関する助言・指導等を行っていた証券会社の関係者であった被告人B及び関係者と共謀の上、各レセプト債

ト債の発行残高に比して、その裏付資産である診療報酬債権等買取残高が過少であるにもかかわらず、これを過大に計上した内容虚偽の運用実績報告書を複数の販売代理証券会社に交付するなどした上、その従業員を介して、顧客に対し、各レセプト債が安全性の高い商品であるかのような内容虚偽の説明をすることにより、有価証券の取引のため偽計を用いるとともに、これらの顧客を欺いて各レセプト債を購入させ、その代金を騙し取るという、職業的で悪質なものである。

- ・ 被告人が、このような犯行を約9か月間にわたって繰り返した結果、詐欺の被害者は440人余り、被害額は合計57億円余りと莫大な数に上っており、結果も極めて重大である。なお、被告人Aは控訴し、東京高等裁判所において公判係属中である(平成 30 年3月 31日現在)。

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

3-7

第8節

第9節

第10節

第11節

3. 告発実施状況

(1) 告発件数等一覧表

区分	4～24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
告発件数	164	3	6	8	7	4	192
告発人数	484	3	12	16	17	11	543

(2) 告発事件の概要一覧表(関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第125条第1項、第2項等 (相場操縦)	① 日本ユニシス(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)不動産会社社長 金融業者役員	①につき 6.10.3(東京地裁) 不動産会社社長 懲役2年6月(執行猶予4年) 金融業者役員 懲役2年(執行猶予3年) (いずれも確定)
		証取法第27条の23第1項等 (大量保有報告書の不提出)	② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 (嫌疑者)不動産会社社長	②につき 不動産会社社長 不起訴
2	6.5.17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アイベックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28(東京地裁) 同社社長 懲役1年8月 同社役員 懲役1年2月 15.11.13(東京高裁) 同社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 15.11.18(東京高裁) 同社社長 懲役1年8月(執行猶予4年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節 第2節 第3節 第4節 第5節 第6節 3-7	3 6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 (内部者取引)	日本商事(株)の新薬の投与による副作用死亡例の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員 取引先職員 医師(第一次情報受領者)	6.12.20(大阪簡裁) 会社役員 取引先職員 24名 罰金 20~50万円(略式命令) 8.5.24(大阪地裁) 医師 罰金 30万円 9.10.24(大阪高裁) 医師 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.2.16(最高裁) 医師 原判決破棄 高裁へ差戻し 13.3.16(大阪高裁) 医師 控訴棄却 16.1.13(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)
第8節 第9節 第10節 第11節	4 7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 (内部者取引)	新日本国土工業(株)の約束手形の不渡りの発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引銀行 同行役員 取引先 同社職員	7.3.24(東京簡裁) 取引銀行 罰金 50万円 同行役員 2名 罰金 20~50万円 取引先、同社職員 罰金 30万円(略式命令) (いずれも確定)
	5 7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 (風説の流布)	テーエスデー(株)の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 (嫌疑者)当該会社社長	8.3.22(東京地裁) 懲役 1年4月(執行猶予3年) (確定)
	6 7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	千代田証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	8.2.19(東京簡裁) 同社社長 同社役員 4名 罰金 30~50万円(略式命令) 8.12.24(東京地裁) 証券会社 罰金 1,500万円 同社役員 懲役 6月(執行猶予2年) (いずれも確定)
	7 8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 (内部者取引)	日本織物加工(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先監査役(弁護士)	9.7.28(東京地裁) 懲役 6月(執行猶予3年) 追徴金約 2,621万円 10.9.21(東京高裁) 原判決破棄 地裁へ差戻し 11.6.10(最高裁) 原判決破棄 高裁へ差戻し 12.3.24(東京高裁) 控訴棄却 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 9 号 (風説の流布)	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 (嫌疑者)雑誌監修人(投資顧問業)	9.1.30(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)
9	9.4.8	証取法第 166 条第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (内部者取引)	(株)鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長 当該会社役員 関連会社	9.5.1(名古屋簡裁) 同社役員 4 名及び関連会社 罰金 50 万円(略式命令) 9.9.30(名古屋地裁) 同会社社長 懲役 6 月(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条 第 6 号等 (内部者取引)	シントム(株)の第三者割当増資の決定(重要事実)を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)割当先社長 割当先会社等	9.5.27(東京簡裁) 割当先社長及び割当先会社等 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第 50 条の 3 第 1 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	野村証券(株)は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20(東京地裁) 証券会社 罰金 1 億円 同社社長、同社役員A 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役員B 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (いずれも確定) (注)山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第 50 条の 3 第 1 項、第 2 項 同法第 207 条 第 1 項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役員 顧客	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 10.11.6(東京地裁) 同社職員 懲役 10 月(執行猶予 2 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年) 11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 11.6.24(東京地裁) 同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社職員 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役員 2 名 懲役 1 年(執行猶予 3 年)
第2節				11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
第3節				
第4節	14	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	山一証券(株)は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17(東京地裁) 証券会社 罰金 8,000 万円 同社役員A 懲役 10 月(執行猶予 2 年)
第5節				10.9.30(東京地裁) 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年)
第6節				10.11.6(東京地裁) 同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 2 年)
3-7				11.1.29(東京地裁) 同社役員B 懲役 10 月(執行猶予 3 年)
第8節				11.6.24(東京地裁) 同社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年)
第9節				12.3.28(東京地裁) 同社社長 懲役 2 年 6 月
第10節				13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
第11節				
	15	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	大和証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15(東京地裁) 証券会社 罰金 4,000 万円 同社副社長 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 同社役職員 3 名 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 同社役職員 2 名 懲役 8 月(執行猶予 3 年)
				11.4.21(東京地裁) 顧客 懲役 9 月 追徴金約 6 億 9,363 万円 (注)11 号事件と一括審理 (いずれも確定)
	16	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 (損失補てん)	日興証券(株)は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 (嫌疑者)証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21(東京地裁) 証券会社 罰金 1,000 万円 同社副社長、同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第 197 条第 1 号 同法第 207 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	山一証券(株)は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)証券会社 当該会社社長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 5 年) 同社社長 懲役 2 年 6 月 13.10.25(東京高裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) (いずれも確定)
18	10.5.29	証取法第 167 条第 1 項 同法施行令第 31 条 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	トーソク(株)の株券について、親会社(他社(買収先)へ一括株式譲渡を実施すること(重要事実)を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)親会社役員	10.8.26(横浜簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) (確定)
19	10.7.6	証取法第 166 条第 3 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	大都工業(株)の会社更生手続開始の申立ての決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17(東京簡裁) 関連会社職員の親族 罰金 50 万円(略式命令) 10.11.10(東京地裁) 関連会社役員 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 (いずれも確定)
20	10.10.30	証取法第 166 条第 1 項 同法第 200 条第 6 号等 (内部者取引)	日本エム・アイ・シー(株)のベンチャー企業の吸収合併の決定(重要事実)を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19(東京地裁) 証券会社職員 懲役 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 12.3.28(東京地裁) 合併相手先役員 懲役 6 月 罰金 50 万円 12.11.20(東京高裁) 合併相手先役員 控訴棄却 15.12.3(最高裁) 合併相手先役員 上告棄却 (いずれも確定)
21	10.12.17	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同部下職員	11.2.15(東京簡裁) 部下職員 罰金 50 万円(略式命令) 11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役 1 年 罰金 200 万円 11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決			
第1節	22	11.2.10 証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	トーア・スチール(株)の解散の決定(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員 懲役1年 罰金200万円 同業他社社長 懲役10月 罰金200万円			
第2節				11.10.29(東京高裁) 取引先役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理			
第3節				23	11.3.4 証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 (相場操縦)	昭和化学工業(株)の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 (嫌疑者)金融業者 金融業者役員	11.6.24(大阪地裁) 金融業者役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 金融業者 罰金400万円 (いずれも確定)
第4節							24
第5節	25	11.8.13 証取法第197条第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28(東京地裁) 同行会長 懲役1年4月(執行猶予3年) 同行頭取 懲役1年(執行猶予3年) 同行副頭取 懲役1年(執行猶予3年) 19.3.14(東京高裁) いずれも控訴棄却 21.12.7(最高裁) いずれも原判決を破棄 東京高裁に差戻 23.8.30(東京高裁) いずれも原判決破棄 無罪 (いずれも確定)			
第6節				26	11.12.3 証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 (相場操縦)	(株)ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長 会社役員	12.5.19(横浜地裁) 会社社長 懲役1年6月(執行猶予3年) (確定)
3-7							第8節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第 198 条第 4 号等 (虚偽の半期報告書の提出)	(株)ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12(東京地裁) 同社副社長 懲役 7 年 罰金 6,000 万円 当該会社 罰金 1,000 万円 15.8.11(東京高裁) いずれも控訴棄却 (いずれも確定)
28	12.1.31	証取法第 197 条第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30(横浜地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (確定)
29	12.3.21	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	12.3.22(東京簡裁) 同社役員 2 名 罰金 30 万円(略式命令) (いずれも確定)
30	12.3.22	証取法第 158 条 同法第 197 条第 6 号等 (偽計)	クレスパール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	14.10.10(東京地裁) 同社会長 懲役 3 年 罰金 6,400 万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
31	12.5.26	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	(株)ピコイが和議開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)取引先役員	12.7.19(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 448 万円 (確定)
32	12.11.28	証取法第 166 条第 3 項 同法第 198 条第 15 号等 (内部者取引)	(株)プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金 50 万円(略式命令) 追徴金約 158 万円 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	33	12.12.4 証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 (風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出)	(株)東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 (嫌疑者)会社役員等	12.12.4(東京簡裁) 会社役員ら3名 罰金50万円(略式命令) 14.11.8(東京地裁) 会社役員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円 (いずれも確定)
第2節				
第3節	34	12.12.4 証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 (大量保有報告書の不提出)	会社役員は、(株)東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 (嫌疑者)会社役員	14.11.8(東京地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金600万円 (確定)
第4節				
第5節	35	13.3.12 証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 (内部者取引)	武藤工業(株)が他社と資本業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)提携先社員(公認会計士)	13.5.29(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,414万円 (確定)
第6節				
3-7	36	13.4.27 証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 (相場操縦)	アイカ工業(株)の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社社長	14.9.12(名古屋地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2,818万円 (確定)
第8節				
第9節	37	13.12.20 証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8(大阪地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社副社長 懲役1年(執行猶予3年) 同社常務 懲役10月(執行猶予3年) (いずれも確定)
第10節				
第11節				

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等、第 2 項第 1 号 同法第 197 条第 1 項第 7 号等 (相場操縦)	志村化工(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等。 (嫌疑者)会社役員等	15.7.30(東京地裁) 会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 1,395 万円 15.11.11(東京地裁) 無職C 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 会社役員B 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1 億 2,080 万円 16.7.14(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.3.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
39	14.3.26	証取法第 166 条第 1 項 同法第 198 条第 18 号等 (内部者取引)	(株)ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う(重要事実)ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)記者発表会業務下請会社役員	14.10.16(東京地裁) 懲役 8 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 922 万円 (確定)
40	14.6.7	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	フットワークエクスプレス(株)の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	14.6.10(大阪簡裁) 公認会計士 2 名 罰金 50 万円(略式命令) (いずれも確定) 公認会計士 1 名(大阪地裁) 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成 12 年 3 月期及び平成 13 年 3 月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役 2 年 6 月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役 3 年 6 月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
42	14.6.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員(契約締結先)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 400 万円 医師 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 400 万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	43	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	三陽エンジニアリング(株)が三陽パックス(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑念者)銀行員(第一次情報受領者)等	15.5.2(東京地裁) 銀行員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約400万円 医師 懲役10月(執行猶予3年) 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28(東京高裁) 医師 控訴棄却 16.5.31(最高裁) 医師 上告棄却 (いずれも確定) (注)42号事件と一括審理
第2節				
第3節				
第4節				
第5節	44	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	(株)光通信が(株)クレイフィッシュ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑念者)会社員	15.2.28(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,048万円 (確定)
第6節				
3-7	45	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑念者) 当該会社 当該会社社長 当該会社役員	15.3.13(大阪地裁) 同社会長 懲役2年6月 15.3.31(大阪地裁) 同社役員 懲役3年6月 15.9.16(大阪高裁) 同社会長 控訴棄却 16.1.16(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)41号事件と一括審理
第8節				
第9節				
第10節	46	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	ドリームテクノロジー(株)の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 (疑念者)当該株券取引者	15.3.28(広島簡裁) 罰金30万円 追徴金36万6千円 (略式命令) (確定)
第11節				
	47	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出)	(株)エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 (疑念者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役2年 (確定)
	48	証取法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑念者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10(東京地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約921万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
49	14.12.26	証取法第 158 条 同法第 197 条 第 1 項等 (偽計)	(株)エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	15.7.14(東京地裁) 同社会長 懲役 2 年 (確定) (注)47 号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 職員知人 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 210 万円 (いずれも確定)
51	15.2.20	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コカ・コーラウエストジャパン(株)が、三笠コカ・コーラボトリング(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 290 万円 (注)50 号事件と一括審理 職員実弟 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 545 万円 (いずれも確定)
52	15.3.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17(東京地裁) 同社専務 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 15.12.11(東京地裁) 同社常務 懲役 4 年 16.7.29(東京高裁) 同社常務 控訴棄却 16.10.7(東京地裁) 同社会長 懲役 8 年 17.9.28(東京高裁) 同社会長 控訴棄却 18.7.3(最高裁) 同社会長 上告棄却 (いずれも確定)
53	15.5.28	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	ニチメン(株)が、(株)ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21(東京地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 70 万円 追徴金約 891 万円 (確定)
54	15.7.16	証取法第 166 条第 2 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと(ともに重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社職員	16.1.30(横浜地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 845 万円 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	55	証券法第159条第1項第3号等 (相場操縦)	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 (嫌疑者)㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17(大阪地裁) 同取引所副理事長 無罪 18.10.6(大阪高裁) 同取引所副理事長 懲役1年(執行猶予3年) 19.7.12(最高裁) 同取引所副理事長 上告棄却 (確定)
第2節				
第3節				
第4節	56	証券法第167条第1項等 (内部者取引)	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティ株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)公開買付代理人であった証券会社職員(元課長)	15.10.30(東京地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約936万円 (確定)
第5節				
第6節	57	証券法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.8.3(名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金約1,105万円 (確定)
3-7				
第8節	58	証券法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)当該会社社長等	17.2.8(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 同社役員 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 会社役員B 懲役2年6月(執行猶予4年) 追徴金3億1,082万円 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役3年(執行猶予5年) 追徴金3億1,082万円 17.9.7(東京高裁) 会社役員B 控訴棄却 19.2.20(最高裁) 会社役員B 上告棄却 (いずれも確定)
第9節				
第10節				
第11節				
	59	証券法第166条第3項等 (内部者取引)	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社員	16.5.27(名古屋地裁) 懲役10月(執行猶予3年) 罰金80万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
60	16.3.29	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出)	(株)キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4(東京地裁) 会社役員C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 17.3.11(東京地裁) 同社社長 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金 3 億 1,082 万円 (注)58 号事件と一括審理 18.3.24(東京地裁) 公認会計士 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 19.7.11(東京高裁) 公認会計士 控訴棄却 22.5.31(最高裁) 公認会計士 上告棄却 (いずれも確定)
61	16.5.31	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)デジタルが他社と業務提携を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	16.9.3(大阪地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 945 万円 (確定)
62	16.6.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	17.5.13(大阪地裁) 同社役員A 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 17.5.20(大阪地裁) 同社役員B 懲役 2 年(執行猶予 5 年) 17.7.12(大阪地裁) 同社役員C 懲役 2 年 6 月(執行猶予 5 年) 18.4.18(大阪地裁) 同社役員D 懲役 6 年 20.1.15(大阪高裁) 同社役員D 控訴棄却 22.6.4(最高裁) 同社役員D 上告棄却 (いずれも確定)
63	16.6.24	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員 会社役員	17.7.22(東京地裁) 会社役員A 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金 655 万円 17.10.19(東京地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 1,000 万円 18.2.2(東京高裁) 会社役員A 控訴棄却 18.4.26(最高裁) 会社役員A 上告棄却 (いずれも確定) 会社役員B 死亡による公訴棄却

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決	
第1節	64	16.11.2	証取法第166条第1項等(内部者取引)	(株)メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14(大阪高裁) 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 上告棄却 (確定)
第2節					
第3節	65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 (風説の流布及び偽計)	(株)メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (いずれも確定)
第4節					
第5節					
第6節	66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 (相場操縦)	真柄建設(株)等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 (嫌疑者)会社員	17.12.9(釧路地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 (確定)
3-7					
第8節	67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長	17.5.2(大阪地裁) 同社社長 懲役3年6月 罰金200万円 当該会社 罰金500万円 17.10.14(大阪高裁) 同社社長 控訴棄却 当該会社 控訴棄却 18.2.20(最高裁) 同社社長 上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社 上告棄却 (注)65号事件と一括審理 (いずれも確定)
第9節					
第10節					
第11節					
	68	17.1.26	証取法第166条第2項等(内部者取引)	(株)シーエスケイコミュニケーションズが(株)シーエスケイとの株式交換(重要事実)により(株)シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に(株)シーエスケイコミュニケーションズ株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員等	18.8.10(東京地裁) 会社役員 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社 罰金100万円 追徴金約851万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
69	17.3.14	証取法第 167 条第 1 項等 (内部者取引)	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント(株)が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン(株)株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑疑者)国家公務員	17.10.28(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 90 万円 追徴金約 1,373 万円 (確定)
70	17.3.22	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	南野建設(株)が第三者割当増資による新株の発行を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑疑者)当該会社役員等	17.6.27(大阪地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 625 万円 役員妻 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金約 625 万円 (いずれも確定)
71	17.3.22	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	西武鉄道(株)は、(株)コクドの所有に係る西武鉄道(株)株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (疑疑者)当該会社等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 当該会社 罰金 2 億円 (いずれも確定)
72	17.3.22	証取法第 166 条第 2 項等 (内部者取引)	西武鉄道(株)が有価証券報告書に継続的に(株)コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑疑者)会社役員等	17.10.27(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 (注)71 号事件と一括審理 親会社 罰金 1 億 5,000 万円 (いずれも確定)
73	17.6.10	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	キヤノンソフトウェア(株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (疑疑者)業務委託契約先社員	18.7.7(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 50 万円 追徴金 658 万円 (確定)
74	17.6.20	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	日信工業(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (疑疑者)個人投資家	19.12.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 追徴金約 1,166 万円 21.3.26(東京高裁) 控訴棄却 22.12.13(最高裁) 上告棄却 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	75	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27(東京地裁) 同社社長 懲役2年(執行猶予3年) 同社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (いずれも確定)
第2節				
第3節				
第4節	76	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)公認会計士	18.8.9(東京地裁) 公認会計士A 懲役1年6月(執行猶予3年) 公認会計士B 懲役1年(執行猶予3年) 公認会計士C 懲役1年(執行猶予3年) (いずれも確定)
第5節				
第6節	77	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員	18.7.19(大阪地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約4,924万円 (確定)
3-7	78	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 (風説の流布及び偽計)	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株券の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(2名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役2年6月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役1年8月 同社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) (注)いずれも82号事件と一括審理 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金2億8,000万円 同社子会社 罰金4,000万円 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役1年2月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)82号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)82号事件と一括審理 (いずれも確定)
第8節				
第9節				
第10節				
第11節				
	79	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	18.9.19(仙台地裁) 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金60万円 追徴金約429万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
80	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者)当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 345 万 (確定)
81	18.2.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (疑念者)当該会社社員	18.8.11(福島地裁) 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 罰金 30 万円 追徴金約 124 万円 (確定)
82	18.3.13	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (疑念者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員(3 名) 会社役員	19.3.16(東京地裁) 同社代表取締役 懲役 2 年 6 月 19.3.22(東京地裁) 同社役員A 懲役 1 年 8 月 同社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) (注)いずれも 78 号事件と一括審理 同社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 19.3.23(東京地裁) 当該会社 罰金 2 億 8,000 万円 (注)78 号事件と一括審理 20.7.25(東京高裁) 同社代表取締役 控訴棄却 20.9.12(東京高裁) 同社役員A 懲役 1 年 2 月 21.1.7(最高裁) 同社役員A 上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 23.4.25(最高裁) 同社代表取締役 上告棄却 (注)78 号事件と一括審理 (いずれも確定)
83	18.3.30	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (疑念者)公認会計士(2名)	19.3.23(東京地裁) 公認会計士A 懲役 10 月 公認会計士B 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 20.9.19(東京高裁) 公認会計士A 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 20.9.26(東京高裁) 公認会計士B 控訴棄却 23.5.18(最高裁) 公認会計士B 上告棄却 (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	84	18.5.30	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引) (アライドテレシス株)が株式の分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社役員等	18.11.28(さいたま地裁) 同社役員同居人 懲役 1 年 2 月(執行猶予 4 年) 追徴金約 452 万円
第2節				同社役員同居人の実妹 懲役 1 年(執行猶予 4 年) 追徴金約 435 万円
第3節				19.3.20(さいたま地裁) 同社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 5 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,089 万円
第4節				同社役員実子 懲役 1 年 2 月(執行猶予 4 年) 罰金 50 万円 追徴金約 1,532 万円
第5節				19.7.31(東京高裁) 同社役員実子 控訴棄却 (いずれも確定)
第6節	85	18.6.22	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引) (株)ライブドアが(株)ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買集める旨の公開買付けに準ずる行為の実施を知り、公表前に(株)ニッポン放送株券を買付けた。 (嫌疑者)ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19(東京地裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円
3-7				ファンド中核会社 罰金 3 億円
第8節				21.2.3(東京高裁) ファンド実質経営者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 11 億 4,900 万円
第9節				ファンド中核会社 罰金 2 億円
第10節	86	18.7.25	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引) (株)西松屋チェーンほか 4 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付けた。 (嫌疑者)新聞社社員	23.6.6(最高裁) 上告棄却 (いずれも確定)
第11節				18.12.25(東京地裁) 新聞社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 1 億 1,674 万円 (確定)
	87	18.8.3	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引) (株)ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと(重要事実)、(株)オーエー・システム・プラザが(株)ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと(重要事実)、及び(株)オーエー・システム・プラザが株式を発行すること(重要事実)を知り、公表前に各社株券を買付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	19.12.18(横浜地裁) 懲役 4 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 1 億 938 万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
88	18.10.20	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)IMJが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社顧問	19.1.16(東京地裁) 同社顧問 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 1,675 万円 (確定)
89	19.2.5	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22(大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定)
90	19.2.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	サンビシ(株)は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 (嫌疑者)当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7(名古屋地裁) 同社社長 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 同社役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
91	19.2.26	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	(株)セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	19.6.22(大阪地裁) 同社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金 6,000 万円 (確定) (注)89 号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)セイクレストが株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員の知人	19.5.9(大阪地裁) 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 罰金 80 万円 追徴金約 533 万円 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
3-7
第8節
第9節
第10節
第11節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
93	19.3.27	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等(7名)	21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役 3年(執行猶予5年) 罰金 500万円 追徴金 約9億7,843万円 21.9.9(大阪地裁) 会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 22.8.4(大阪高裁) 会社役員B 控訴棄却 24.5.29(最高裁) 会社役員B 上告棄却 20.11.13(大阪地裁) 会社役員C 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 20.10.31(大阪地裁) 会社役員D 懲役1年(執行猶予3年) 追徴金約2億4,533万円 21.6.24(大阪高裁) 会社役員D 控訴棄却 23.9.16(最高裁) 会社役員D 上告棄却 (いずれも確定) (注)104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第 166 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	ホームマック㈱及び㈱カーマが、ホームマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホームマック㈱及び㈱カーマの株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	20.1.16(札幌地裁) 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15(札幌高裁) 原判決破棄 懲役1年(執行猶予3年) 罰金70万円 追徴金約3,591万円 (確定)
95	19.6.4	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	ホームマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと(重要事実)を知り、公表前にホームマック㈱株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	19.9.10(札幌地裁) 懲役2年(執行猶予4年) 罰金150万円 追徴金約5,407万円 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
96	19.6.7	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	(株)伊藤園ほか 17 社が株式分割を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23(秋田地裁) 印刷会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族B 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 親族C 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 親族D 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 * 追徴金 ・12 銘柄の取引について、全員から約 7 億 1,029 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Aから約 9,985 万円 ・3 銘柄の取引について、印刷会社社員、親族A、B、Cから約 1 億 3,463 万円 (いずれも確定)
97	19.6.25	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職 会社役員	20.6.30(さいたま地裁) 無職A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 無職B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯)
98	19.6.28	証取法第 159 条第 2 項第 2 号等 (相場操縦)	川上塗料(株)の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 (嫌疑者)無職	21.5.14(東京高裁) 無職A 控訴棄却 無職B 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職A 上告棄却 (いずれも確定) (注)102 号事件と一括審理(102 号事件では「無職B」は「会社役員」と記載)
99	19.10.15	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	(株)オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.7.25(大阪地裁) 会社役員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (確定)
100	19.10.30	証取法第 158 条 (風説の流布)	(株)大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 (嫌疑者)会社役員	20.9.17(東京地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 6,110 万円 21.11.18(東京高裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月 追徴金 約 15 億 5,810 万円 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
101	19.11.1	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	南野建設(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)株式投資アドバイザー等	20.3.21(大阪地裁) 会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 3 億 8,379 万円 20.7.25(大阪地裁) 会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 追徴金約 4 億 4,225 万円 (注)99 号事件と一括審理 22.4(大阪地裁) 株式投資アドバイザー 公訴棄却 (いずれも確定)
102	19.11.29	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.6.30(さいたま地裁) 無職 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5 億 1,108 万円 (連帯) 21.5.14(東京高裁) 無職 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 21.10.6(最高裁) 無職 上告棄却 (いずれも確定) (注)97、98 号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第 159 条第 3 項等 (相場固定)	丸八証券(株)は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品(株)の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 (嫌疑者)当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17(名古屋地裁) 当該証券会社 罰金 2,500 万円 証券会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 証券会社役員C 懲役 10 月(執行猶予 3 年) 20.9.9(名古屋地裁) 証券会社役員A 懲役 1 年 4 月 21.3.30(名古屋高裁) 証券会社役員A 懲役 2 年(執行猶予 4 年) (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第 158 条 (偽計)	(株)アイ・シー・エフの株券の取引のため、会社役員の名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 (嫌疑者)会社役員等	20.10.10(大阪地裁) 当該会社 罰金 500 万円 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 22.2.3(大阪高裁) 当該会社 控訴棄却 24.7.5(最高裁) 当該会社 上告棄却 20.10.17(大阪地裁) 会社役員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 会社役員C 懲役 1 年(執行猶予 3 年) 追徴金 7 億 3,315 万円 (連帯) 21.9.29(大阪地裁) 会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 500 万円 追徴金約 9 億 7,843 万円 (いずれも確定) (注)93 号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	(株)ポッカコーポレーションほか 4 社の株券について公開買付けが行われることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)印刷会社社員	20.3.25(札幌簡裁) 印刷会社社員B 罰金 50 万円(略式命令) 20.5.23(札幌地裁) 印刷会社社員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 追徴金約 1 億 5,938 万円 (いずれも確定)
106	20.5.30	証取法第 166 条第 1 項等 (内部者取引)	証券会社社員等は、三光純薬(株)ほか 3 社が株式交換を行うことなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)証券会社社員等	20.12.25(東京地裁) 証券会社社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 追徴金 635 万円 証券会社社員の知人 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金 5,544 万円 (内 635 万円は連帯) (いずれも確定)
107	20.6.16	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	(株)アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	20.11.28(神戸地裁) 当該会社 罰金 500 万円 当該会社役員B 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 24.12.25(神戸地裁) 当該会社役員A 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 1,500 万円 (いずれも確定)

第 1 節
第 2 節
第 3 節
第 4 節
第 5 節
第 6 節
3-7
第 8 節
第 9 節
第 10 節
第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	108	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)アイ・エックス・アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社役員	21.1.29(大阪地裁) 当該会社役員C 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円
第2節				21.2.9(大阪地裁) 当該会社役員B 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円
第3節				21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員A 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円
第4節				(いずれも確定)
第5節	109	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)LTTバイオフィーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社役員	21.9.14(東京地裁) 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円 (確定)
第6節				
3-7	110	金商法第158条等(暴行・脅迫)	(株)ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者)会社員	21.11.24(横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)112号事件と一括審理
第8節				
第9節	111	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)LTTバイオフィーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと(重要事実)及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員	21.4.15(東京地裁) 会社役員 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約1,924万円 (確定)
第10節				
第11節	112	金商法第158条等(暴行・脅迫)	(株)ドン・キホーテ株券について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火(暴行)し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知(脅迫)した。 (嫌疑者)会社員	21.11.24(横浜地裁) 会社員 懲役6年 (確定) (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	オー・エイチ・ティー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書とじ込んだ有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員(2名)	21.4.28(広島地裁) 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役社長 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 当該会社役員A 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 当該会社役員B 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)
114	21.2.10	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ(株)の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)IRコンサルティング業	21.5.25(大阪地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 2,092 万円 (確定)
115	21.3.25	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役 3 年 罰金 1,000 万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定) (注)120 号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等(内部者取引)	(株)キャビンがプライベートエクイティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8(高松地裁) 上場企業代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 100 万円 同人の実質支配会社 罰金 200 万円 両名 追徴金 3 億 5,500 万円 (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決	
第1節	117	21.3.31	金商法第166条第1項第1号等(内部者取引)	(株)プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券監視委から強制調査を受けたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。	21.5.27(さいたま地裁) 懲役3年(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約7,888万円 (確定)
第2節			(嫌疑者)当該会社元役員		
第3節	118	21.4.22	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。	21.6.17(東京地裁) 懲役1年(執行猶予3年) 罰金100万円 追徴金約915万円 (確定)
第4節			(嫌疑者)当該会社常務執行役員		
第5節	119	21.4.27	証取法第166条第1項第1号等(内部者取引)	ジェイ・ブリッジ(株)の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。	21.12.10(東京地裁) 懲役3年(執行猶予5年) 罰金200万円 追徴金約3,750万円 (確定)
第6節			(嫌疑者)当該会社取締役会長		
3-7	120	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。	21.8.5(さいたま地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年 罰金1,000万円 22.3.23(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5(さいたま地裁) 当該会社専務取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定) (注)115号事件と一括審理
第8節			(嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役		
第9節					
第10節					
第11節	121	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	(株)プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出(2期)し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。	24.1.30(さいたま地裁) 懲役3年6月 25.1.11(東京高裁) 控訴棄却 26.9.17(最高裁) 上告棄却 (確定)
			(嫌疑者)公認会計士		

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
122	21.7.14	証取法第 158 条等 (偽計)	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し、真実は、同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し、あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 (嫌疑者)会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 147 万円 22.11.30(東京高裁) 控訴棄却 23.3.23(最高裁) 上告棄却 (確定)
123	21.7.31	証取法第 167 条第 1 項第 5 号等 (内部者取引)	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社従業員 会社員	21.12.24(さいたま地裁) 当該会社従業員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金約 1,293 万円 会社員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 6,164 万円 22.6.10(東京高裁) 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 (いずれも確定)
124	21.9.29	証取法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、日立造船㈱ほか 1 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職(2 名) 会社役員	22.4.28(東京地裁) 無職A 懲役 2 年 2 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 会社役員B 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 無職C 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 追徴金約 2 億 2,661 万円 (連帯) (いずれも確定)
125	21.10.20	証取法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職	22.2.4(東京地裁) 懲役 2 年 6 月 罰金 500 万円 追徴金 15 億 3,180 万円 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	126	証取法第159条第1項第1号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者)当該会社代表取締役 会社役員(4名) 会社員 不詳 (3名)	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5,529万円 (注)129号事件と一括審理
第2節				22.8.25(大阪地裁) 会社員 懲役2年(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約2億5,529万円
第3節				22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6,477万円
第4節				(注)132号事件と一括審理
第5節				(いずれも確定)
第6節				
3-7	127	証取法第166条第3項等 (内部者取引)	㈱テレウェイヴの売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)会社役員(2名) 会社員	22.4.5(東京地裁) 会社役員A 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約8,462万円
第8節				会社役員B 懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円
第9節				会社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 (いずれも確定)
第10節	128	金商法第167条第3項等 (内部者取引)	ロシュ・ファームホールディング・ビー・ヴィが中外製薬㈱株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社員	
第11節				

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
129	21.12.24	金商法第 158 条等 (偽計)	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため、同社の第三者割当増資等につき、IABJapan株式会社は、第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力が無いのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18(大阪地裁) 代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 5,529 万円 (注)126 号事件と一括審理 被告会社 罰金 3,000 万円 (いずれも確定)
130	22.2.9	証取法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 (嫌疑者) 会社経営者	24.6.6(大阪地裁) 会社経営者 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 400 万円 追徴金約 3 億 7,637 万円 25.10.25(大阪高裁) 会社経営者 控訴棄却 27.4.8(最高裁) 会社経営者 上告棄却 (確定) (注)132 号事件と一括審理
131	22.3.2	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15(横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役 3 年 罰金 800 万円 24.12.13(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却 25.1.17(東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却 25.6.4(最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)133 号事件と一括審理

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	132	証取法第166条第1項第1号等 (内部者取引)	(株)テークスグループが、第三者割当増資を行うこと(重要事実)及び第三者割当増資の約9割は失権すること(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買付け、売り付けた。 (嫌疑者)当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1(大阪地裁) 会社役員 懲役3年(執行猶予4年) 罰金300万円 追徴金約2億6,477万円 (注)126号事件と一括審理
第2節				24.6.6(大阪地裁) 当該会社実質的経営者 懲役3年(執行猶予5年) 罰金400万円 追徴金約3億7,637万円
第3節				25.10.25(大阪高裁) 当該会社実質的経営者 控訴棄却
第4節				27.4.8(最高裁) 当該会社実質的経営者 上告棄却 (いずれも確定)
第5節				(注)130号事件と一括審理
第6節	133	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出)	ニイウスコー(株)は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15(横浜地裁) 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円
3-7				23.9.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円
第8節				24.12.13(東京高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却
第9節				25.1.17(東京高裁) 当該会社代表取締役副会長 控訴棄却
第10節				25.6.4(最高裁) 当該会社代表取締役副会長 上告棄却 (いずれも確定) (注)131号事件と一括審理
第11節	134	金商法第158条等 (偽計)	トランスデジタル(株)は、新株予約権について、その行使に係る払込みを偽装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 会社役員(2名) 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問 懲役3年(執行猶予4年)
				元当該会社代表取締役 懲役2年6月(執行猶予4年) (いずれも確定)
	135	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引)	(株)GDHほか3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売買した。 (嫌疑者)銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金200万円 追徴金約5,824万円 (確定) (注)136号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
136	22.6.15	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	(株)リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)銀行員	23.4.26(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 5,824 万円 (確定) (注)135 号事件と一括審理
137	22.10.6	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券届出書の提出)	(株)エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年 24.2.29(さいたま地裁) 当該会社代表取締役専務 懲役 3 年 (いずれも確定)
138	22.10.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22.10.28	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、(株)テクノマセマティカルほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 (嫌疑者)会社役員	23.3.10(大分地裁) 懲役 2 年 4 月(執行猶予 4 年) 罰金 600 万円 追徴金約 2 億 6148 万円 23.8.26(福岡高裁) 控訴棄却 24.11.19(最高裁) 上告棄却 (確定)
140	22.12.7	証取法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	ワイオミング・ホールディング・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が(株)西友株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者) 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	24.9.7(東京地裁) 当該会社社外取締役の配偶者 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,725 万円(うち 2,766 万円は被告会社と連帯) 同人の主宰法人 罰金 400 万円 追徴金 2,766 万円(被告人と連帯) (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
第1節	141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 (無届社債券募集) (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長	25.7.3(福岡地裁) 当該会社代表取締役会長 懲役6年 罰金300万円
第2節				26.2.27(福岡高裁) 当該会社代表取締役会長 控訴棄却
第3節	142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 (内部者取引) (嫌疑者)会社役員	24.3.7(東京地裁立川支部) 懲役3年 追徴金約3,232万円
第4節				24.7.19(東京高裁) 控訴棄却
第5節	143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 (虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出) (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.10.30(最高裁) 上告棄却 (確定)
第6節				24.3.8(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役2年 当該会社取締役 懲役2年6月(執行猶予3年) 当該会社嘱託社員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 会社役員 懲役3年(執行猶予5年) 罰金800万円
3-7	144	23.6.10	証取法第197条第1項第1号等 (内部者取引) (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	24.9.20(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
第8節				29.12.8(横浜地裁) 当該会社代表取締役 公訴取消の申立て
第9節	145	23.7.13	金商法第166条第3項等 (内部者取引) (嫌疑者)会社役員	29.12.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役 公訴棄却決定 (確定)
第10節				29.12.8(横浜地裁) 当該会社代表取締役 懲役3年(執行猶予3年) 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 (確定)
第11節	145	23.7.13	金商法第166条第3項等 (内部者取引) (嫌疑者)会社役員	29.12.20(横浜地裁) 当該会社代表取締役 公訴棄却決定 (確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
146	23.8.2	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>㈱NESTAGEは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物 3 物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。</p> <p>(嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員(2名) 会社役員 会社員 不動産鑑定士</p>	<p>23.10.11(大阪地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 会社員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 25.5.10(大阪地裁) 当該会社 罰金 300 万円 当該会社代表取締役会長 懲役 1 年 4 月(執行猶予 3 年) 当該会社取締役 懲役 1 年 2 月(執行猶予 3 年) 当該会社執行役員 懲役 1 年(執行猶予 3 年) (いずれも確定)</p>
147	23.8.5	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	<p>財産上の利益を得る目的で、㈱GABA ほか 2 銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。</p> <p>(嫌疑者)会社役員</p>	<p>24.5.14(福岡地裁) 懲役 3 年 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 8,695 万円 25.1.25(福岡高裁) 控訴棄却 (確定)</p>
148	23.12.12	金商法第 158 条等 (偽計)	<p>井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。</p> <p>(嫌疑者)当該会社社員(2名) 会社員 証券ブローカー</p>	<p>24.2.14(東京地裁) 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 3 年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 証券ブローカー 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (いずれも確定)</p>
149	23.12.21	金商法第 158 条等 (風説の流布及び偽計)	<p>エスプールほか 3 銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。</p> <p>(嫌疑者)無職</p>	<p>23.12.22(神戸簡裁) 罰金 30 万円 追徴金 4 万 8,330 円 (略式命令) (確定)</p>

第 1 節
第 2 節
第 3 節
第 4 節
第 5 節
第 6 節
3-7
第 8 節
第 9 節
第 10 節
第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
150	24.1.31	金商法第 166 条第 1 項第 3 号等 (内部者取引)	NECエレクトロニクス(株)が(株)ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと(重要事実)及びエルピーダメモリ(株)が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って(株)日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと(重要事実)を知り、それぞれの事実の公表前にNECエレクトロニクス(株)及びエルピーダメモリ(株)の株券を買い付けた。 (嫌疑者)国家公務員	25.6.28(東京地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,031 万円 26.12.15(東京高裁) 控訴棄却 28.11.28(最高裁) 上告棄却 (確定)
151	24.3.6	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員(3名)	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (確定) 26.12.8(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)155号事件と一括審理 27.7.1(東京地裁) 会社役員 懲役 4 年 罰金 1,000 万円 預金債権約 7 億 2,430 万円没収 会社役員 懲役 3 年 罰金 600 万円 預金債権約 4 億 1,149 万円没収 上記被告人 2 名及び 156 号事件被告人から連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 28.9.29(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)156号事件と一括審理

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
3-7
第8節
第9節
第10節
第11節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
152	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直前に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)153 号事件と一括審理
153	24.3.22	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	黒崎播磨(株)及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直前に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 会社役員	24.9.26(福岡地裁) 当該会社社員 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 罰金 300 万円 追徴金約 2 億 2,442 万円 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 2 億 1,693 万円 25.2.20(福岡高裁) 会社役員 控訴棄却 (いずれも確定) (注)152 号事件と一括審理
154	24.3.26	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)セラールテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司と WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED の三社間で 2 回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITED を割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	25.4.12(東京地裁) 当該会社取締役兼最高財務責任者 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当該会社 罰金 800 万円 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年)罰金 400 万円 26.1.17(東京高裁) 当該会社 控訴棄却 当該会社代表取締役 控訴棄却 26.10.16(最高裁) 当該会社 上告棄却 当該会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
155	24.3.28	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(3期)した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	25.7.3(東京地裁) 当該会社 罰金 7 億円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社監査役 懲役 3 年(執行猶予 5 年) 当該会社取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) (確定) 26.12.8(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 700 万円 28.2.17(東京高裁) 会社役員 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)151号事件と一括審理
156	24.3.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(2期)した。 (嫌疑者)会社役員	27.7.1(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 預金債権約 1 億 8,944 万円没収 151号事件被告人 2 名と連帯して追徴金約 8 億 8,399 万円 28.9.29(東京高裁) 控訴棄却 公判係属中(最高裁) (注)151号事件と一括審理
157	24.3.28	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	日本風力開発(株)の株券について監理銘柄に指定される可能性があること(重要事実)についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)無職	24.5.18(神戸地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 300 万円 追徴金約 8,637 万円 (確定)
158	24.7.9	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注)160、162、163号事件と一括審理

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
159	24.7.13	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)日立物流が(株)バンテック株券の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)アドバイザー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25(東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 29.7.5(最高裁) 証券会社社員(元執行役員) 上告棄却 (確定) (注)161 号事件と一括審理
160	24.7.30	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者)当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注)158、162、163 号事件と一括審理
161	24.8.3	金商法第 167 条第 1 項第 4 号等 (内部者取引)	(株)TMコーポレーションがバルス(株)株券の公開買付けを行うこと(ほか 1 件)を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)アドバイザー業務委託契約を締結していた証券会社社員(元執行役員)、会社役員A、会社役員B、無職	25.2.28(横浜地裁) 会社役員A 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 1 億 43 万円 (確定) 25.9.30(横浜地裁) 証券会社社員(元執行役員) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 150 万円 27.9.25(東京高裁) 証券会社社員(元執行役員) 控訴棄却 29.7.5(最高裁) 証券会社社員(元執行役員) 上告棄却 (確定)(注)159 号事件と一括審理

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
162	24.9.19	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、163 号事件と一括審理
163	24.10.5	金商法第 38 条の 2 第 1 号等 (投資一任契約の締結に係る偽計)	AIJ 投資顧問は、虚偽の運用実績等を記載した資料を年金基金の運用担当者らに提示するなどし、犯則嫌疑法人との間で投資一任契約を締結させた。 (嫌疑者) 当該会社、当該会社代表取締役、当該会社取締役、証券会社代表取締役	25.12.18(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 15 年 当該会社取締役 懲役 7 年 証券会社代表取締役 懲役 7 年 没収金約 5 億 6,884 万円 上記被告人 3 名から連帯して追徴金約 156 億 9,809 万円 27.3.13(東京高裁) 当該会社代表取締役 控訴棄却 当該会社取締役 控訴棄却 証券会社代表取締役 控訴棄却 28.4.12(最高裁) 当該会社代表取締役 上告棄却 当該会社取締役 上告棄却 証券会社代表取締役 上告棄却 (いずれも確定) (注) 158、160、162 号事件と一括審理
164	24.12.18	金商法第 158 条等 (偽計)	(株)セイクレストは、合同会社カナヤマを引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、現物出資財産である山林には募集株式の払込金額に相当する価値がなく、本件土地を取得後に開発、販売する具体的な事業計画もない上、合同会社カナヤマは割り当てられた株式を短期間で譲渡する意図であったにもかかわらず、虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社代表取締役、会社役員	25.9.12(大阪地裁) 会社役員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 6 億 2,926 万円 26.3.25(大阪高裁) 会社役員 控訴棄却 27.7.7(最高裁) 会社役員 上告棄却 25.9.26(大阪地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 (いずれも確定)

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
165	25.4.30	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	イー・アクセス㈱の業務執行を決定する機関が、同種事業を営むソフトバンクモバイル㈱と業務上の提携をする(重要事実)とともに、ソフトバンクモバイル㈱の親会社であるソフトバンク㈱との間で株式交換を行うこと(重要事実)についての決定をした旨を自己の職務に関して知り、公表前にイー・アクセス株券を買い付けた。 (嫌疑者)当該会社社員	25.11.22(東京地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4,473 万円 (確定)
166	25.7.12	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、セントラル総合開発㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)会社役員	26.7.4(東京地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 2,000 万円 追徴金約 8,286 万円 27.5.28(東京高裁) 控訴棄却 29.3.13(最高裁) 上告棄却 (確定)
167	26.3.19	金商法第 158 条等 (風説の流布)	カネヨウ㈱ほか 2 銘柄の株券の売買のため、及び相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介し、電子掲示板に、合理的な根拠もない書き込みを行い、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、風説を流布した。 (嫌疑者)会社役員	26.3.20(名古屋簡裁) 罰金 80 万円 追徴金 275 万円 (略式命令) (確定)
168	26.6.16	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱インデックスは、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社取締役会長 当該会社代表取締役社長	28.6.14(東京地裁) 当該会社取締役会長 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 当該会社代表取締役社長 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 29.11.7(東京高裁) 当該会社取締役会長 控訴棄却 当該会社代表取締役社長 控訴棄却 公判係属中(最高裁)
169	26.8.8	金商法第 158 条等 (偽計)	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 (嫌疑者)会社員	26.10.21(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 3 年) (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決	
第1節	170	26.10.7	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱オリエン トコーポレーションほか 3 銘柄の相場を 変動させることを目的とした見せ玉手法 等を行い、当該変動させた相場により、 各株券の売買を行った。 (嫌疑者)無職、会社員	27.10.22(東京地裁) 無職 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 会社員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 250 万円 上記被告人 2 名から連帯して追徴金約 3 億 9,039 万円 (いずれも確定)
第2節					
第3節	171	26.12.19	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、㈱fonfun の株価を高騰させることを目的とした買 い上がり買付け、仮装売買等を行った。 (嫌疑者)無職	27.4.14(神戸地裁) 懲役 2 年 8 月 罰金 500 万円 追徴金約 3,291 万円 (確定)
第4節					
第5節	172	27.2.2	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	㈱太陽商会(当時:㈱NowLoading) は、架空売上を計上するなどの方法に より、虚偽の記載のある連結損益計算 書等を掲載した有価証券報告書を提出 した。 (嫌疑者)当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	27.8.4(東京地裁) 当該会社代表取締役 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 当該会社取締役 懲役 4 年 6 月 27.12.9(東京高裁) 当該会社取締役 控訴棄却 (いずれも確定)
第6節					
3-7	173	27.3.24	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	豊田通商㈱が㈱トーマンエレクトロニクス 株券の公開買付けを行うことについての 伝達を受け、公表前に同社株券を買い 付けた。 (嫌疑者)会社役員(2名)	27.8.18(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 1,642 万円 27.11.25(東京地裁) 会社役員 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,284 万円 (いずれも確定)
第8節					
第9節	174	27.6.2	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	㈱ジアースが㈱ドン・キホーテないしそ の子会社を割当先とする第三者割当増 資を行う旨の重要事実の伝達を受け、 公表前にジアース株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員	27.9.14(千葉地裁) 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 400 万円 当社株式 7,800 株没収 追徴金約 2 億 5,752 万円 (確定)
第10節					
第11節					

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
175	27.6.15	金商法第 158 条等 (偽計)	石山 Gateway Holdings(株)は、同社及び同社の連結子会社が国内事業会社にバイオディーゼル発電機の販売設置をした事実がないにもかかわらず、当初予想では見込んでいなかった当該発電機の販売設置等により、売上が計上される見込みであることなどから、連結業績予想を上方修正する旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 当該会社取締役 懲役 1 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 4,811 万円 (いずれも確定) (注)176 号事件と一括審理
176	27.7.3	金商法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	石山 Gateway Holdings(株)は、架空売上を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出した。 (嫌疑者) 当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役	28.2.23(東京地裁) 当該会社 罰金 1,000 万円 当該会社代表取締役 懲役 3 年(執行猶予 4 年) 罰金 500 万円 追徴金約 2 億 3,677 万円 (いずれも確定) (注)175 号事件と一括審理
177	27.10.23	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 (虚偽の有価証券報告書の提出)	オリンパス(株)が、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出(4期)した際、簿外損失を管理するためのファンド等の維持管理を行うなどしてこれを幫助した。 (嫌疑者) 会社経営者	28.10.13(東京地裁) 会社経営者 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 500 万円 (確定)
178	27.12.4	金商法第 159 条第 2 項第 1 号等 (相場操縦)	財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)の株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株券の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、当該上昇させた株価により同株券の売買を行った。 (嫌疑者) 無職(2名) 大学教員	29.1.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄 30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 1,000 万円 追徴金約 26 億 5,864 万円 公判係属中(東京高裁) (注)180 号事件と一括審理
179	27.12.8	金商法第 166 条第 3 項等 (内部者取引)	石山 Gateway Holdings(株)が粉飾決算をしたとする金商法違反の嫌疑事実により証券監視委の強制調査を受けた旨の重要事実の伝達を受け、公表前に同株券を売り付けた。 (嫌疑者) 会社役員	28.2.26(東京地裁) 懲役 2 年(執行猶予 4 年) 罰金 200 万円 追徴金約 3,649 万円 (確定)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決	
第1節	180	27.12.24	① 財産上の利益を得る目的で、新日本理化(株)及び明和産業(株)の株券の売買のため及び各株券の相場の変動を図る目的をもって、インターネット上のウェブサイトには株価が大きく上昇する可能性がある旨の虚偽の情報等を記載し、風説を流布するとともに偽計を用いて相場を変動させた上、当該変動させた相場により、各株券の売買を行った。	29.1.18(東京地裁) 無職 死亡による公訴棄却	
第2節					
第3節					
第4節					
第5節					
第6節	181	28.3.28	② 上記売買の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出しなかった。	30.3.22(東京地裁) 大学教員 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金1,000万円 追徴金約26億5,864万円 公判係属中(東京高裁) (注)178号事件と一括審理	
第8節					
第9節					
第10節					
第11節					
3-7	182	28.6.14	金商法第197条第1項第1号等(虚偽の有価証券報告書の提出)	グローバルアジアホールディングス(株)(当時:株)プリンシパル・コーポレーション)は、架空資産を計上する方法により、虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出した。	公判係属中(東京地裁)
第8節					
第9節					
第10節	183	28.8.1	金商法第159条第1項第1号、同条第3項等(相場操縦、相場固定)	夢の街創造委員会(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行うとともに、同社の株価を信用取引に係る追加保証金の発生しない価格に維持しようと企て、買い上がり買付けや下値支え等を行った。	29.3.28(東京地裁) 当該会社特別顧問 懲役3年(執行猶予4年) 罰金2,000万円 追徴金約1億2,928万円 公判係属中(東京高裁)
第11節					
第12節	183	28.8.1	金商法第166条第1項第1号、第167条の2第1項等(内部者取引)	株)ALBERTの経常利益について、直前に公表された予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じたこと(重要事実)を知り、公表前に、同社株券を売り付けるとともに、損失の発生を回避させる目的をもって同事実を伝達した。	28.11.1(東京地裁) 懲役2年(執行猶予3年) 罰金200万円 (確定)
第13節					

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
184	28.8.22	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士	29.6.26(さいたま地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円 (確定)(注)185 号事件と一括審理
185	28.10.11	証取法第 159 条第 1 項等 (相場操縦)	オー・エイチ・ティー(株)の株価の高値形成を図ろうと企て、買い上がり買付けや仮装売買等を行った。 (嫌疑者)弁護士	29.6.26(さいたま地裁) 懲役 2 年 6 月(執行猶予 4 年) 罰金 300 万円 追徴金約 4 億 9,756 万円 (確定) (注)184 号事件と一括審理
186	28.12.7	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	緑(株)がスターホールディングス(株)株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)無職	29.3.27(横浜地裁) 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金約 3,623 万円 (確定)
187	29.3.6	金商法第 158 条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役	30.3.22(千葉地裁)当該会社代表取締役 懲役 4 年 公判係属中(東京高裁) 当該証券会社代表取締役 公判係属中(千葉地裁) (注)188 号事件と一括審理
188	29.3.27	金商法第 158 条等 (偽計)	レセプト債の販売に当たり、販売証券会社に対し、同債券の裏付資産を実際よりも過大に計上した虚偽の運用実績報告書を交付するなどして虚偽の説明をした上、情を知らない販売証券会社の従業員らに、顧客に対し、同債券が安全性の高い金融商品である旨を内容とする提案書を交付させるなどして、同債券の勧誘をさせた。 (嫌疑者)アーツ証券(株) 同証券会社代表取締役 同証券会社取締役 (株)オプティファクター 同社代表取締役	30.3.22(千葉地裁) 当該会社代表取締役 懲役 4 年 公判係属中(東京高裁) 当該証券会社代表取締役 公判係属中(千葉地裁)(注)187 号事件と一括審理

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

事件	告発 年月日	関係条文	事件の概要	判決
189	29.6.27	金商法第 167 条第 3 項等 (内部者取引)	株式会社卑弥呼株券について、公開買付けの実施に関する事実の伝達を受け、同事実の公表前に、同社株券を買い付けた。 (嫌疑者)会社役員 当該会社取締役	29.12.18 大阪地裁 会社役員 懲役 2 年(執行猶予 3 年) 罰金 200 万円 追徴金 4,507 万 8,000 円 当該会社取締役 懲役 1 年 6 月(執行猶予 3 年) 罰金 100 万円 追徴金 180 万円 公判係属中(大阪高裁)
190	29.11.21	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	株式会社ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)無職 会社員 会社役員	公判係属中(東京地裁) (注)191 号事件と一括審理
191	29.11.27	金商法第 159 条第 1 項第 1 号等 (相場操縦)	株式会社ストリーム株券の株価の高値形成を図ろうと企て、連続した買い上がり買付け及び下値支え買い注文等の方法で株価の変動操作を行うとともに、仮装売買及び馴合売買を行った。 (嫌疑者)会社役員(2 名) 無職 投資業	公判係属中(東京地裁) (注)190 号事件と一括審理
192	30.1.25	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等 (内部者取引)	東芝テック株式会社が特別損失を計上することにより業務遂行の過程で生じた損害が発生した旨の同社の業務等に関する重要事実を知り、同事実の公表前に、同社株券を売り付けた。 (嫌疑者)当該会社社員 医師	公判係属中(東京地裁)

第 1 節

第 2 節

第 3 節

第 4 節

第 5 節

第 6 節

3-7

第 8 節

第 9 節

第 10 節

第 11 節

3-8 建議実施状況等

1. 建議実施状況一覧表

(単位:件)

年度	4~24	25	26	27	28	29	合計
件数	23	0	1	0	0	0	24

2. 建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

3-8

第9節

第10節

第11節

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
第1節 第2節 第3節	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行っていない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
第4節 第5節 第6節 第7節 3-8	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすまして疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
第9節 第10節 第11節	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	<p>相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。</p> <p>相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第2項第1号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>
17.11.29	<p>証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。</p> <p>「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。</p>	<p>取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。</p>
17.11.29	<p>金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。</p> <p>当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契</p>	<p>投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。</p>

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

3-8

第9節

第10節

第11節

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
第1節	約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来さないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	
第2節		
18.4.14	<p>上場会社が株式や新株予約権付社債(以下「株式等」という。)を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報(以下「発行情報」という。)の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査(以下「プレ・ヒアリング」という。)を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。</p> <p>当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。</p> <p>他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。</p> <p>については、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに(平成18年11月1日施行)、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」(理事会決議)を制定し、具体的な取扱いが規定された(平成19年1月4日施行)。</p>
第3節		
第4節		
第5節		
第6節		
第7節		
3-8		
第9節		
第10節		
第11節		

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
18.4.21	<p>上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。</p> <p>当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯(刑法第60条)として証取法第226条の規定に基づき告発した。</p> <p>一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。</p> <p>しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。</p> <p>公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の)処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については、「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。</p> <p>また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成19年6月20日成立した(平成20年4月1日施行)。</p>
19.2.16	<p>証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。</p> <p>株券等の募集・売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確認するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。</p>	<p>金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成19年9月30日施行)。</p>
19.2.16	<p>証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引(以下「本件 TOPIX 先物取引」という。)において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的とし、大量かつ反復継続的に成立させ(以下、</p>	<p>金融庁は証券会社が市場VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
3-8
第9節
第10節
第11節

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
<p>第1節</p> <p>第2節</p> <p>第3節</p> <p>第4節</p> <p>第5節</p> <p>第6節</p>	<p>このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値(いわゆる「市場 VWAP」)を当該トレーダーに有利な方向に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。</p> <p>市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。</p> <p>ついで、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。</p>	<p>が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年9月 30 日施行)。</p>
<p>第7節</p> <p>3-8</p> <p>第9節</p> <p>第10節</p> <p>第11節</p>	<p>19.2.16</p> <p>平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出(第 24 条第 1 項ほか)、不正取引(第 157 条)、風説の流布・偽計等(第 158 条)、及び相場操縦行為等(第 159 条)に係る懲役刑が5年以下から 10 年以下に引き上げられている。</p> <p>これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって5年から7年へと延長されている。</p> <p>一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類(以下「法定帳簿」という。)については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が5年とされているところであり、5年から7年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。</p> <p>そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。</p>	<p>金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間(5年)と公訴時効(最大7年)との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した(平成 19 年9月 30 日施行)。</p>

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。</p> <p>これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成21年8月1日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成21年8月1日施行)。</p>
21. 4. 24	<p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。</p> <p>現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した(平成22年8月1日施行)。</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
3-8
第9節
第10節
第11節

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
第1節 第2節 第3節	<p>替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。</p> <p>したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	
21. 4. 24 第4節 第5節 第6節 第7節 3-8	<p>金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。</p> <p>外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。</p> <p>したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した(平成21年8月1日発出)。</p>
22. 10. 19 第9節 第10節 第11節	<p>集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)の出資持分の販売を行う業者(以下「販売業者」という。)に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭(以下「出資金」という。)を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド(以下「事業型ファンド」という。)について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 <p>など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。</p> <p>また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した(平成23年4月1日施行)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

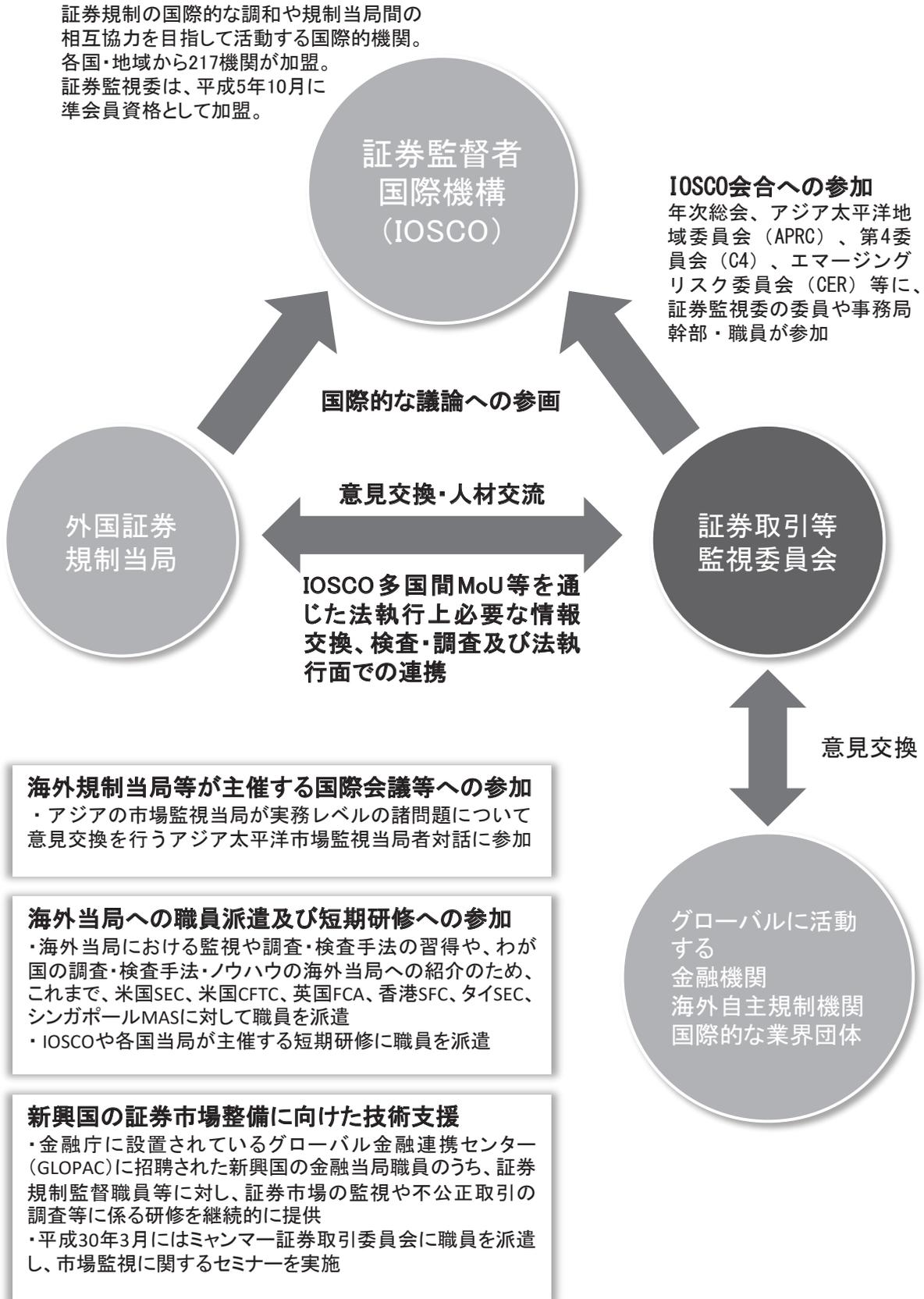
建議 年月日	建議の内容	措置の状況
	<p>結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。</p>	
<p>23. 2. 8</p>	<p>投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ② 無登録業者に対する名義貸し等 ③ 顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実と相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等) ④ 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等) <p>など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。</p> <p>これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。</p> <p>なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。</p>	<p>金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成23年5月25日に公布された(同法の該当部分は平成24年4月1日から施行された。)</p>
<p>23. 12. 20</p>	<p>不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。</p> <p>現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者(以下「違反者」という。)に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限定されていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正(改正法公布後1年以内に施行)を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出し</p>

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
3-8
第9節
第10節
第11節

建議 年月日	建議の内容	措置の状況
第1節 第2節	<p>課徴金を課すことができない。</p> <p>したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。</p>	<p>た。同法は、平成24年9月12日に公布された(同法の該当部分は平成25年9月6日から施行された。)</p>
25. 3. 29 第3節 第4節 第5節 第6節 第7節	<p>信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。</p> <p>このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。</p> <p>したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。</p>	<p>金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、信用格付業者が整備を求められる業務管理体制の一環として、信用格付の公表等に係る正確性を確保するための体制を規定した(平成25年9月2日施行)。</p>
3-8 第9節 第10節 第11節	<p>26. 4. 18</p> <p>集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対する虚偽の告知 ・適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用 ・出資金の流用・使途不明 <p>など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。</p> <p>また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。</p> <p>したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。</p>	<p>金融庁は、プロ向けファンドの販売・運用を行う者に係る欠格事由の導入、契約締結前の書面公布や適合性原則の遵守等の行為規制の導入、問題業者への監督上の処分や罰則の引上げ、プロ向けファンドへの出資者の範囲の見直し等を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成27年6月3日に公布、平成28年3月1日から施行された。</p>

3-9 海外当局との連携

1. 証券監視委と海外当局との連携



第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

3-9

第10節

第11節

2. 市場のグローバル化への対応(一覧表)

(1) 証券監視委による主な摘発等の事例

<告発>

告発日 (事件番号※)	嫌疑者	違反行為	連携した 主な海外当局
H24.3.6、H24.3.28 (151、155、156号事件)	オリンパス(株)、同社役員及び協力者	虚偽有価証券報告書提出	—
H24.3.26 (154号事件)	(株)セラータムテクノロジー及び同社役員	偽計	—
H24.7.9、H24.7.30、 H24.9.19、H24.10.5 (158、160、162、163号事件)	AIJ 投資顧問(株)及び同社役員等	投資一任契約の締結に係る偽計	—
H26.6.16 (168号事件)	(株)インデックス及び同社役員	虚偽有価証券報告書提出	—
H27.3.24 (173号事件)	会社役員	内部者取引	—
H27.6.2 (174号事件)	会社役員	内部者取引	—
H27.6.15、H27.7.3 (175、176号事件)	石山 Gateway Holdings(株)及び同社役員	偽計及び虚偽有価証券報告書提出	—
H27.10.23 (177号事件)	オリンパス(株)の協力者	虚偽有価証券報告書提出に係る幫助	—
H28.12.7 (186号事件)	無職	内部者取引	—
H29.3.6、H29.3.27 (187、188号事件)	アーツ証券(株)及び同社役員、 (株)オプティファクター及び同社役員	偽計	シンガポール通貨 監督庁(MAS)及び 米国証券取引委員会(SEC)
H29.11.21、H29.11.27 (190、191号事件)	事件関係者	相場操縦	シンガポール通貨 監督庁(MAS)

(※)事件の概要及び公判の状況については、「附属資料3-7 告発実施状況」参照

<課徴金納付命令勧告>

勧告日 (課徴金納付命令決定日)	勧告対象者	違反行為	銘柄名	連携した 主な海外当局
H27.6.19 (H27.7.30)	株式会社アゴーラ・ホスピタ リティー・グループ	有価証券報告書等の虚 偽記載	(株)アゴーラ・ホスピ タリティー・グルー プ	—
H27.6.19 (H27.10.8)	個人	内部者取引	(株)極楽湯	台湾金融監督管理委 員会(FSC)
H27.10.23 (H28.3.17)	個人	内部者取引	(株)ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H28.1.29 (H28.3.4)	Evo Investment Advisors Ltd.	相場操縦	(株)ディー・ディー・エ ス	米国証券取引委員会 (SEC)

H28.3.4 (H28.5.23)	Blue Sky Capital Management Pty Ltd	相場操縦	株ミクシィ	オーストラリア証券投資委員会 (ASIC)
H28.6.15 (H28.12.12)	個人	内部者取引	株ゲームオン	韓国金融委員会 (FSC) 韓国金融監督院 (FSS)
H29.3.17 (H30.1.25)	Caspian Trading Ltd. (Celera Global Ltd.)	相場操縦	株江崎グリコ等 合計4銘柄	—
H29.3.22 (H29.6.15)	Prospect Asset Management, Inc.	内部者取引	株トリステージ	米国証券取引委員会 (SEC)
H29.6.30 (H29.9.14)	個人	内部者取引	サン電子(株)	イスラエル証券庁 (ISA) 英国金融行為規制機構 (FSA)

<行政処分勧告>

勧告日 (行政処分日)	勧告対象者	違反行為	連携した 主な海外当局
H25.4.26 (H25.4.26)	MRI INTERNATIONAL, INC	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 報告徴取命令に対する虚偽の報告 	米国証券取引委員会 (SEC)

<裁判所の禁止・停止命令の申立て及び調査結果の公表>

申立日 及び公表日 (発令日)	対象者	違反行為及びその対応	連携した主な海外当局
H26.6.6 (H26.6.23)	株式会社 UAG 及びその役員等 2 名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 UAG(適格機関投資家等特例業務届出者)による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.7.3 (H26.7.28)	株式会社 Grant 及びその役員等 3 名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 Grant 及びその役員等 3 名(金融商品取引業の登録はない)による無登録で海外ファンド等の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、大阪地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H26.9.12 (H26.10.22)	株式会社 ESPLUS 及びその役員 1 名 (禁止・停止命令の申立て)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 ESPLUS(金融商品取引業の登録等はない)及びその役員 1 名による無登録での集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱い 証券監視委は、名古屋地方裁判所に対し、当該行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを実施 	香港証券先物委員会 (SFC)
H27.1.30	株式会社 Money Management Strength (調査結果の公表)	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社 Money Management Strength(適格機関投資家等特例業務届出者)による顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び第二種金融商品取引業に係る無登録営業 証券監視委は、当社に対する調査の結果を公表 	米国証券取引委員会 (SEC)

第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第6節
第7節
第8節
3-9
第10節
第11節

(2) 海外当局による摘発事例

海外当局による 処分発表日	摘発した 海外当局	被処分者(処分)	銘柄名	違反行為
H16.10.21	シンガポール通貨 監督庁(MAS)	シンガポール政府投資公社の従 業員(制裁金)	(株)三井住友フィナンシ ヤルグループ	内部者取引
H18.8.1	英国金融サービス 機構(FSA)	英国ヘッジファンドの GLG Partners LP 及びその元役員(制 裁金)	(株)三井住友フィナンシ ヤルグループ	内部者取引
18.12.13	香港証券先物委員 会(SFC)	クレディ・スイス(香港)リミテッド のトレーダー(懲戒処分)	住友軽金属工業(株)	内部者取引
H23.9.15	香港証券先物委員 会(SFC)	香港の投資運用会社のオアシス マネジメント LLC 及びその最高 運用責任者(戒告処分、制裁金)	(株)日本航空	相場操縦、 不正行為

※ 平成 25 年 9 月に、当委員会からの協力要請を受けた米国証券取引委員会の申立てを受け、米国ネヴァダ州連邦地方裁判所から、同州にある MRI インターナショナル本社及びその代表者等に対し資産凍結命令等が出されている。

第
1
節

第
2
節

第
3
節

第
4
節

第
5
節

第
6
節

第
7
節

第
8
節

3-9

第
10
節

第
11
節

3-10 講演会等の開催状況

—市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み—

(1) 講演会等

開催日		対象先	テーマ
【対象：市場参加者(14件)】			
平成29年	4月13日	国際銀行協会	SESC's Strategy and Policy for 2017-2019 -Building on a quarter-century achievement-
	4月14日	金融財政事情研究会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	4月17日	日本経済団体連合会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	4月25日	日本内部監査協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	4月25日	日本取締役協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	4月26日	日本証券アナリスト協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	5月26日	有限責任監査法人トーマツ	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	6月13日	PwCあらた有限責任監査法人	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	6月22日	日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	6月22日	新日本有限責任監査法人	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	6月23日	有限責任あずさ監査法人	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	6月26日	経済同友会	変わる証券取引等監視委員会(SESC)～資本市場の変化に対応した新たな取り組み～
	7月25日	如水会	挑戦するSESC(証券取引等監視委員会)～急速な変化を続ける市場の「番人」の役割～
9月11日 9月13日	日本監査役協会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-	
【対象：公認会計士(1件)】			
平成29年	12月21日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券取引等監視委員会の活動状況
【対象：弁護士等(2件)】			
平成29年	4月17日	第一東京弁護士会	証券取引等監視委員会中期活動方針(第9期)-四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ-
	9月19日	東京弁護士会	証券行政の流れと証券取引等監視委員会の活動状況について

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

3-10

第11節

(2) 意見交換会

【対象: 自主規制機関等(16件)】			
(取引所)			
平成29年	5月31日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月2日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月6日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月16日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	10月5日	日本取引所自主規制法人	市場規律の強化に向けた意見交換
	12月15日	日本取引所自主規制法人	活動状況を踏まえた意見交換
	平成30年	1月29日	日本取引所自主規制法人
(取引業協会等)			
平成29年	5月19日	第二種金融商品取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月5日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月13日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	6月23日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	6月27日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	10月4日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月24日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月28日	日本投資顧問業協会	活動状況を踏まえた意見交換
平成30年	1月31日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【対象: 金融商品取引業者等(1件)】			
平成29年	6月9日	四国財務局監理証券会社	活動状況を踏まえた意見交換

3-11 各種広報媒体への寄稿

ー市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組みー

	掲載日	媒体	テーマ
平成29年	4月3日	日本取引所グループメールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	4月17日	日本取引所グループメールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について INコンサルティング株式会社に対する検査結果及び勧告について
	5月1日	日本取引所グループメールマガジン	株式会社みんなのクレジットに対する検査結果及び勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	5月1日	会計・監査ジャーナル	証券取引等監視委員会 中期活動方針(第9期)～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～
	5月15日	日本取引所グループメールマガジン	ファンドクリエーション・アール・エム株式会社に対する検査結果及び勧告について アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件の告発について
	6月5日	日本取引所グループメールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について
	7月1日	会計・監査ジャーナル	監査機能の強化に向けた取組と証券取引等監視委員会の協働について(第9期証券監視委の発足に当たって)
	7月10日	日本取引所グループメールマガジン	アセットプランニング株式会社に対する検査結果及び勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について最近の取引調査に基づく勧告について
	8月14日	日本取引所グループメールマガジン	日本クラウド証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社FIPパートナーズに対する検査結果に基づく勧告について 株式会社RISEに対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
	9月1日	旬刊経理情報	8つの類型ごとに直近の勧告事案から考えるインサイダー取引防止態勢の改善ポイント
9月11日	日本取引所グループメールマガジン	証券取引等監視委員会の活動状況の公表について ヤマゲン証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社卑弥呼株券に係る内部者取引事件の告発について 証券取引等監視委員会に対する情報提供・公益通報について	

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

	掲載日	媒体	テーマ
第1節	10月10日	日本取引所グループ メールマガジン	アサカ理研株式に係る相場操縦について シーシーエス株式会社社員からの情報受領者によるインサイダー取引違反行為 及び当該社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達違反行為につ いて
第2節	10月25日	旬刊商事法務	業務上の提携に関するインサイダー取引規制
第3節	10月25日	ジュリスト	エンフォースメントの実務 —証券監視委の25年、金商法の10年の到達点・課 題と今後の展望
第4節	11月5日	旬刊商事法務	業績予想等の修正に関するインサイダー取引規制
第4節	11月13日	日本取引所グループ メールマガジン	豊証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
第5節	11月15日	旬刊商事法務	公開買付けおよびバスケット条項に関するインサイダー取引規制
第5節	11月25日	旬刊商事法務	情報伝達・取引推奨規制に関するインサイダー取引規制等
第6節	11月27日	日本証券業協会HP 証券業報	金融商品取引法における課徴金事例集～不正取引編～の公表について 「開示検査事例集」の公表について
第7節	12月11日	週刊経営財務	「開示検査事例集」の公表について
第7節	12月11日	週刊金融財政事情	金融商品取引法における課徴金事例集(不正取引編)および開示検査事例 集の公表について
第8節	12月25日	日本取引所グループ メールマガジン	不正取引に関する課徴金事例集の公表について 「開示検査事例集」の公表について 合同会社NGIキャピタル、合同会社FCキャピタル及び株式会社E-RAキャピタ ルに対する検査結果及び勧告について 株式会社文教堂グループホールディング社員による内部者取引違反行為に対 する課徴金納付命令の勧告について」及び「平成29事務年度 証券モニタリング 基本方針について

掲載日	媒体	テーマ
平成30年 1月22日	日本取引所グループ メールマガジン	FGX LIMITEDの役員1名の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて 最近の取引調査に基づく勧告について 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件の告発について
1月25日	月刊監査役	金融商品取引法における課徴金事例集～不正取引編～の公表について
1月29日	週刊経営財務	年頭所感
2月1日	会計・監査ジャーナル	金融商品取引法における課徴金事例集(不正取引編)および開示検査事例集の公表について
2月19日	日本取引所グループ メールマガジン	岩井コスモ証券株式会社に対する検査結果及び勧告について 株式会社シーズ・ホールディングス役員からの情報受領者によるインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 公開買付者の社員及び同人から情報を受領した者によるエヌジェーケー株式に係る内部者取引違反行為並びに当該社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について
3月1日	会計・監査ジャーナル	「開示検査事例集」の公表について
3月5日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
3月10日	月刊資本市場	証券検査を巡る最近の動向について ～平成29事務年度証券モニタリング基本方針と最近の指摘事例～
3月12日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について 東芝テック株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
3月19日	日本取引所グループ メールマガジン	最近の取引調査に基づく勧告について

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

証券監視委メールマガジンの発行

掲載日	テーマ
平成29年 4月10日	最近の取引調査に基づく勧告について INコンサルティング株式会社に対する検査結果及び勧告について
4月21日	最近の取引調査に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
4月28日	株式会社みんなのクレジットに対する検査結果及び勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
5月12日	ファンドクリエーション・アール・エム株式会社に対する検査結果及び勧告について アーツ証券株式会社ほかによる診療報酬債権等流動化債券(レセプト債)に係る偽計事件の告発について
5月30日	株式会社フートレック役員からの情報受領者3名によるインサイダー取引及び同社役員2名による重要事実に係る伝達違反行為 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者3名によるアイセイ薬局株式に係るインサイダー取引
7月4日	アセットプランニング株式会社に対する検査結果及び勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
8月10日	日本クラウド証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社FIPパートナーズに対する検査結果に基づく勧告について 株式会社RISEに対する検査結果に基づく勧告について 最近の取引調査に基づく勧告について
9月1日	証券取引等監視委員会の活動状況の公表について ヤマゲン証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社卑弥呼株券に係る内部者取引事件の告発について 証券取引等監視委員会に対する情報提供・公益通報について
9月29日	アサカ理研株式に係る相場操縦について シーシーエス株式会社社員からの情報受領者によるインサイダー取引違反行為及び当該社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達違反行為について
10月30日	豊証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
12月12日	不公正取引に関する課徴金事例集の公表について 「開示検査事例集」の公表について 合同会社NGIキャピタル、合同会社FCキャピタル及び株式会社E-RAキャピタルに対する検査結果及び勧告について 株式会社文教堂グループホールディング社員による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について 平成29事務年度 証券モニタリング基本方針について
12月28日	FGX LIMITEDの役員1名の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて 最近の取引調査に基づく勧告について 株式会社ストリーム株券に係る相場操縦事件の告発について

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

3-11

掲載日	テーマ
平成30年	
1月30日	岩井コスモ証券株式会社に対する検査結果及び勧告について 株式会社シーズ・ホールディングス役員からの情報受領者によるインサイダー取引に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について 公開買付者の社員及び同人から情報を受領した者によるエヌジェーケー株式に係る内部者取引違反行為並びに当該社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について
2月13日	最近の取引調査に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
2月21日	最近の取引調査に基づく勧告について 東芝テック株式会社株券に係る内部者取引事件の告発について
3月9日	最近の取引調査に基づく勧告について
3月20日	ラッキーバンク・インベストメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について 株式会社グロースアドバイザーズに対する検査結果に基づく勧告について 最近の開示検査に基づく勧告について
3月30日	日本サード・パーティ株式会社役員による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について 株式会社プロルート丸光との契約締結者から情報を受領した者による内部者取引違反行為に対する課徴金納付命令の勧告について

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

第7節

第8節

第9節

第10節

第4章

情報の受付について

4 情報の受付について

1. 一般投資家等からの情報の受付について

「情報提供窓口」において、広く一般の皆様からの情報を受け付けています。

- 個別銘柄に関する相場操縦、インサイダー取引行為などに関する情報
- 虚偽の有価証券報告書など疑わしいディスクロージャーに関する情報
- 金融商品取引業者による不適切な勧誘などに関する情報
- 疑わしい金融商品やファンド、仕手グループに関する情報
- 証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に関する情報

※ 株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても受け付けています。

お電話での情報受付 【受付時間】 平日：午前8時45分～午後5時

0570-00-3581(ナビダイヤル)

※ 一部のIP電話等からは 03-3581-9909

お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報提供窓口 あて

FAXでの情報受付 【24時間受付】

03-5251-2136

電子メールでの情報受付（証券監視委ウェブサイト内） 【24時間受付】

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

2. 年金運用ホットラインでの情報の受付について

年金運用に係る不正等に関する有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」において、投資一任業者の業務運営の実態等についての情報を受け付けています。

- 投資一任業者における疑わしい運用等の情報
- 年金投資一任契約の不適切な勧誘、不十分な情報提供に関する情報
- 契約や説明の内容を遵守しない運用に関する情報

お電話での情報受付 【受付時間】 平日：午前8時45分～午後5時

03-3506-6627

お手紙での情報受付

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 年金運用ホットライン あて

電子メールでの情報受付 【24時間受付】

pension-hotline@fsa.go.jp

3. 公益通報及び相談窓口について

公益通報者保護法に基づき、外部の労働者の方からの公益通報及び公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という）を適切に処理するため、公益通報等に係る窓口を設置しています。

《通報対象》

金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等も含む。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合に通報いただけます。なお、通報の内容としては、確実な情報やご自身が実際に見聞きした個別・具体的な事実について、それが信ずるに足りる相当の理由、証拠等がある報告に限ります。

《通報者の範囲》

通報者が通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であることなどが要件となっています。なお、詳細については、証券監視委ウェブサイトをご参照ください。

《通報の対象外》

不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等での通報は対象とはなっておりません。

《公益通報等にあたってのご注意》

公益通報等をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

- (1) 氏名(匿名を希望される場合は情報提供窓口で受け付けています)
- (2) 連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)
- (3) 被通報者(法令違反を行った(行おうとしている)事業者)
- (4) 通報者と被通報者の関係
- (5) 法令違反の具体的事実(法令違反行為が行われた(行われようとしている)内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など)

通報受付窓口 【24時間受付】

※通報は、郵送、メール、FAXのいずれかの方法で受け付けています。

なお、通報にあたっては「公益通報」と明記していただくようお願いいたします。

・〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局 公益通報窓口 あて

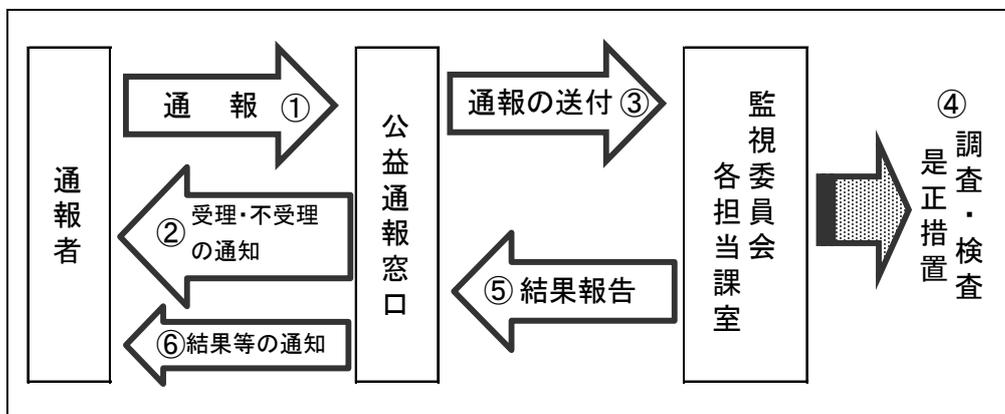
・FAX:03-5251-2198

・電子メール:koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

事前の相談窓口 【受付時間】 平日:午前8時45分～午後5時

・03-3581-9854

《通報があった場合の手続きの流れ》



《ご意見、情報等の連絡先》

郵 送：〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1

証券取引等監視委員会事務局 総務課

代表電話：03-3506-6000

○本書に対するご意見 情報公開・個人情報保護係 内線 3021

F A X：03-5251-2151

○証券取引等監視委員会ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>

○メールマガジン配信サービス

<https://www.fsa.go.jp/haishin/sesc/>